

五條市五條新町伝統的建造物群保存地区
防災計画報告書

平成 26 年 3 月

五 條 市

目 次

序	1
1. 防災計画の目的	2
2. 策定方針	2
3. 対象区域	3
4. 計画フロー	3
5. 計画の策定経過	4
1. 五條新町地区の現況	5
1-1 地域の概況	6
1-1-1 地区の位置	
1-1-2 人口・世帯数の推移	
1-1-3 地形・地質	
1-1-4 水系	
1-1-5 気象条件	
1-1-6 災害履歴	
1-1-7 被害を及ぼす災害等の想定	
1-2 保存地区の概況	13
1-2-1 地区の概要	
1-2-2 保存地区の沿革	
1-2-3 保存地区の特性	
1-2-4 保存事業の経緯	
1-3 保存地区の現況の整理	22
1-3-1 建物用途別現況	
1-3-2 建物構造別現況	
1-3-3 建物階数別現況	
1-3-4 建物塗り込めの現況	
1-3-5 幅員別道路現況	
1-3-6 建物年代別・建物様式別分布	
2. 上位計画等の整理	33
2-1 上位計画・関連計画・法規	34
2-1-1 「第5次五條市総合計画（H20.9）」	
2-1-2 「五條市都市計画マスタープラン（H23.12）」	
2-1-3 「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区保存計画（H22.7）」	
2-1-4 「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例（H23.3）」	
2-2 関連事業	39
2-2-1 街なみ環境整備事業	
2-2-2 伝統的建造物群保存地区保存修理事業	

3. 居住者の意向	41
3-1 アンケート調査の実施	42
3-1-1 アンケート調査の概要	
3-1-2 アンケート調査の結果	
3-2 ワークショップの実施	54
3-2-1 ワークショップの概要	
3-2-2 ワークショップの結果	
3-3 居住者意向からみた課題	59
3-3-1 地区であげられた問題点	
3-3-2 地区の防災上の課題	
4. 保存地区の防災上の課題	61
4-1 地区防災体制の課題	62
4-1-1 自主防災組織の充実	
4-1-2 防災訓練の充実	
4-1-3 高齢世帯の増加	
4-1-4 屋外消火器の設置	
4-1-5 消火栓等の設置	
4-1-6 防火水槽の設置	
4-1-7 取水環境	
4-1-8 災害時の連絡体制の未整備	
4-2 地区内建物の課題	63
4-2-1 建物の耐震性能の向上	
4-2-2 建物の防火性能の向上	
4-2-3 空家対策	
4-3 地区防災環境の課題	64
4-3-1 周辺地区との連携（延焼の危険性）	
4-3-2 避難路等の確保	
5. 防災計画	65
5-1 防災計画の考え方	66
5-2 防災計画の基本方針	67
5-2-1 地区防災体制の強化	
5-2-2 都市防災構造の強化	
5-2-3 地区防災まちづくりの推進	
5-3 防災計画の内容	68
5-3-1 地区防災計画の全体フレーム	
5-3-2 防災計画の内容（対策メニュー）	
5-4 防災対策事業	75
5-4-1 防災施設整備計画	
5-4-2 主な導入施設に向けた検討	
5-4-3 事業実施計画	
6. 今後の課題	92
6-1 地区防災体制の強化	93
6-2 地区内建物の強化	93
6-3 地区防災環境の強化	93

はじめに

伝統的建造物群保存地区は、歴史的あるいは文化的価値のある建造物が集積しており、わが国の町や村の成り立ちを実感させてくれる存在として、文化の香があふれる歴史景観を提供してくれる存在として、その価値を伝承しつつ保存をはかっていくことが求められる。その伝承と保存にあたっては、乱開発から守ると同時に災害から守ることが欠かせない。五條市五條新町伝統的建造物群保存地区も例外ではない。

伝統的建造物群保存地区としての五條新町は、古い木造建築を主体に構成されており、火災が発生すると、歴史的町並みが失われる危険性をはらんでいる。それだけに、歴史的町並みを守るために、防火対策に力を注ぐことが社会的責務として求められる。

備えるべき災害は火災だけではない。南海トラフ沖地震の発生が懸念されており、その前後に直下型地震が発生することも考えられる。異常気象のもとで、集中豪雨や台風によって河川が氾濫するリスクも高まっている。巨大地震や集中豪雨にも備えることが欠かせないのである。

ところで、文化財や歴史的町並みを守ればよいかというと、決してそうではない。それ以上にそこに住む人々の命や暮らしを守らなければならない。伝建地区だけではなくその周辺の町並みやそこに住む人々を守らなければならない。観光客や来訪者の命を守ることにも忘れてならない。となると、避難や救助などによって命を守ることに力を入れなければならない。町並みを守るだけでなく、命と暮らしを守るために、防災態勢の強化をはかっていかなければならない。

その防災態勢の中心的な担い手は、言うまでもなくそこに住む居住者自身である。いざ災害が発生した時に、すぐに駆けつけることができるのはそこにいる居住者自身だからである。自分たちの町は自分たちで守るという精神に支えられ、誇りうる町に住んでいるという自負にも支えられて、防災への取り組みを率先的に展開してゆくことが求められる。

五條新町の皆さんが、周辺の隣人とも力を合わせ、行政や関係機関とも力を合わせて、自らの命を守るとともに、歴史的町並みを守っていかれることを、願ってやまない。

平成26年3月

室崎 益輝

序

1. 防災計画の目的

五條市五條新町伝統的建造物群保存地区は、多くの歴史・文化遺産の存在と市民が通常の生活を営む場とが混在している。地区では歴史的まちなみの保全が前提であるため、ハード面での地域防災構造を強化することは困難な状況にある。そこで、既存の環境や防災機能を有効に活用し、どう最大限活用できるかといった行動計画等のソフト面の対策を充実させることが重要になる。

平成 22 年の「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会」においても、代替措置として防災計画の早期策定、防災設備等の整備が方向付けられている。したがって、保存地区住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを基本方針とし、五條市五條新町の歴史的な景観を活かしたまちづくりを推進するため、当該保存地区に相応しい防災計画を策定することを目的とする。

2. 防災計画の策定方針

五條新町地区に策定する防災計画は、以下の方針により策定する。

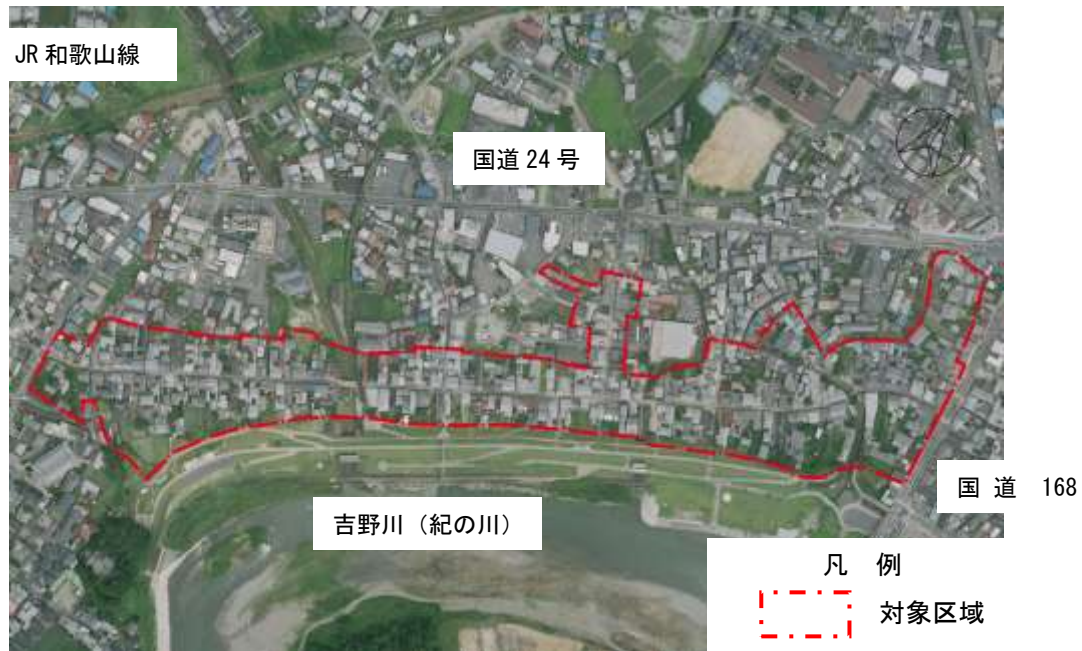
◇保存地区の防災力を高めるためには、目的にも述べているようにソフト面の対策が重要で、そのためにはアンケート調査や防災まちづくりワークショップ、講演会の実施、防災通信の発行等を通じて、住民意識の把握、集約、向上を図りながら策定することとする。

◇一方で、住民のみでなしえない項目も存在し、ソフト面への支援やソフトを補完するハード整備など多岐にわたって行政のかかわりが必要なことから、保存地区の防災に関する関係部署との協議を踏まえて策定することとする。

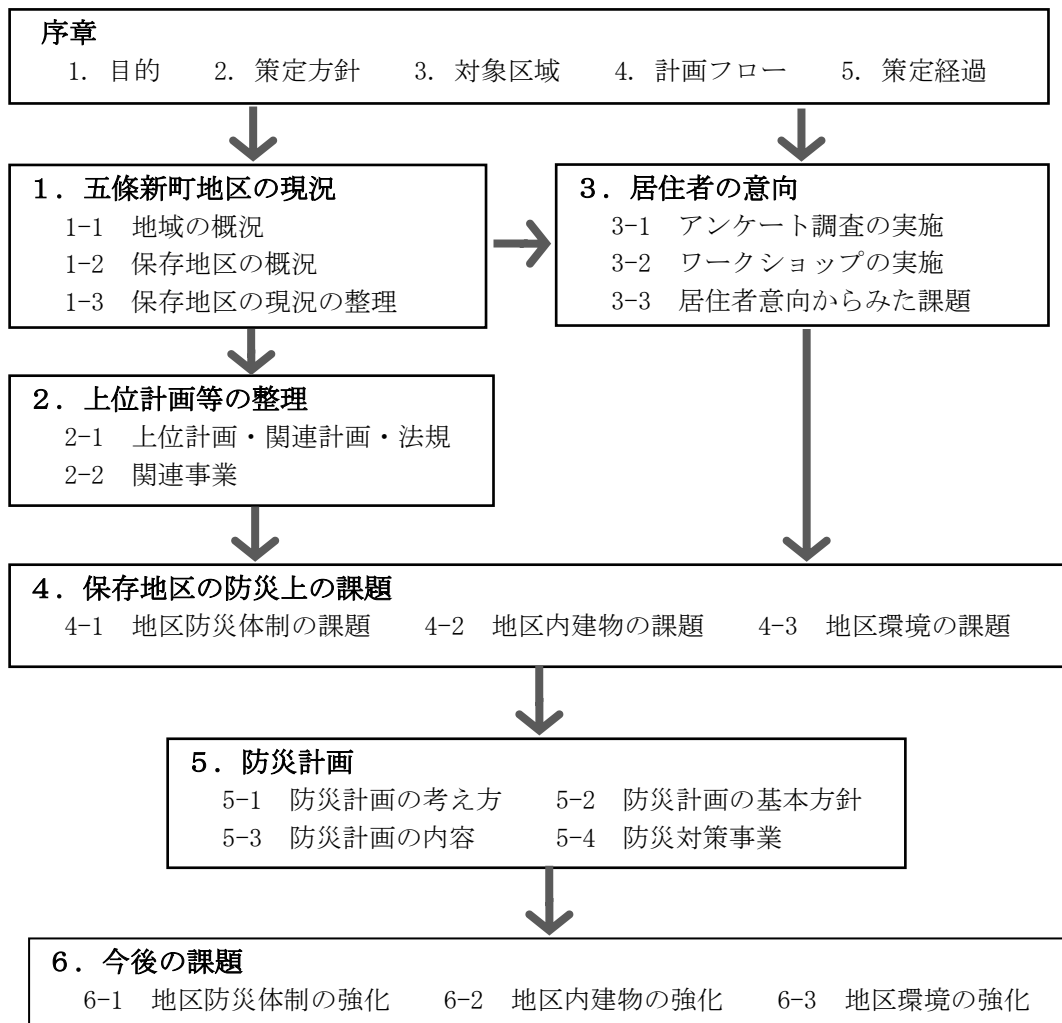
◇現況把握に関しては、平成 22 年度の「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会報告書」の内容の時点修正を図るとともに、新たな項目については、既存資料及び現地踏査等によって執り行うこととする。

3. 対象区域

本計画では重要伝統的建造物群保存地区に選定されている五條新町地区を対象とする。



4. 計画フロー



5. 策定経過

防災計画策定にあたっては、文化庁および奈良県教育委員会の指導のもと、下表に示すような経過を経て策定した。

年月日	内容
平成24年11月19日	平成25年度文化財補助事業計画について 伝統的建造物群保存対策調査事業計画書（事業名：重伝建五條市五條新町伝統的建造物群保存地区伝統的建造物群保存対策調査事業）を県教育委員会へ提出
平成25年 2月19日	平成25年度 国宝重要文化財等保存整備費補助金交付申請書（事業名：重伝建五條市五條新町伝統的建造物群保存地区伝統的建造物群保存対策調査事業）を県教育委員会へ提出
平成25年 5月15日	国宝重要文化財等保存整備費補助金交付決定通知書（事業名：重伝建 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区伝統的建造物群保存対策調査事業）が文化庁及び県教育委員会より交付
平成25年 7月16日	京都大学 林康裕教授と伝統的建物の構造について打合せ
平成25年 7月23日	五條新町伝統的建造物群保存地区地域防災計画策定業務委託の指名競争入札を実施 株式会社 アスコ 奈良支社が落札
平成25年 8月 6日	五條新町地区町なみ保存会幹事会で防災計画策定に関するアンケート調査実施に関して協力依頼
平成25年 9月19日	平成25年度国宝重要文化財等保存整備費補助金計画変更承認申請書提出（重伝建五條市五條新町伝統的建造物群保存地区伝統的建造物群保存対策調査事業）
平成25年 9月 4日 ～ 9月20日	「五條新町伝統的建造物群保存地区の防災計画策定に関するアンケート」実施 京都大学 林康裕教授と合同調査
平成25年 9月18日	現地調査実施
平成25年10月	五條市関係各課へヒアリング調査（消防本部・危機管理課・都市計画課）
平成25年10月21日	「でんけん防災通信」第1号発行
平成25年10月23日	京都大学 林康裕教授にヒアリング実施（伝建建物の現況等について）
平成25年10月24日	本計画策定に関するアドバイザーに室崎益輝氏（神戸大学名誉教授）が就任（期間：平成25年11月1日～平成26年3月31日）
平成25年10月31日	文化庁 島田敏男主任文化財調査官 現地指導
平成25年11月 1日	国宝重要文化財等保存整備費補助金交付決定変更通知書（事業名：重伝建五條市五條新町伝統的建造物群保存地区伝統的建造物群保存対策調査事業）が文化庁および県教育委員会より交付
平成25年11月 8日	第1回「防災まちづくりワークショップ」実施 地区の特性・実態把握
平成25年11月21日	「でんけん防災通信」第2号発行
平成25年11月27日・28日	現地調査実施
平成25年12月 1日	第2回「防災まちづくりワークショップ」実施 第1部：防災講演会／室崎益輝氏（神戸大学名誉教授） 第2部：地区の問題・課題
平成25年12月27日	現地調査実施
平成26年 1月28日	「でんけん防災通信」第3号発行
平成26年 2月12日	第3回「防災まちづくりワークショップ」実施 今後の対策・提案
平成26年 2月18日	五條市関係各課との防災計画内容の調整
平成26年 2月20日	五條市伝統的建造物群保存地区保存審議会での防災計画に関して承認
平成26年 3月31日	「でんけん防災通信」第4号発行

1. 五條新町地区の現況

1-1 地域の概況

1-1-1 地区の位置

五條市は、紀伊半島のほぼ中央部、奈良県の南西部に位置し、四季折々に情感を漂わせる国立・国定公園など豊かな自然と歴史が満ち溢れている。

古代や南北朝からの史跡、多くの人や文化が往来した街道や河川など世界に誇れる歴史、魅力満載の観光・交流資源も備わっている。産業面では、日本一の柿の産地であり、広大な山林を背景とした林業、特色ある地場産業、テクノパーク・なら等の工業団地などバラエティに富んでいる。一方、広域交通は、京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和自動車道、紀伊半島を縦断する五條新宮道路、本市と三重県松阪市を結ぶ東海南海連絡道が結節するまちとして期待されている。



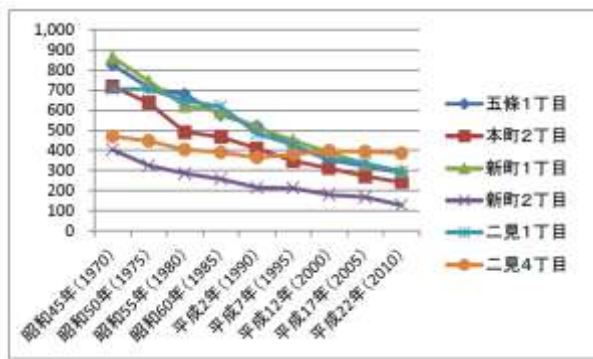
位置図

1-1-2 人口・世帯数の推移

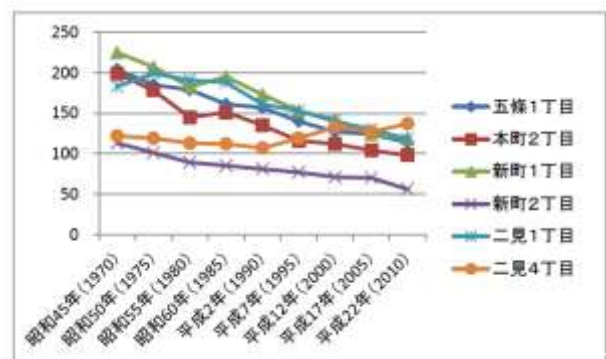
保存地区の人口は、この40年間一貫して減少し続けており、減少の傾向は止まる傾向が見られない。昭和45年（1970）と比較して半数以下に減少した。世帯数も人口と同様減少傾向が続いており、約半減した。このまま推移すると、空き家、空き地の増加がさらに進行するものと考えられる。五條市全体（平成17年の合併以降を除く）が、この間微増傾向にあることと比較すれば、五條市中心部の空洞化が進行していると考えられる。

また、高齢化率は現在地区全体で4割を超えており、この10年間でさらに進行している。特に地区東部の五條1丁目では5割近くになっており、いわゆる限界集落の基準である数値に近づいている。

●人口の推移



●世帯数の推移



●人口の推移

(データは国勢調査による。)

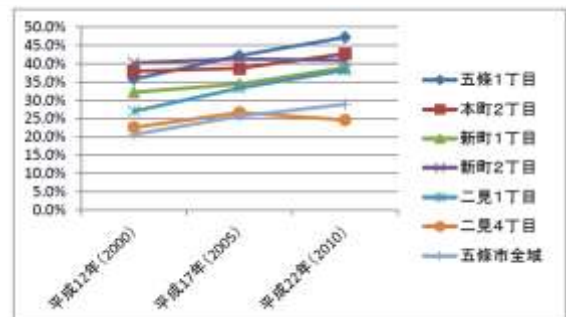
	昭和45年 (1970)	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)
五條1丁目	826	714	679	576	521	422	352	322	288
本町2丁目	719	636	492	466	410	348	311	271	241
新町1丁目	863	744	622	592	514	450	391	331	298
新町2丁目	403	325	285	257	215	212	179	167	127
二見1丁目	705	706	648	618	484	428	359	336	293
二見4丁目	470	447	404	390	364	380	398	394	386
五條市全域	33,737	34,126	33,824	33,887	34,545	35,734	35,205	37,375	34,460

●世帯数の推移

	昭和45年 (1970)	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)
五條1丁目	204	185	179	161	157	140	127	124	114
本町2丁目	199	178	145	151	135	116	112	104	98
新町1丁目	225	207	183	195	173	153	142	124	119
新町2丁目	113	101	89	85	81	77	71	70	56
二見1丁目	183	199	191	188	161	153	140	130	118
二見4丁目	122	119	113	112	107	119	133	127	137
五條市全域	8,412	8,981	9,186	9,433	9,936	10,571	10,904	12,104	11,738

●高齢化率の推移(65歳以上人口)

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)
五條1丁目	35.8%	42.2%	47.2%
本町2丁目	37.9%	38.7%	42.7%
新町1丁目	32.2%	34.4%	38.9%
新町2丁目	40.2%	41.3%	40.9%
二見1丁目	27.0%	33.3%	38.2%
二見4丁目	22.6%	26.6%	24.6%
五條市全域	20.7%	25.6%	28.9%

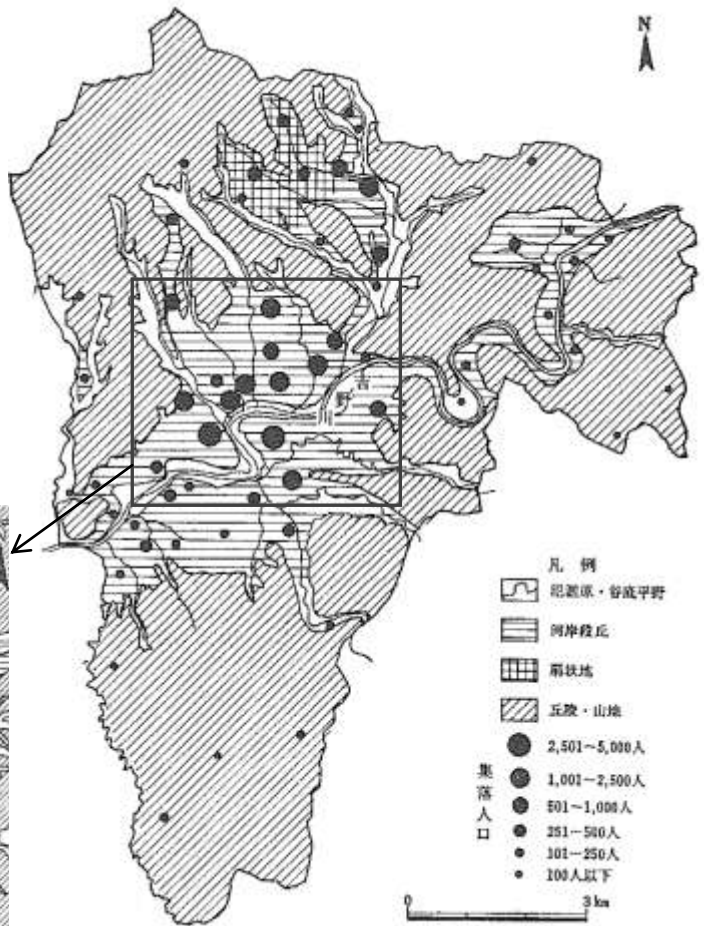
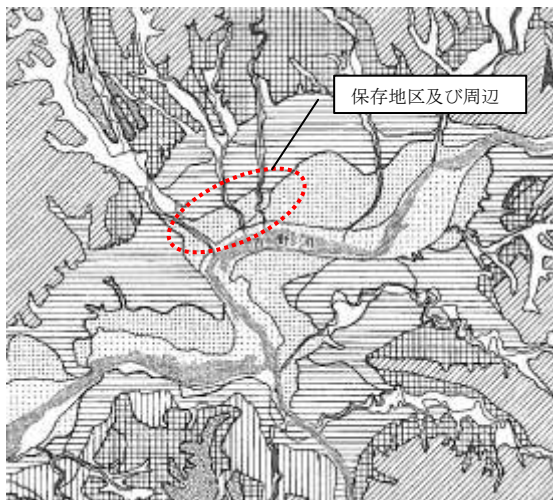


注) 五條市全域のデータは、平成12年以前は西吉野村及び大塔村との合併前のもの。

1-1-3 地形・地質

(1) 地形

保存地区が位置する五條市北部地域は、奈良県の中央部を流れる吉野川の中ほどに開けたまちで、北に金剛山、南は吉野連山に囲まれ、西流する吉野川を中心に中小の複雑な河岸段丘が盆地状に取り巻く地区になっている。

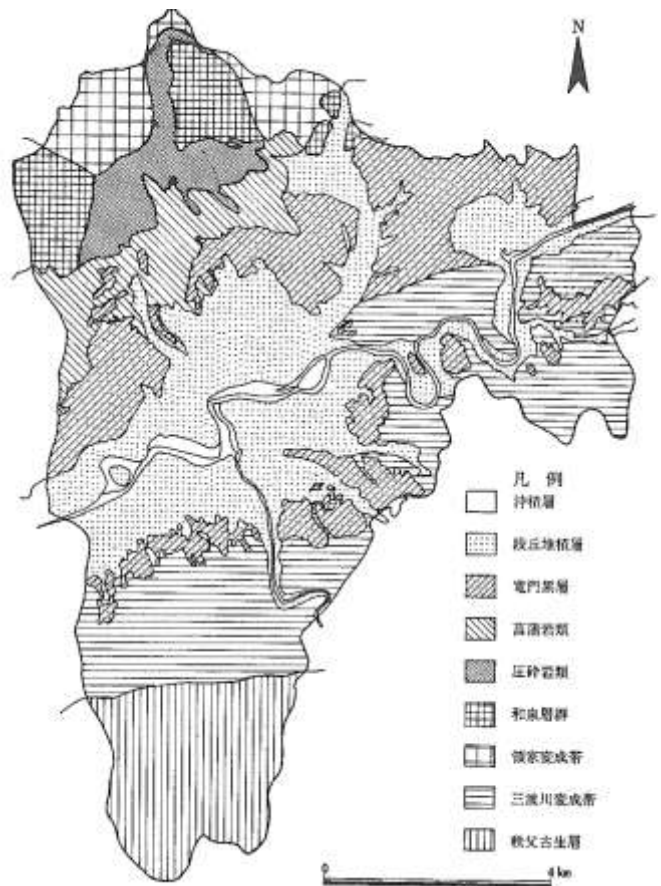


保存地区及び周辺をみると、河岸段丘の最も低い「段丘一」にあり、氾濫原とさほど高低差がないことから伊勢湾台風ではこの一帯は大きな被害を受けた。

(2) 地質

五條市付近の地質は、中央構造線を境に、中央帯と北部の内帯（領家変成帯）、南部の外帯（四万十層帯）に分かれている。

保存地区の位置する吉野川沿いの低地等は礫がち堆積物、扇状地状礫がち堆積物の未固結堆積物が占めている。



* 「1-1-3 地形・地質」の図及び記述は五條市史編集委員会（編）『五條市史』（1987）より引用

1-1-4 水系

保存地区は、吉野川水系に属している。また、吉野川の支流である西川、東浄川、寿命川が当地区に集中して吉野川に流れ込む特異な地区であり、地区を分断する要素ともなっている。

1-1-5 気象条件

保存地区の位置する五條市北部地域は、全般的には比較的温暖で少雨であり、瀬戸内型気候を示している。詳しく見ると、最高気温は県内で最も高く、また最低気温は奈良市よりも低く、暑さ寒さの厳しいところと言える。風向は、最多風向は夏で東北東系、冬は西南西系で、風速 10m/s 以上の強風はほとんどない。

1-1-6 災害履歴

保存地区の災害履歴の主なもの（火災、水害、地震）は以下のとおりである。

大火

被災年		被災内容	出典
西暦	和暦		
1669年	寛文9年	「中町が全焼」	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県文化財研究所（編）『五條・新町 五條市新町町並み調査報告書』（2006） ・新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念誌編纂委員会（編）『新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念誌』（2009）
1674年	延宝2年	「新町の三町が全焼」	
1703年	元禄16年	「五條の家屋が悉く焼失」	
1705年	宝永2年	「新町の西町が残らず焼けた」	
1746年	延享3年	「中町西北側が焼失」	
1771年	明和8年	「二十軒が焼失」	
1838年	天保9年	「約二十五軒が焼失」	

水害

被災年		被災内容	出典
西暦	和暦		
1674年	延宝2年	「金剛山の洪水で、これにより寿命川橋が架け替えられた」	<ul style="list-style-type: none"> ・五條市史編集委員会（編）『五條市史』（1987） ・奈良県文化財研究所（編）『五條・新町 五條市新町町並み調査報告書』（2006） ・新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念誌編纂委員会（編）『新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念誌』（2009）
1756年	宝暦6年	「吉野川上流から材木が多く流された」	
1789年	寛政元年	「大風雨」	
1802年	享和2年	「五條に加えて橋本の家屋も流された」	
1848年	嘉永元年	「江戸時代最後の大風雨」	
1896年	明治29年	吉野川堤防決壊。五條町の被害、34戸損傷、死者3人	
1921年	大正10年	五條町での増水6mに及ぶ。	
1953年	昭和28年	13号台風。五條町では150戸浸水	
1959年	昭和34年	伊勢湾台風。吉野川の最高水位10mに及ぶ。市内の流出・浸水家屋は千数百戸、死者4名	

地震

被災年		被災内容	出典
西暦	和暦		
1707年	寛永4年	マグニチュード8.4の巨大地震。新町村を含む幕領代官辻弥五左衛門管轄内だけでは潰家1061軒、死者30人となっていて大和国の三分の一にも及んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ・五條市史編集委員会（編）『五條市史』（1987） ・新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念誌編集委員会（編）『新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念誌』（2009）
1936年	昭和11年	河内大和地震。M6.4。大和盆地北部に被害をもたらすが（家屋の損壊約1200戸）、五條は弱振程度	
1952年	昭和27年	吉野地震。M6.8の内陸型地震。東吉野地区が最も被害が大きかったが（死者9名、負傷者136名、住宅全壊20棟）、五條は道路20か所程の損傷と軽微であった。	
1995年	平成7年	阪神淡路大震災。五條は震度4で被害は記録していない。 （*阪神淡路大震災は、M7.3、最大震度7、死者6433人、けが人約35000人、全半壊家屋約20万棟、火災の発生182件で、阪神・淡路地域に甚大な被害をもたらした。また近畿地方及び周辺の広い範囲に震度4～5の大きな揺れをもたらした。）	

1-1-7 被害を及ぼす災害等の想定

(1) 水害

「五條市洪水・地震ハザードマップ」によると、当地区は北東角の一部を除いて洪水が起きた場合に浸水される区域となっており、地区の東部（西川の右岸一帯まで）が0.5～1.0m未満、その他の全体が1.0～2.0mの洪水が想定されている。なおこれらの区域は、この付近の吉野川の堤防高さ標高103mよりも低い地域となっている。



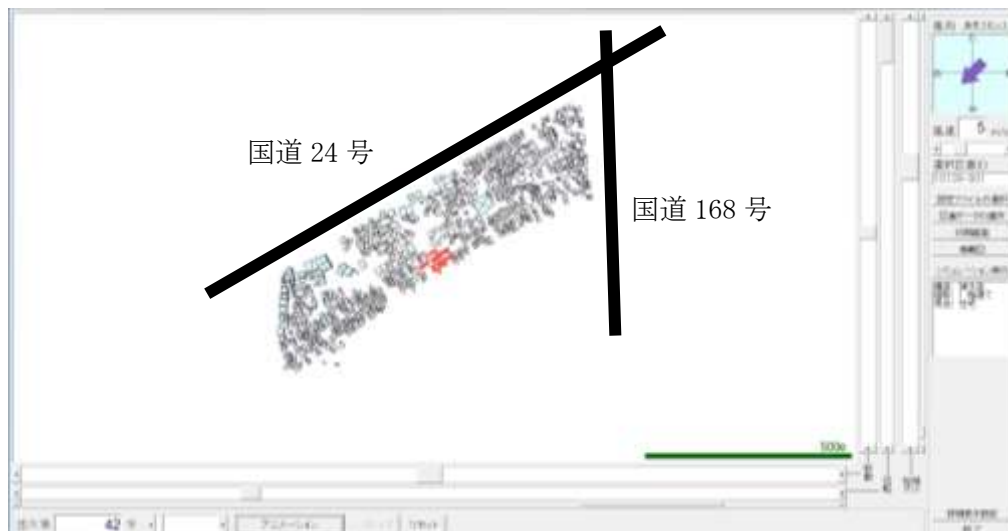
(2) 地震

「五條市洪水・地震ハザードマップ」によると、当地区全域が東南海・南海地震同時発生時の震度として「震度5強」が想定されている。震度5強は、「物につかまらなると歩くことが難しい。棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。」（気象庁「震度と揺れ等の状況（概要）」より）とされている。



(3) 火災

保存地区及び周辺地区について、簡易な延焼シミュレーションを実施した。ソフトは「市街地火災シミュレーションプログラム 国土交通技術施策総合研究所 2006年6月6日版」を使用し、建物の構造は木造・非木造、階数を入力、窓は自動生成で数ケースで行った。その結果の一例を下図に示す。地区中央部からの出火は、消火活動が行われない場合、東側は国道 168 号沿道の建物、北側は保存地区を越えて国道 24 号まで延焼範囲が広がった。



240 分後



640 分後



1-2 保存地区の概況

1-2-1 地区の概要

保存地区の概要は以下のとおりである。

(1) 保存地区の名称・面積・区域

- ◆保存地区の名称：五條市五條新町伝統的建造物群保存地区
- ◆保存地区の面積：約 7.0ha
- ◆保存地区の範囲：五條 1 丁目、本町 2 丁目、新町 1 丁目、新町 2 丁目、二見 1 丁目、二見 4 丁目の各一部

(2) 保存の措置を講じる物件（特定物件）

- ◆伝統的建造物（建築物）：153 件（主屋・土蔵・離れ・寺社）
- ◆伝統的建造物（工作物）：18 件（石垣）
- ◆環境物件：1 件（樹木）

[特定物件数は平成 26 年 1 月末現在]

1-2-2 保存地区の沿革

五條市は奈良県の南西部に位置する。市のほぼ中央には吉野川が東から西へ流れ、この吉野川の河岸段丘上に、五條・新町の町並みが位置する。

五條は、その条里制に由来する地名から古代の郡衙の地と推定されているが、町並みの成立は中世を起源とし、御霊神社御旅所とその前面に位置した小広場を核とする町場に想定される。一方、新町の町並みは慶長 13 年(1608)に松倉重政により築かれた二見城の城下町として成立したものである。

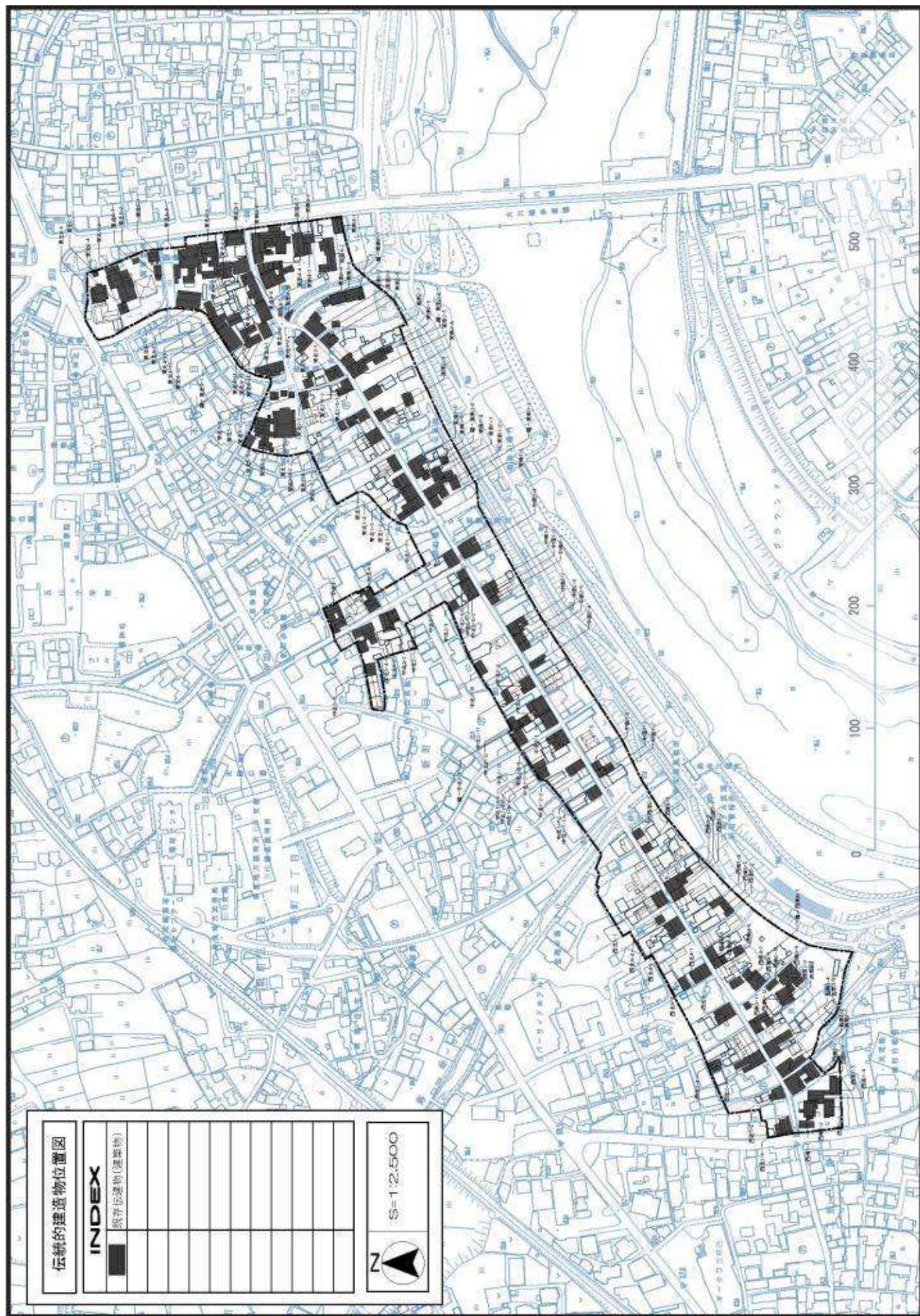
二見城は元和 2 年(1616)に廃城となるが、その後、新町は城下町から在郷町へと転じて存続した。さらに五條では、寛永年中に伝馬所、寛政 7 年(1795)には代官所が設置されるなど、南和地域の政治経済の中心地となった。

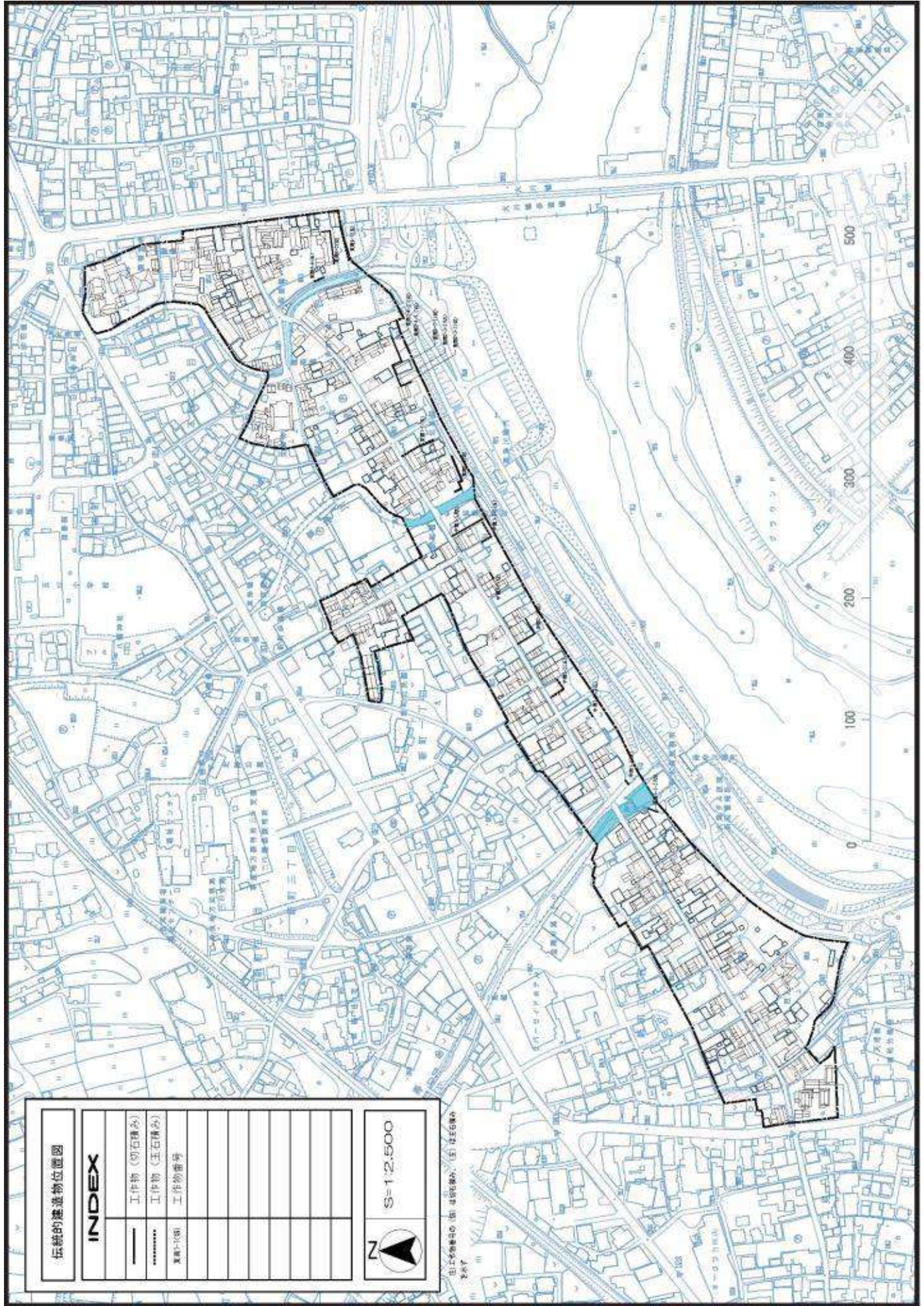
こうした五條・新町では、有力商人が代官所の年貢代銀を管理する掛屋を勤め、これらを中心に三商売と呼ばれる金融業が近世を通じて営まれ、街道の宿場町としても繁栄した。

近世中には五條では 3 回、新町で 4 回の大火があったことが知られるが、これらを乗り越えるべく、町並みには軒裏まで漆喰で塗り込めた重厚な町家が続けて建設された。また、町並みは吉野川の氾濫による水害に、度重ねて遭ったことが知られ、これを克服すべく吉野川に面した屋敷地背面に石垣が築かれた。

近代に入り、代官による支配が終焉を迎え、明治 3 年(1870)には伝馬所は廃止されたものの、近世を通じて育まれた五條・新町の町並みは継承された。大正・昭和期にかけても町並みには、良質な伝統的町家や近代建築が建てられ、吉野川沿いにも土蔵や離れ座敷が建てられ、水辺に面した石垣が形成された。

昭和 29 年(1954)には、大川橋から五條の中心部を南北に貫くように国道 168 号が開通し、都心として機能していた小広場は失われ、小広場に面した御霊神社御旅所は講御堂寺の南側への移転を余儀なくされたが、これら以外では新たな道路は整備されず、五條・新町の町並みは近世以





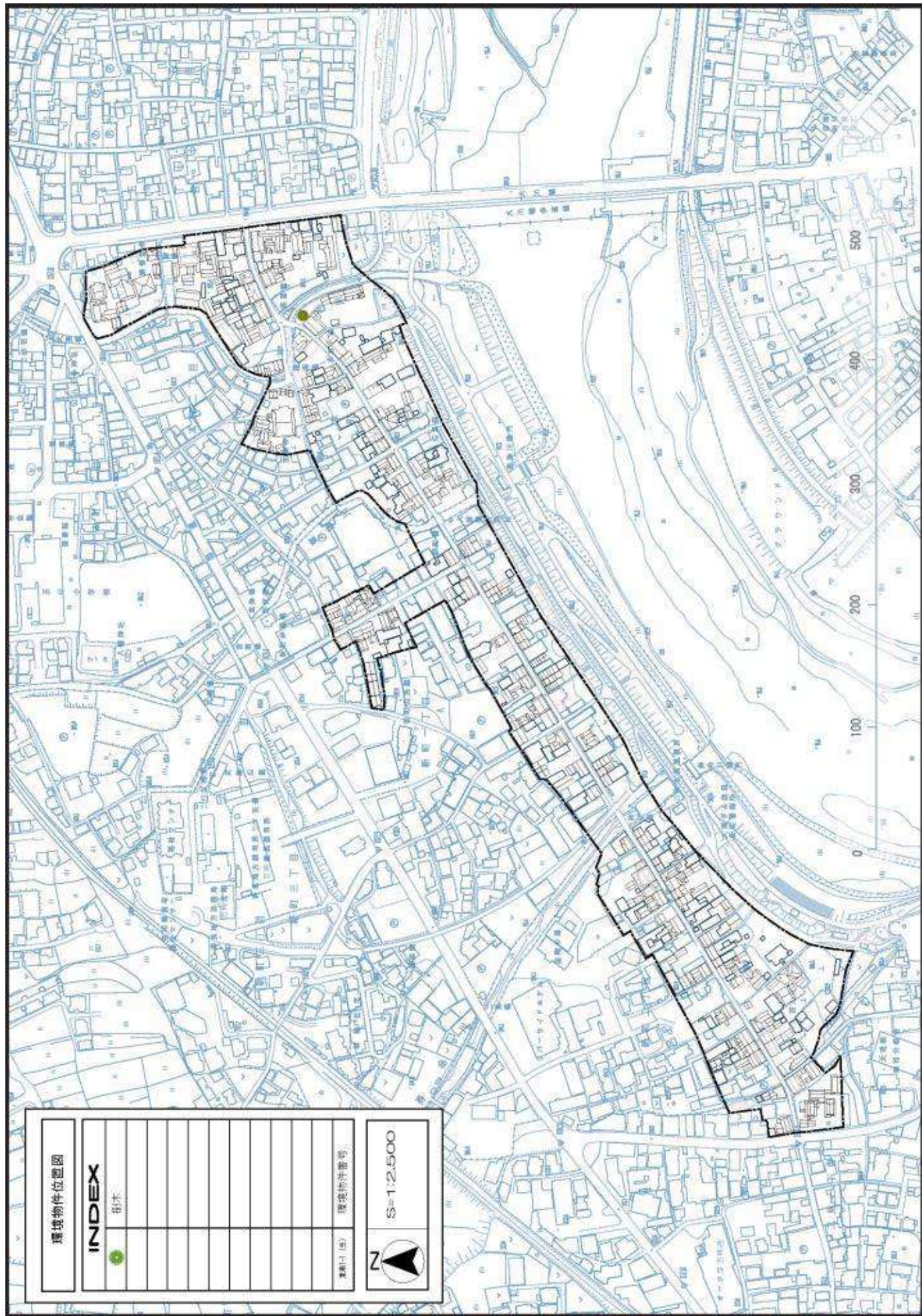
區內的建築物位置圖

INDEX

- 工作物 (初步構設)
- 工作物 (正在構設)
- (1)—— 建築物編號

S=1:2,500

此圖中所有之圖則均係根據「在」區內之
 建築圖則



環境物件位置圖

INDEX

樹木



圖例
環境物件位置圖

S=1:2,500



来の街路を継承することとなった。

一方、昭和34年（1959）の伊勢湾台風により、町並みは大きな水害に遭い、これを契機に昭和50年（1975）には吉野川沿いに吉野川堤防が建設され、五條新町の水辺の空間は大きく変貌を遂げた。ただし、石垣は現在も一部残っている。

1-2-3 保存地区の特性

（1）場所

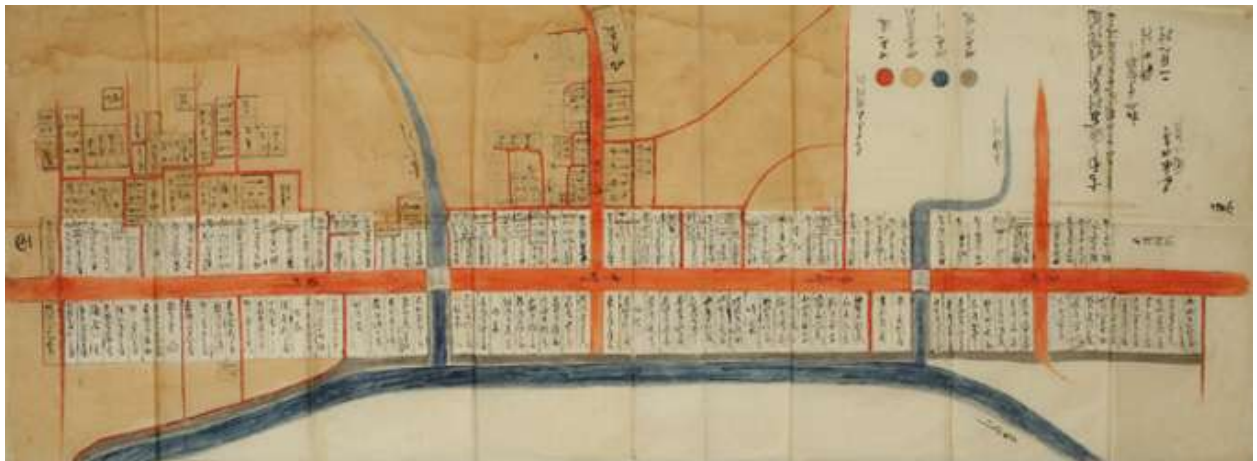
五條・新町は、吉野川の北岸に位置し、東側に五條、西側に新町の町並みが街道に沿って広がる。五條では街道の裏手に、称念寺、講御堂寺、恵比寿社、宝満寺が境内を設け、新町では、西方寺が街道に参道を設ける。

周囲は、北に金剛山脈、和泉山脈が聳え、南には紀伊山地の山並みが連なり、吉野川の水辺とともに優れた景観をみせている。



（2）地割

五條の町並みは街道と吉野川に直交する道を主軸とし、新町の町並みは、吉野川に並行に通る街道を主軸として広がる。地割は、間口が狭く奥行の深い短冊形を呈するのが基本であるが、間口・奥行が揃った均質的な地割と間口・奥行の不均質な地割を持つまとまりに大別できる。前者にあたるのが近世初頭に成立した新町の諸町で、後者にあたるのが中世に成立が遡る五條の諸町で、町並みの成立時期の違いが異なることを反映している。

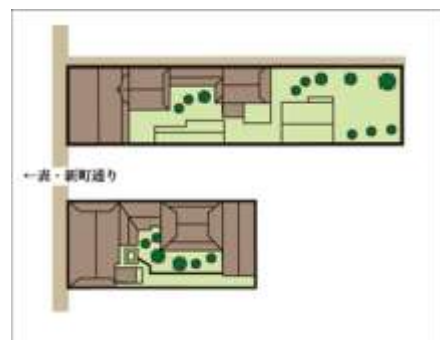


嘉永2年 新町村家別明細絵図（柏田家所蔵）

（3）建築物の特徴

町家の主屋は、街道に面して間口いっぱいにて、主屋背面には中庭を介して離れ座敷や土蔵を配するのが一般的であるが、一部に街道沿いに面して塀を巡らせ、敷地奥に主屋や離れ座敷を配した屋敷型の配置を持つものもある。

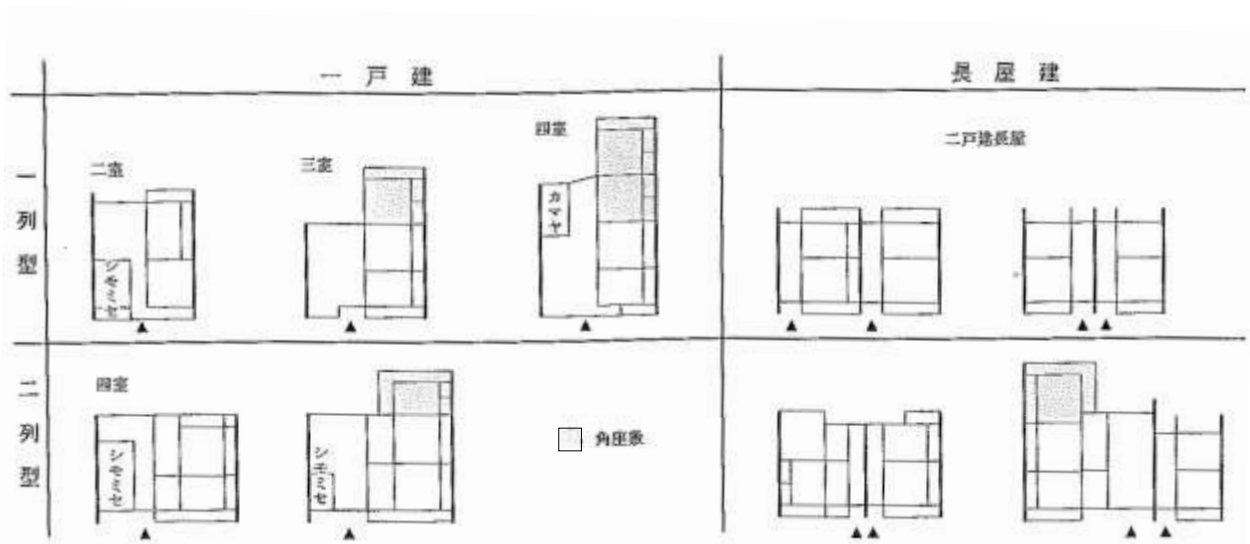
町家の主屋は、つし二階建、本二階建、平屋建で、切妻造、平入が基本である。角地、河川、神社の広場に面して立つ場



合は、入母屋造もみられ、屋根は本瓦もしくは棧瓦を葺く。

平面は、片側の通り土間に沿って一列二室または一列三室に部屋を並べたものが多く、主屋背面側にさらに部屋を設ける場合は、下屋や角屋を延ばす。

間口が大きい場合は、部屋を二列または三列に配し、また、二戸を並べて長屋建とするものや主屋脇に角屋を延ばし、街道沿いに塀と門を建てるものもある。



主屋の外壁は、二階軒裏まで漆喰を塗込めた大壁造と真壁造に分けられる。一階開口部は、改変が多いが、古いものでは、本屋柱筋に建具を入れ、戸口を摺り上げ戸や大戸、その他の柱間を藪戸、格子、出格子とするのが多く、新しいものでは、下屋柱筋に建具を建て込むものが多い。

二階開口部の改変は少なく、町並み特徴づける多様な立面を見出すことができる。大壁造の場合、梁尻を外壁面から突出させて塗り込め、二階軒裏の垂木の塗り込み形状、二階開口部とその縁の塗り込めの有無、二階隅柱を塗り込めて造り出した柱型の有無により、様々な立面を見出せる。

二階開口部では単独窓をいくつか設けるのが基本で、連続窓のものは明治以降に建設されたものにみられ、後の改造で連続窓になったと推定されるものもある。単独窓の開口部は虫籠窓、外側に格子を建てた格子窓、窓枠を設けてガラス窓など建具を建て込んだ窓があり、江戸時代の町家は虫籠窓を基本とし、壁面に占める窓面積の割合は少ない。

つし二階が高くなるものには、虫籠窓と大きな窓を設けて細格子をみせるものがあり、大正時代以降では窓はより大きいものとなる。



●単独窓（虫籠窓）



●単独窓（鉄格子窓）



●連続窓（ガラス窓）

(4) 伝統的建造物群の特徴

街道に面した町家は、立面形式の詳細に違いはあるものの、切妻造及び入母屋造、平入、二階建、大壁造という共通した外観が卓越している。また、間口の大きさや棟高の違いに関わらず、下屋庇の高さが揃っており、街道の景観に連続性と秩序を与えている。

町並みには、江戸期から近代にかけての町家に加え、洋風の意匠を持つ建築物もあるが、伝統的町家の棟高を大きく逸脱せず、まとまりある町並みを形成している。

吉野川沿いに面した敷地では、背面に切石や玉石などで積まれた石垣が設けられることが多く、水路、敷地境、段差などにも現れ、五條・新町の地形を示すとともに、吉野川沿いの町並みを特徴づける重要な景観を形成している。



* 「1-2-3 保存地区の特性」について「(4) 伝統的建造物群の特徴」以外の写真及び図は重要伝統的建造物群保存地区「五條 新町」ホームページ、「五條市新町町並み調査報告書」(2006年 五條市)、記述は「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区保存計画」(H22.7)より引用

1-2-4 保存事業の経緯

五條新町地区における町並み保存のとりくみは、1958年(昭和33年)の五條市史編纂に関する建物調査に始まる。その後、1975年(昭和50年)に奈良文化財研究所による「伝統的建造物群保存対策調査」が実施され、五條新町地区の町並みの特徴が学術的に示され、保存の重要性が認識されることになった。

その後、1990年(平成2年)に住民による「五條町並み保存会」が結成され(その後「新町塾」と改名)、「かげろう座」といった町並みを舞台としたイベントなどの取り組みを行ってきており、ハード整備としては1998年(平成10年)からは街なみ環境整備事業による整備が実施されている。

2007年(平成19年)には伝建地区指定に向けた調査が行われ、平成2010年(平成22年)12月、全国88番目の重要伝統的建造物群保存地区に指定された。

	町並み保存とまちづくりの動き	まちづくりの活動（○視察・交流/◎イベントの開催）
1957(昭和 32) 1958(昭和 33) 1959(昭和 34) 1968(昭和 43) 1975(昭和 50) 1976(昭和 51)	周辺町村を合併し、五條市市制施行 五條・新町・須恵の建築構造調査の実施 (五條市史編纂) 中尚三家が県文化財に指定 栗山武久家が国重要文化財に指定 伝統的建造物群保存対策調査実施 「奈良県五條の町並みー昭和 50 年度調査の概要」刊行 「五條ー町並み調査の記録ー」刊行	
1990(平成 2) 1992(平成 4) 1993(平成 5) 1994(平成 6) 1995(平成 7) 1996(平成 8) 1997(平成 9) 1998(平成 10) 1999(平成 11) 2000(平成 12) 2001(平成 13) 2002(平成 14) 2003(平成 15)	街灯付替事業の実施(街灯デザイン:新町塾監修) H5~7 まで 新町橋改修事業 電柱カラー化事業 (NTT/関西電力) 奈良県新総合計画の策定 市立五條文化博物館開館 五條市新総合計画の策定 特別展 五條町並みものがたり開催(市立五條文化博物館) 五條市都市計画マスタープラン策定 五條市新町地区街づくり協定の締結 五條市新町地区街なみ環境整備協議会の発足 五條市新町地区街なみ環境整備事業の開始 H10~17 五條市中心市街地商業等活性化基本計画策定 旧辻家、五條市へ寄贈 旧前防家、五條市へ寄贈 特別列車「かげろう号」送迎実施 (JR西日本:五條ー天王寺 H15~H16)	「五條町並み保存会」発足 ○「五條町並み保存会」を引継ぎ「新町塾」発足 ○町並み保存先進地視察実施 (滋賀県長浜市) ◎「あっ(新町フリーマーケット)」開催 (出店数:約 70 店、来客数:約 2000 人) ○町並み保存先進地視察実施 (広島県尾道市・竹原市) ◎「あっ(新町フリーマーケット)」を「かげろう座」に改称 ◎「かげろう座 94」開催 (出店数:約 100 店、来客数:約 6000 人) ○町並み保存先進地視察実施 (兵庫県篠山市) ◎「かげろう座 95」開催 (出店数:約 150 店、来客数:約 12,000 人) ○町並み保存先進地視察実施 (三重県伊勢市・関町) ◎「かげろう座 96」開催 (出店数:約 230 店、来客数:約 20,000 人) ○町並み保存先進地視察実施 (兵庫県姫路市姫路城・岡山県津山市) ◎「かげろう座 97」開催 (出店数:約 240 店、来客数:約 25,000 人) ○「今後のかげろう座について語る会」開催 ◎「かげろう座 98」開催 (出店数:約 270 店、来客数:約 28,000 人) ○町並み保存先進地視察実施 (愛知県瀬戸市) ○「大和まちづくりネットワーク会議」参加 ◎「五條市の万葉集について」(講師:猪俣静弥帝塚山短期大学名誉教授) ○町並み保存先進地視察実施 (徳島県脇町) ◎「かげろう座 99」開催(出店数:約 330 店、来客数:約 30,000 人) ※新町塾が「地域づくり自治大臣賞」を受賞 ◎「かげろう座 2000」開催 (出店数:約 320 店、来客数:約 33,000 人) ◎「辻説法」の開催 ◎「新町落語笑」(笑福亭竹林)の開催 ○町並み保存先進地視察実施 (和歌山県海南市) ○中心市街地活性化先進地視察実施 (島根県松江市) ◎「かげろう座 2001」開催 (出店数:約 350 店、来客数:約 35,000 人) ◎「新町通りライトアップ」(第 30 回吉野川祭り協賛)実施 ○第 1 回「旧伊勢街道を生かした地域づくり交流会議」参加 ◎「新町落語笑」(笑福亭竹林)の開催 ○「あいの会松阪創立 20 周年記念式典」参加 ○町並み保存先進地視察実施 (京都府京都市産寧坂・滋賀県高島町) ○第 2 回「旧伊勢街道を生かした地域づくり交流会議」主催 ◎「かげろう座 2002」開催 (出店数:約 400 店、来客数:約 38,000 人) ◎「かげろう座 2003」開催 (出店数:約 450 店、来客数:約 45,000 人) ○町並み保存先進地視察実施 (広島県福山市鞆の浦)

	町並み保存とまちづくりの動き	まちづくりの活動（○視察・交流/◎イベントの開催）
2004(平成 16)	旧前防家が「まちなみ伝承館」として開館 H16. 2 五條市新町町並み調査実施	◎「かげろう座 2004」開催（出店数：約 480 店、来客数：約 47,000 人） ○先進地視察実施（愛媛県大洲市内子町）
2005(平成 17)	まちや館オープン H17. 5 五條市、西吉野村、大塔村が合併 H17. 9	◎「かげろう座 2005」開催（出店数：約 450 店、来客数：約 50,000 人） ○先進地視察実施（熊本島原） 「NPO 法人大和社中」設立
2006(平成 18)		○先進地視察実施（岡山県真庭市勝山地区）有志で見学 ◎「かげろう座 2006」開催（出店数：約 410 店、来客数：約 51,000 人）
2007(平成 19)		◎「かげろう座 2007」開催（出店数：約 400 店、来客数：約 52,000 人） ○先進地視察実施（熊本） ※新町塾が総務大臣表彰
2008(平成 20)	五條市新総合計画の策定	五條新町地区町なみ保存会発足 H20. 3. 27 ◎「かげろう座 2008」開催（出店数：約 280 店、来客数：約 43,000 人） ○先進地視察実施（大分県豊後高田、福岡市周辺）
2009(平成 21)		◎「かげろう座 2009」開催（出店数：約 430 店、来客数：約 55,000 人）
2010(平成 22)	町屋和風レストランオープン H22. 5 伝統的建造物群保存地区保存計画制定 H22. 6（H22. 7 変更） 重要伝統的建造物群保存地区に選定 H22. 12	◎「かげろう座 2010」開催（出店数：約 450 店、来客数：約 68,000 人）
2011(平成 23)	五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定 H23. 3 保存修理事業等開始 まちや館公衆用トイレオープン H23. 4 保存計画（H23. 10 変更） やなせ屋オープン H23. 12 五條市都市計画マスタープラン策定	◎「かげろう座 2011」開催（出店数：約 450 店受付、台風の為開催中止）
2012(平成 24)	まちや館離れオープン H24. 4 町屋フレンチレストランオープン H24. 7	◎「かげろう座 2012」開催（出店数：約 400 店、来客数：約 80,000 人） ◎「HANARART 2012」開催
2013(平成 25)	旧辰己家住宅完成 H25. 3 保存計画（H25. 7 変更） 旧岡橋家住宅完成 H25. 9	◎「HANARART 2013」開催
2014(平成 26)	保存計画（H26. 3 変更）	※NPO 法人大和社中が国土交通大臣表彰「手作り郷土賞」

*1957～2004 は「五條市新町町並み調査報告書」（2006 年 五條市）から引用、2005～2014 は加筆により作成



かげろう座



HANARART 2013

1-3 保存地区の現況の整理

1-3-1 建物用途別現況

保存地区全体として住居系の建物用途が多い中であって、国道 168 号沿道では店舗が立ち並び、新町通りでは店舗が点在する状況となっている。

厚生施設は、医院が 2 軒、歯科医院が 2 軒ある。文化施設は、寺院など地区の東西端部付近に立地する。なお、国道 168 号沿道に立地する栗山家住宅は年代の判明している我が国で最も古い民家で（慶長 12 年、1607 年）国指定重要文化財であり、その南部の新町通りには市指定文化財の栗山邸（元禄 9 年、1696 年）が立地する。工場施設は、東部に酒造工場が立地する。官公庁施設は、地区東部にまちや館、まちなみ伝承館、西部には旧辰己家住宅が伝統的な建物を改修して整備されている。この 3 年間の動きとして、宿泊施設、洋風レストランが町家を改修して立地した。一方、数軒の建物が滅失し空き家が増加した。なお、空き家は相当数増加しているとみられ、高齢化の進行と併せ課題となっている。



酒造会社



宿泊施設（旅館）



町屋を利用した洋風レストラン

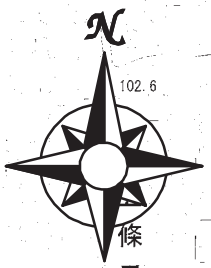
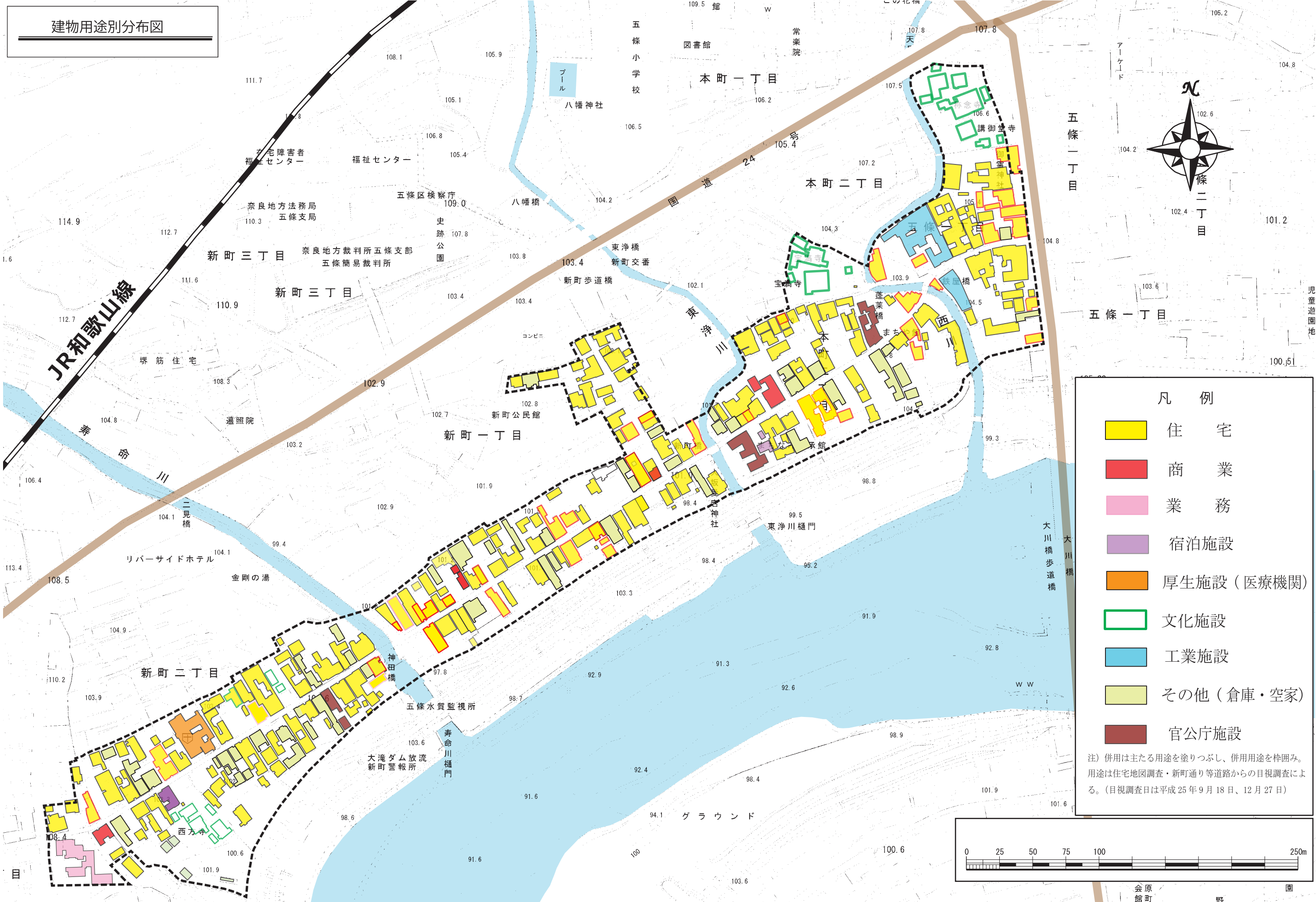


町屋を利用した和風レストラン



修理された町屋（旧辰己家住宅）

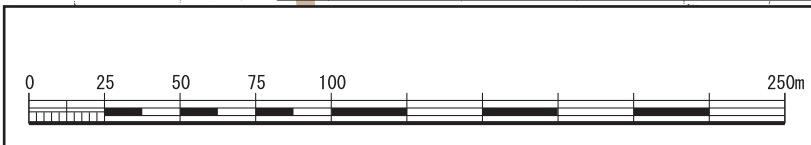
建物用途別分布図



凡 例

- 住 宅
- 商 業
- 業 務
- 宿泊施設
- 厚生施設（医療機関）
- 文化施設
- 工業施設
- その他（倉庫・空家）
- 官公庁施設

注）併用は主たる用途を塗りつぶし、併用用途を枠囲み。
用途は住宅地図調査・新町通り等道路からの目視調査による。（目視調査日は平成25年9月18日、12月27日）



1-3-2 建物構造別現況

保存地区はほとんどが木造建築で、近世初期から昭和戦前期に至るまでの伝統的町屋建築が多く残る。また、新町通り沿いに西側には伝統的屋敷建築、離座敷が立地する。

新町通り沿いにある写真館は、RC造2階建・陸屋根の建物で昭和10年に五條信用組合の建物として建てられたとされる。また、新町通り沿いにRC造、鉄骨造10数軒が地区内に散在している。



伝統的町屋建築



伝統屋敷建築



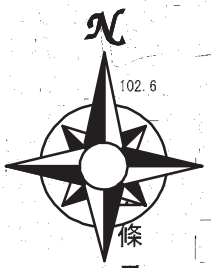
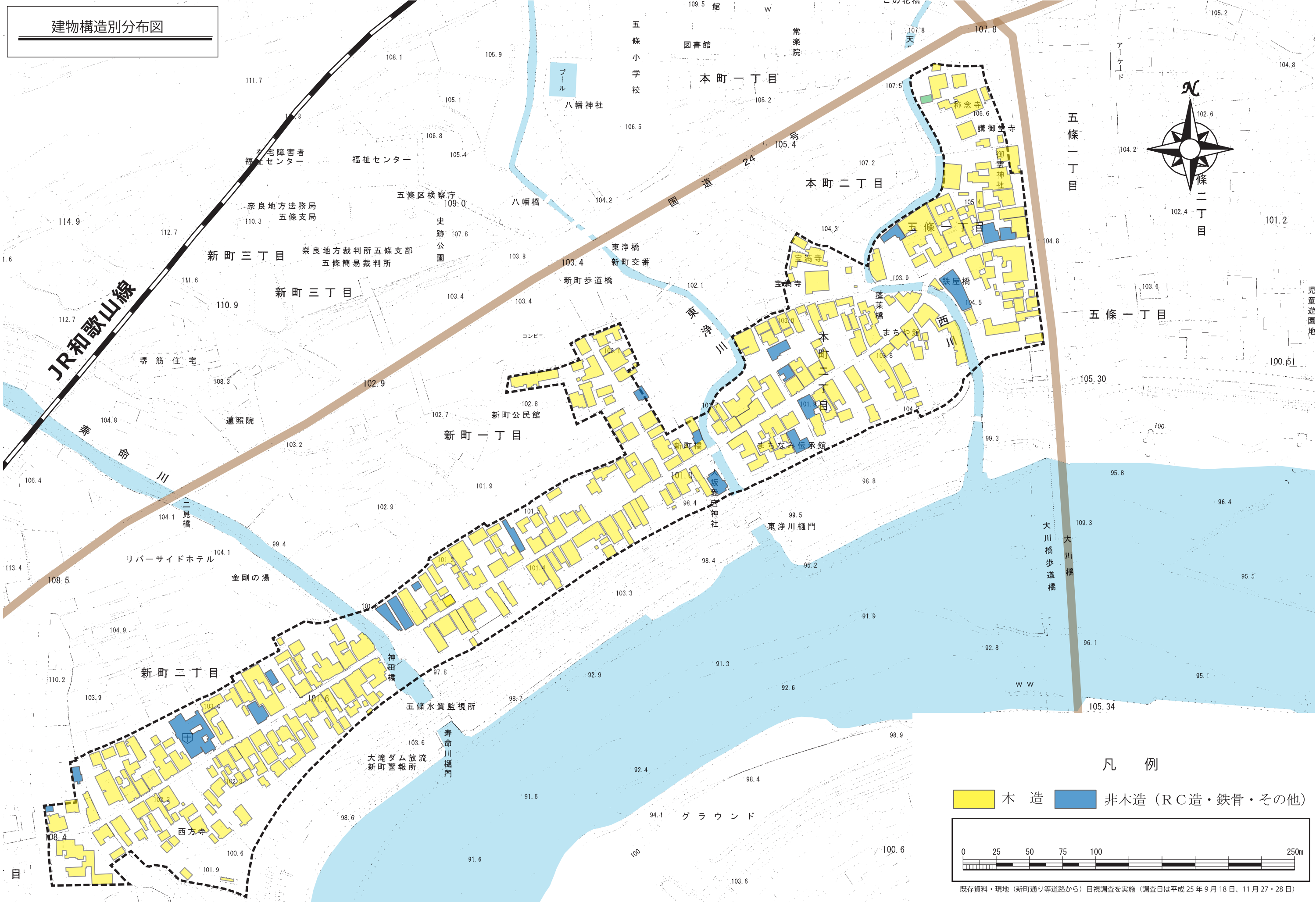
離座敷



[木造以外の建物]

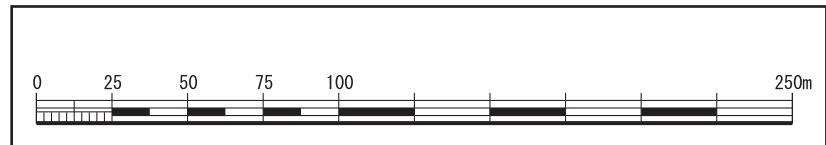
* 建物の構造は、「五條市新町町並み調査報告書」（2006年 五條市）及び新町通り沿いから現地目視調査（平成25年9月18日、11月27・28日調査）により判定

建物構造別分布図



凡例

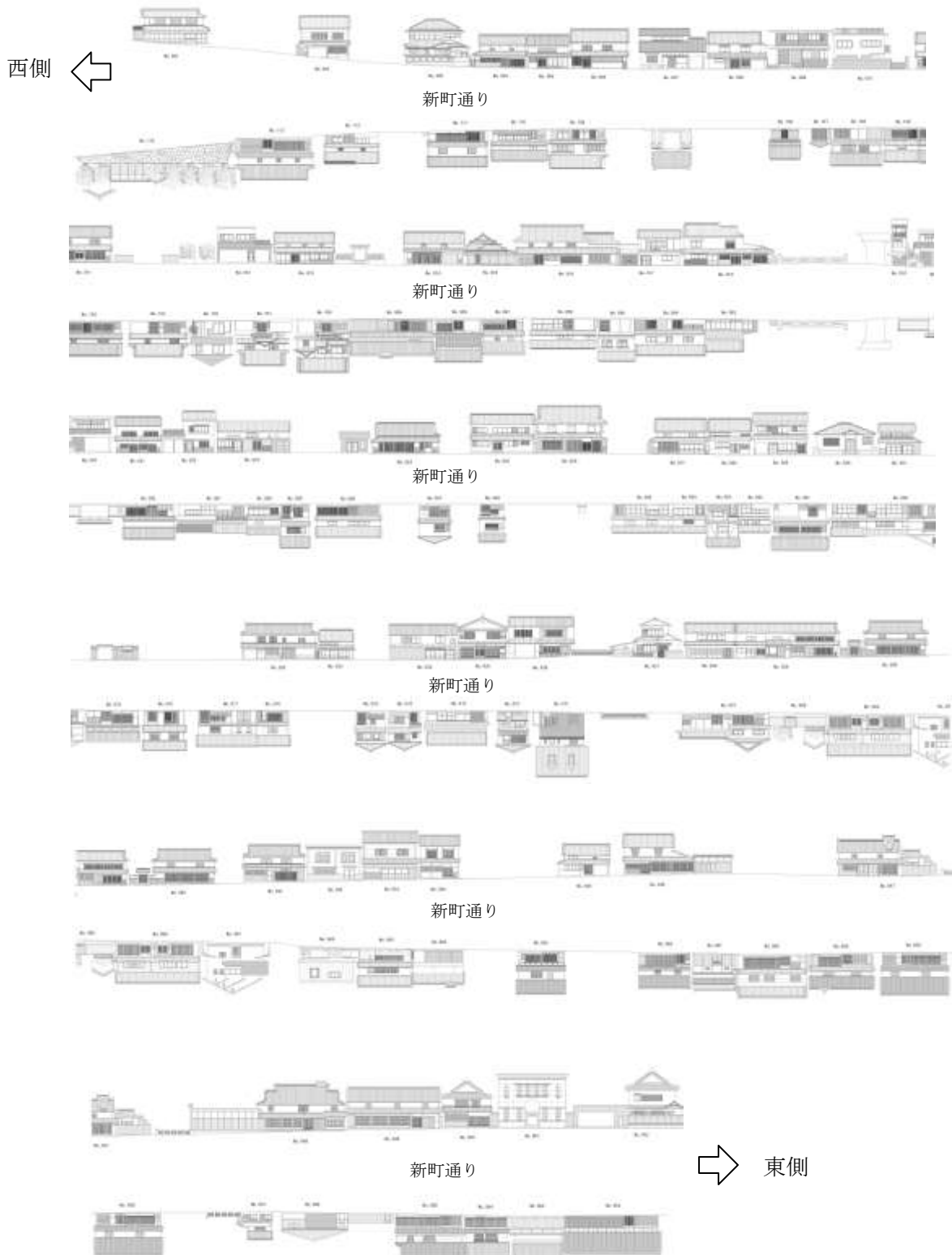
木造	非木造 (RC造・鉄骨・その他)
----	------------------



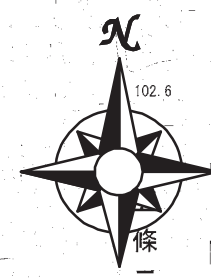
既存資料・現地(新町通り等道路から)目視調査を実施(調査日は平成25年9月18日、11月27・28日)

1-3-3 建物階数別現況

新町通り沿道は、新町通りから見て、ほとんどが2階建ての建物（つし2階を含む）で、江戸初期から続く伝統的なまち並みを現在に残している。一方、新町道路から直行する路地に入ると、主屋以外の付属屋や、新町通りの1本北側の東西通り沿道には、2階建ての中に相当数の平屋が混じる。3階以上は数件のみとなっている。



建物階数別分布図



- 建物 1 階部分
- 建物 2 階部分
- 建物 3 階部分

新町通り等道路沿道に面する町屋等の階数を対象に行った。既存資料・新町通り等道路側からの目視調査（調査日は平成 25 年 9 月 18 日、11 月 27・28 日）
 なお、吉野川沿いの地下階部分等は反映していない。



1-3-4 建物塗り込めの現況

保存地区内には、漆喰で塗り込められた町屋、真壁造りの町屋、木造モルタル塗りの町屋、鉄筋コンクリート造りの建物が立地する。保存地区の大部分を占める漆喰で塗り込められた町屋が連なり、良質な景観を形成している。真壁造りでは、軒下は塗り込められていないものも見られる。一部では、漆喰が剥落し、下地や木材部分が露出しているものが見られる。



塗り込めの状況（新町通り）



塗り込めの状況（南北道路沿い）

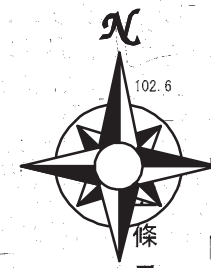
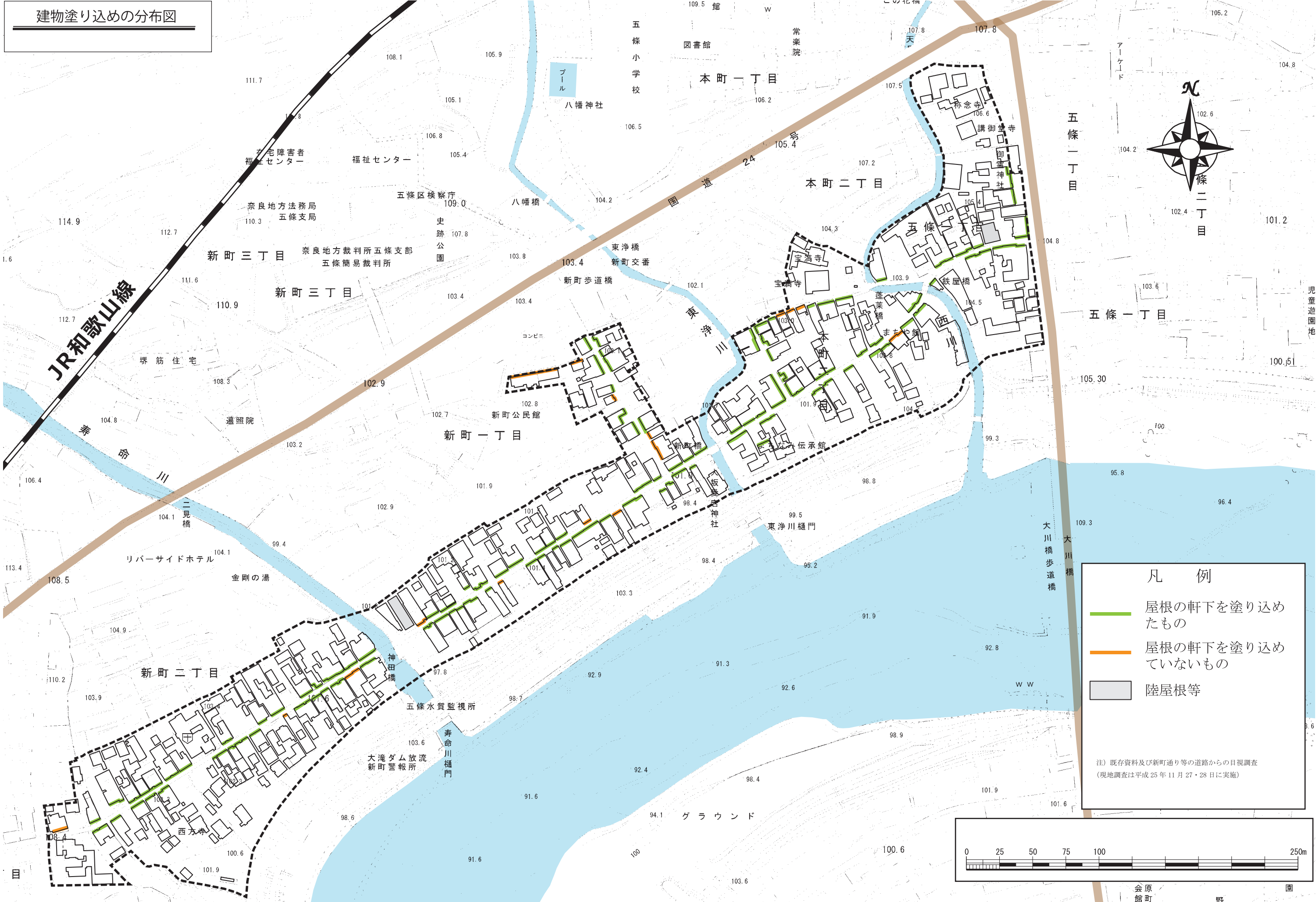


塗り込めない建物



塗り込めが傷んでいる状況

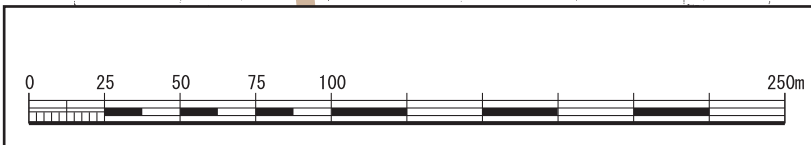
建物塗り込めの分布図



凡 例

- 屋根の軒下を塗り込めたもの
- 屋根の軒下を塗り込んでいないもの
- 陸屋根等

注) 既存資料及び新町通り等の道路からの目視調査
(現地調査は平成 25 年 11 月 27・28 日に実施)



JR和歌山線

五條一丁目

五條一丁目

大川橋歩道橋

会原館町

新町三丁目

新町三丁目

新町一丁目

新町二丁目

本町一丁目

本町二丁目

五條

東湊川

西湊川

グラウンド

プール

八幡橋

新町歩道橋

新町橋

東湊川樋門

寿命川樋門

住宅障害者福祉センター

福祉センター

奈良地方法務局五條支局

五條区検察庁

奈良地方裁判所五條支部
五條簡易裁判所

史跡公園

塚筋住宅

遍照院

リバーサイドホテル

金剛の湯

西方寺

図書館

常楽院

五條小学校

八幡神社

林念寺

講御堂寺

御霊神社

宝満寺

宝満寺

蓬萊橋

鉄屋橋

まちなか館

新町公民館

坂巻神社

東湊川樋門

五條水質監視所

大滝ダム放流
新町警報所

会原館町

園

1-3-5 幅員別道路現況

保存地区の東端が国道 168 号（幅員 15m）、西端は市道川端線（幅員 7m）の幹線道路に接する。保存地区内は、4m以上の道路は新町通り（市道新町線）の東部の一部及び西部の寿命川を渡る部分、新町通りに直行する市道本町 37 号線の一部、同新町 4 号線、同 6 号線の一部で、これ以外の道路はすべて 4m未満となっている。新町通りの吉野川側（南部エリア）では、路地のほとんどが 1.8m未満であり、北部エリアでも地区西部で 1.8m未満の路地が多い。



新町通り（川端線付近）



新町通り（西）



新町通り（東浄川付近）



新町通り（東）

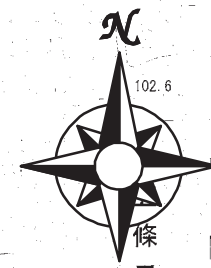


新町通りから南側への路地



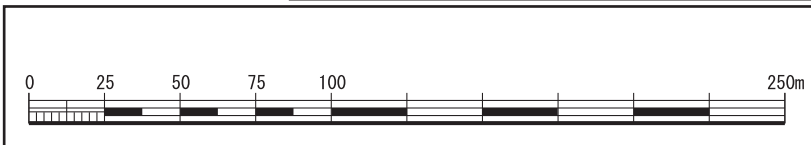
新町通りから北側への路地

幅員別道路現況図



五條一丁目
五條二丁目

凡 例	
	4.0m 以上
	2.7m ~ 4.0m 未満
	1.8m ~ 2.7m 未満
	1.8m 未満
	その他 (通路等)

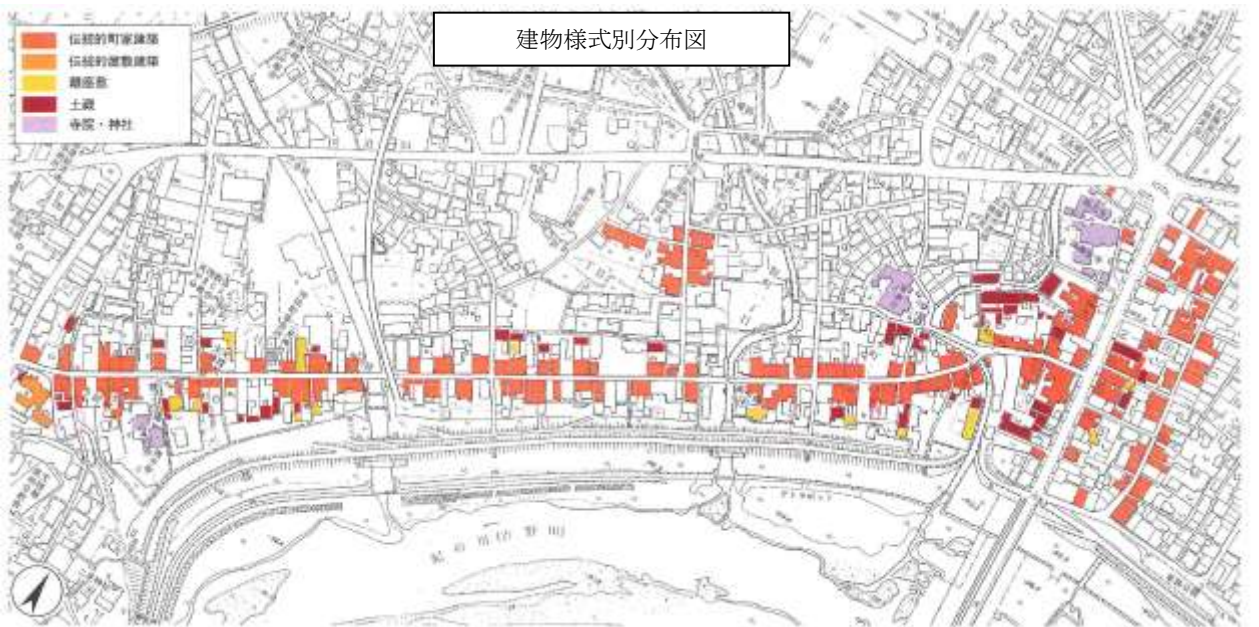
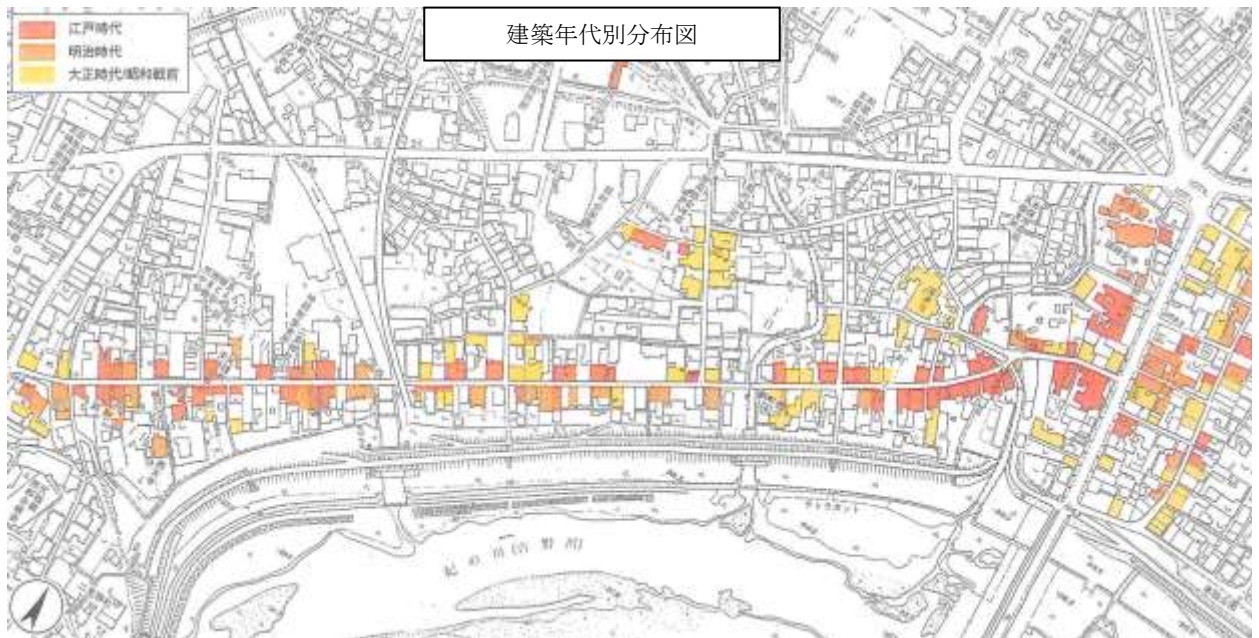


道路幅員別分布図

1-3-6 建物年代別・建物様式別分布

新町通り沿道を中心に、江戸期の建物が相当数立地し、当地区の町並み景観を大きく特徴づけている。特に、地区東部には江戸期の建物が集積しており、建物規模も比較的大きいものが多い。

一方、これらの中には空き家等で老朽化が相当進行しているものも多く見受けられ、またこれらに混じって近年では現代的な建物の立地も見受けられるようになっている。



* 図は「五條市新町町並み調査報告書」（2006年、五條市／奈良文化財研究所）より引用

2. 上位計画等の整理

2-1 上位計画・関連計画・法規

上位計画、関連計画・法規において、防災関連については以下のとおりである。

2-1-1 「第5次五條市総合計画（H20.9）」

「基本計画」の中の「消防防災体制の充実」として、以下の施策が掲げられている。

- | |
|---|
| <p>(1) 防災体制の充実</p> <p>①めざすべき将来の姿・状態
各地域で災害時の対策が講じられ、災害発生時に市民は迅速かつ安全に避難しています。</p> <p>②施策の展開方針
＜市民等への期待＞
消防団や五條市日赤奉仕団等との連携のもと取組んできた防災対策の継続</p> <p>＜行政の取組＞
ハザードマップの作成と各戸への配布による危険地域や避難所の位置の周知
情報を速やかに伝達できる防災行政無線の整備や防災用備蓄物資の確保</p> <p>(2) 消防体制及び活動の充実</p> <p>①めざすべき将来の姿・状態
被害が最小限で市民の生命と財産が守られています。</p> <p>②施策の展開方針
＜市民等への期待＞
自助・共助に対する認識を持って災害に立ち向かう体制構築への協力（市民）</p> <p>＜行政の取組＞
日頃からの災害対応能力の向上
市民が自ら地域を見つめ直し自助・共助に対する認識を持って災害に立ち向かう体制の周知・構築</p> |
|---|

2-1-2 「五條市都市計画マスタープラン（H23.12）」

「全体構想」の中の「都市防災の方針」として以下のことが掲げられている

- | |
|---|
| <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>1) 自然災害への対策
河川のはん濫等による水害、豪雨等による土砂災害、地震等の自然災害への対策を図ります。</p> <p>2) 防災性の向上
建築物の耐震化・不燃化を促進し、地震・火災に強いまちづくりをめざします。</p> <p>3) 防災ネットワークの充実
防災拠点の充実とともに、避難地、避難所の確保と避難施設の耐震化・不燃化の向上を図ります。
また、避難路や救援輸送を確保するとともに、身近な避難路や消防活動の支援路となる道路の確保を推進します。</p> |
|---|

2-1-3 「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区保存計画（H22.7）」

当計画の内容（一部省略）は以下のとおりである。

五條市五條新町伝統的建造物群保存地区保存計画

五條市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成21年1月条例第1号。以下「保存条例」という。）第3条の規定に基づき、五條市五條新町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定める。

なお、本計画における用語の定義は、保存条例に準ずるものとする。

1. 保存計画の基本事項

(1) 保存計画の目的

この保存計画は、五條新町の先人たちが築いてきた生活(生業)と環境を後世に残すため、住民の創意と熱意を尊重し、住民と行政が一体となり協力し合うことで保存整備を進め、五條市の文化的向上と活性化に資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称：五條市五條新町伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 7.0 ヘクタール

保存地区の区域：五條1丁目、本町2丁目、新町1丁目、新町2丁目、二見1丁目及び二見4丁目の各一部（図一1）

2. 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 方針

ア、地区の沿革（省略）

イ、地区の現況（省略）

(2) 内容

上記の伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら住民の生活向上に努めるものとする。保存の内容は以下のとおりとする。

ア、保存地区において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる町家建築の主屋、付属屋、離れ座敷、土蔵、寺社建築及び近代建築等の各建築物、門、塀及び敷地を形成する伝統的な石垣などの工作物を「伝統的建造物」として特定する。

イ、保存地区を特色付けている樹木、庭園及び土地の形質等、伝統的建造物と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件を「環境物件」として特定する。

ウ、伝統的建造物の保存については主としてその外観を維持するための復原及び現状維持を内容とした「修理基準」を定め、環境物件の保存については復旧を内容とする「修理基準」を定める。（表一1）

エ、保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築・増改築、及び環境物件の改変・移転等については次の2つの基準を定める。

I 保存地区内の街道沿いについては、伝統的景観を維持するための基準として「許可基準」を定める。

（表一2-1）保存地区内の吉野川沿いについては、伝統的景観を維持するための基準として「許可基準」を定める。（表一2-2）

II 保存地区内の街道沿いについては、伝統的景観を回復するための基準として「修景基準」を定める。

（表一3-1）

保存地区内の吉野川沿いについては、伝統的景観を向上するための基準として「修景基準」を定める。

（表一3-2）

オ、以上の修理・許可・修景の3つの基準を適切に運用して、保存地区内の伝統的な町並みを維持・回復・向上していくとともに、これらの活用を図りつつ、地区の歴史的な特性に基づく生活環境の整備に努める。

カ、保存地区の保存に必要と認められるときは、修理・修景の各基準に合致した修理・復旧・修景事業等に要する経費の一部を補助することができる。

キ、以上の目的の遂行にあたっては、五條市都市整備部都市計画課と五條市教育委員会、及び保存地区内の住民、建築関係の専門家、学識経験者によって構成される保存組織が相互に十分な協議を行い、協力のもとこれを進めることとする。

3. 地区内における伝統的建造物群を構成している建築物、その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要であると認められる物件（以下「環境物件」という。）の特定

(1) 伝統的建造物

ア、建築物については、昭和戦前以前に建てられ、五條新町の伝統的な町家

建築の主屋及び付属屋、近代建築等の諸特性をよく表していると認められるもの、及び伝統的な寺社建築等の諸特性をよく表していると認められるものとする。（表一4・図一2）

イ、工作物については、昭和戦前以前に建てられ、伝統的な工作物の諸特性をよく表していると認められる門・塀・石垣等とする。（表―5・図―3）

(2) 環境物件

五條新町の伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件（土地及び自然物）を「環境物件」として定める。（表―6・図―4）

4. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の保存整備計画

(1) 保存整備の考え方

保存地区内の伝統的建造物及び伝統的建造物と一体をなす環境物件に対して、住民はその伝統的町並み景観の保存に主体的に取り組み、市は伝統的建造物や環境物件等の修理・修景・復旧などに対して、一定の補助や技術援助をおこなうことにより歴史的風致の維持・回復・向上に努めるものとする。

(2) 保存整備計画

ア、伝統的建造物の修理については、修理基準を適切に運用して、保存地区の伝統的景観を保存する。

イ、伝統的建造物では、伝統的様式にそぐわない改造・修理が加えられている部分については、当該建造物の履歴調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。

ウ、伝統的建造物以外の建築物及び工作物の修景にあたっては、修景基準により、保存地区の景観の維持・回復・向上を図る。

エ、環境物件の復旧にあたっては、修理基準を適切に運用して、復旧することを基本とする。

オ、環境物件以外の環境要素の修景にあたっては、保存地区の伝統的景観の維持・回復・向上を図るよう整備を進める。

カ、条件によっては、保存地区の形式を良く伝える町家等の物件を公有化し、内部までを保存して、公開・活用施設として整備することを検討する。

5. 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

(1) 管理施設等

ア、保存地区内の管理のために、標識、説明板、案内板を地域内の必要箇所に設置する。

イ、保存地区内に管理施設を設け、情報交換と住民の交流の場としての機能を持たせる。

(2) 防災施設等

ア、保存地区内の総合的な防災計画を策定し、各種の災害に対する安全性の確保を図る。

イ、上記の防災計画に従い、必要に応じて防災施設を設置するとともに、火災等の早期発見、及び通報、初期消火が確実となるよう、防火演習や訓練を常時計画的におこなう。

ウ、地震、火災、風水害等の各種災害に対する基本的意識の向上を図るとともに火災予防の啓発をおこなう。

エ、自衛消防隊の装備を充実し、育成を図るとともに初期消火の訓練を計画的におこない、初動体制に万全を期す。

オ、保存地区における建造物の修理及び修景工事の際に、構造補強に努める。

カ、保存地区内の自主的防災活動を促進するため「五條新町地区町なみ保存会」の育成を図る。

(3) 環境の整備等

ア、保存地区外に居住者の所有する車の駐車施設の計画的な整備誘導を進める。

イ、町並みに面した看板等、アンテナ、空調設備等の設置について、保存地区の歴史的風致を損なわないよう整備誘導を進める。

ウ、保存地区を取り巻く周辺地区は、歴史的経緯を踏まえ、保存地区の歴史的風致を損なわないよう整備を進める。

6. 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等

(1) 経費の補助

保存整備計画に基づく事業に対し、別に定める「五條市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付要綱」に基づき、必要な経費の補助をおこなう。

ア、伝統的建造物の修理事業のうち、伝統的建造物の特性を維持するための修理に要する経費のうち、修理基準に従った修理に要する経費。なお、伝統的建造物の保存上、構造耐力上必要な部分の修理に要すると認められる場合はこれを含めることができる。

イ、伝統的建造物以外の建築物及び工作物の新築増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更で、保存地区の特色を維持するため、特に必要と認められるものに要する経費のうち、修景基準に従った修景に要する経費。

ウ、保存地区の環境物件の復旧や保全又は、これに類する物件の修景事業のうち、保存地区の歴史的風致を維持するために必要があると認められる事業に要する経費。

エ、所有者又は管理者が伝統的建造物の保存のために設置する自動火災警報装置（消防法により義務設置となる住宅用火災警報設備を除く）に要する経費。

オ、所有者又は管理者が伝統的建造物の保存のために設置する防火設備、防火対策及び構造補強に要する経費。

カ、保存地区内の住民で組織された「五條新町地区町なみ保存会」に対して、その地区内の保存管理に要

する経費。

(2) 物資の提供、斡旋

市は必要に応じて修理修景事業、又は管理のために要する物資の提供、あるいは斡旋をおこなうことができる。

(3) 資金の融資

市は保存のために必要な資金に公的融資機関等の融資の利用、また、利子補給、低利融資をおこなうことができる。

(4) 技術的支援

市は保存地区内の歴史的風致を維持、回復、向上するため、修理、復旧、修景等にかかわる専門家による設計相談その他の必要な技術的支援をおこなうことができる。

2-1-4 「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例 (H23. 3. 17)」

当計画の内容（一部省略）は以下のとおりである。

「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例 (H23. 3. 17)

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第85条の3の規定に基づき、五條市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成21年1月五條市条例第1号。以下「保存条例」という。)において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内における法による制限の緩和に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語は、法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び保存条例の定めるところによる。

(道路内の建築制限の緩和)第3条 保存地区内における伝統的建造物群(保存条例第2条第1項に規定するもの。)を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)について、建築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「建築等」という。)をする場合において、建築等を行ったときの伝統的建造物の壁面(軒、ひさしその他これらに類するものを含む。以下同じ。)の位置が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)における当該伝統的建造物の壁面の位置から道路の側に超えず、かつ、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、法第44条第1項本文の規定は適用しない。

(建築面積の敷地面積に対する割合の制限の緩和)

第4条 伝統的建造物について建築等をする場合において、建築等を行ったときの当該伝統的建造物の建築面積の敷地面積に対する割合が、施行日における当該伝統的建造物の建築面積の敷地面積に対する割合を超えず、かつ、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、法第53条の規定は適用しない。

(建築物の各部分の高さの制限の緩和)

第5条 伝統的建造物について建築等をする場合において、建築等を行ったときの伝統的建造物の高さが、施行日における当該伝統的建造物の高さを超えず、かつ、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、法第56条第1項第1号の規定は適用しない。

(伝統的建造物以外の建築物その他の工作物に関する制限の緩和)

第6条 保存地区内の伝統的建造物以外の建築物その他の工作物で、保存条例第3条第2項第3号の規定により定める保存整備計画に規定する修景基準に適合するもの(以下「修景基準に適合する建築物」という。)について建築等をする場合において、次の各号に該当するもので、かつ、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、当該各号に掲げる法の規定は適用しない。

(1) 建築等を行ったときの修景基準に適合する建築物等の壁面の位置が、施行日における当該建築物の壁面の位置又は教育委員会が定める壁面の位置から道路の側に超えないもの 法第44条第1項本文

(2) 建築等を行ったときの修景基準に適合する建築物等の建築面積の敷地面積に対する割合が、施行日における当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合又は教育委員会が定める建築面積の敷地面積に対する割合を超えないもの 法第53条

(3) 建築等を行ったときの修景基準に適合する建築物等の各部分の高さが、施行日における当該建築物の高さ又は教育委員会が定める高さを超えないもの 法第56条第1項第1号

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2-2 関連事業

2-2-1 街なみ環境整備事業

国庫補助事業である「街なみ環境整備事業」は平成9年より準備が行われ、平成10年から19年まで実施され、電柱の移設、道路の美装化、住宅の修景等の事業が行われた。この中で建物修景は計58件で、地区の景観形成に大きくかかわってきた。

年度	件数	計
平成13年度	7件	58件
平成14年度	9件	
平成15年度	5件	
平成16年度	11件	
平成17年度	9件	
平成18年度	9件	
平成19年度	8件	



修景前



修景後

2-2-2 伝統的建造物群保存地区保存事業

「伝統的建造物群保存地区保存事業」は、平成 23 年度から行われており、これまでの 3 か年で 18 件が行われた。年度ごとの建物種別、事業区分、修理修景区分の件数は以下の通りである。

年度	建物種別	事業区分		修理修景区分	
		直接事業	間接事業	修理	修景
平成 23 年度	主屋	1 件	2 件	2 件	1 件
	土蔵		1 件	1 件	
	付属屋		1 件	1 件	
平成 24 年度	主屋		4 件	4 件	
	蔵		1 件	1 件	
	離れ		1 件	1 件	
	塀		2 件		2 件
平成 25 年度	主屋		4 件	4 件	
	その他		1 件	1 件	



修理前



修理後

3. 居住者の意向

3-1 アンケート調査の実施

3-1-1 アンケート調査の概要

防災計画策定の基礎資料とするため、保存地区内に居住している世帯 154 世帯を対象としたアンケート調査を行った。

調査は平成 25 年 9 月に行い、配布票は 148 票である。回収総数は 77 票、うち有効回収票は 75 票であった。地区別の回収状況、及びアンケート項目は下表の通りである。

アンケート回収状況

地区別 丁別	東町		中町	西町		合計
	五條 1 丁目	本町 2 丁目	新町 1 丁目	新町 2 丁目	二見 1 丁目	
有効回収票数	10	15	29	18	3	75
(%)	13.3	20.0	38.7	24.0	4.0	100.0

アンケート項目

1. 現況について ①伝統的建造物（特定物件）の指定 ②町なみ保存会への参加 ③近所づきあい ④地域行事や活動への参加 ⑤地域行事に参加していない理由
2. 災害などへの備え ①家庭で備えている防災設備 ②家庭で備えている準備品（避難袋の内容等）
3. 地区の防災活動について ①地区の防災訓練への参加 ②多くの人が参加しやすい地区の防災訓練 ③今後必要な地区の防災訓練
4. 避難について ①「洪水・地震ハザードマップ」の認知 ②避難所までの避難経路 ③避難の際の不安点
5. 地区の防災設備について ①地区の防災設備の認知 ②地区の防災設備の使用

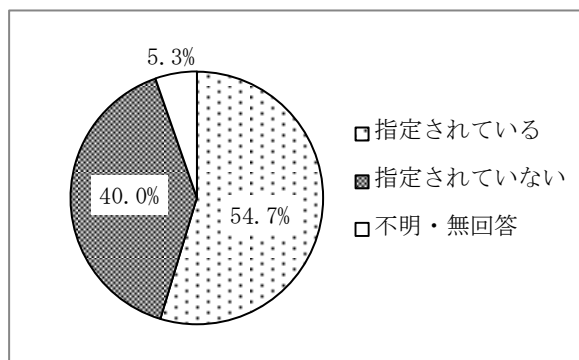
3-1-2 アンケート調査の結果

(1) 現況について

①伝統的建造物（特定物件）の指定

アンケート回答者のうち、半数以上が伝統的建造物に居住している。

地区別では、「指定されている」と回答した人は本町2丁目と二見1丁目が最も多く66.7%、次いで新町2丁目61.1%となっているが、新町1丁目は「指定されていない」が「指定されている」を上回っている。



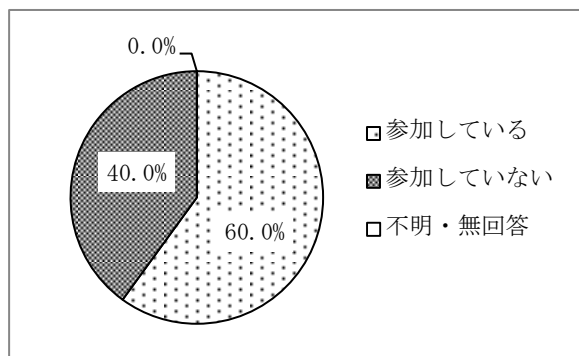
単位：%

	五條1丁目	本町2丁目	新町1丁目	新町2丁目	二見1丁目	全体
指定されている	50.0	66.7	44.8	61.1	66.7	54.7
指定されていない	50.0	20.0	51.7	33.3	33.3	40.0
不明・無回答	0.0	13.3	3.4	5.6	0.0	5.3

②町なみ保存会への参加

アンケート回答者の6割が保存会に参加している。

地区別では、新町1丁目は72.4%が保存会に参加している一方で、五條1丁目は70.0%の人が参加しておらず、地区ごとに偏りが見られる。



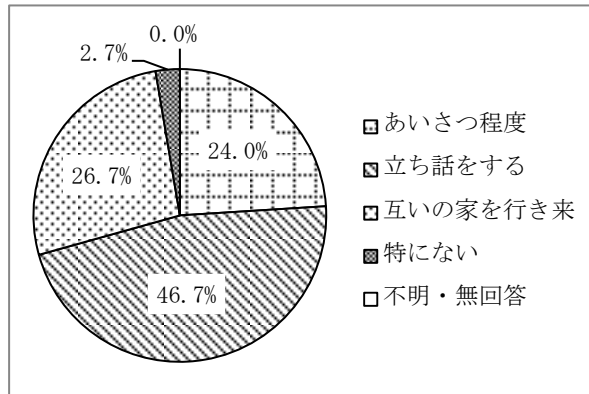
単位：%

	五條1丁目	本町2丁目	新町1丁目	新町2丁目	二見1丁目	全体
参加している	30.0	60.0	72.4	55.6	66.7	60.0
参加していない	70.0	40.0	27.6	44.4	33.3	40.0
不明・無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

③近所づきあい

近所づきあいについて全体の傾向を見ると、「立ち話をする」が最も多く 46.7%、次いで「互いの家を行き来」が 26.7%、「あいさつ程度」が 24.0%となっている。

地区別に見ると、五條 1 丁目や本町 2 丁目、新町 1 丁目は「立ち話をする」と回答した人が多い傾向にあるが、新町 2 丁目や二見 1 丁目は「あいさつ程度」「立ち話をする」「互いの家を行き来」と回答した人がそれぞれ 1/3 ずつと差が見られない。



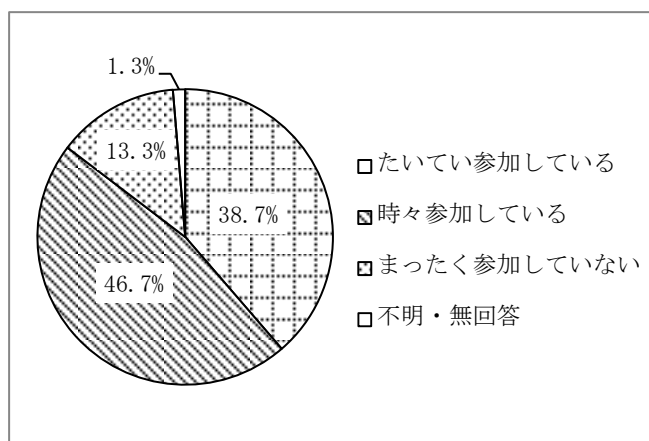
単位：%

	五條 1 丁目	本町 2 丁目	新町 1 丁目	新町 2 丁目	二見 1 丁目	全体
あいさつ程度	30.0	33.3	13.8	27.8	33.3	24.0
立ち話をする	60.0	53.3	48.3	33.3	33.3	46.7
互いの家を行き来	10.0	13.3	37.9	27.8	33.3	26.7
特にない	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	2.7
不明・無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

④地域行事や活動への参加

地域行事や活動には「時々参加している」と回答した人が最も多く、46.7%となっている。

地区別に見ると、ほとんどの町は全体と同じく「時々参加している」人が最も多いが、新町 1 丁目は「たいてい参加している」が最も多く 62.1%を占めている。また、新町 2 丁目は「まったく参加していない」人の割合が多く、27.8%を占めている。

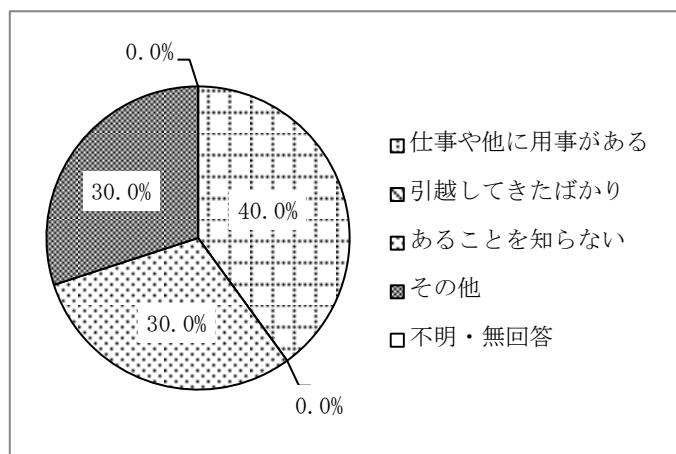


単位：%

	五條 1 丁目	本町 2 丁目	新町 1 丁目	新町 2 丁目	二見 1 丁目	全体
たいてい参加している	40.0	13.3	62.1	27.8	0.0	38.7
時々参加している	60.0	80.0	24.1	38.9	100.0	46.7
まったく参加していない	0.0	6.7	13.8	27.8	0.0	13.3
不明・無回答	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	1.3

⑤地域行事に参加していない理由

前設問で、「まったく参加していない」と回答した人にその理由を尋ねたところ、「仕事や他に用事がある」が最も多く40.0%となっている。



単位：%

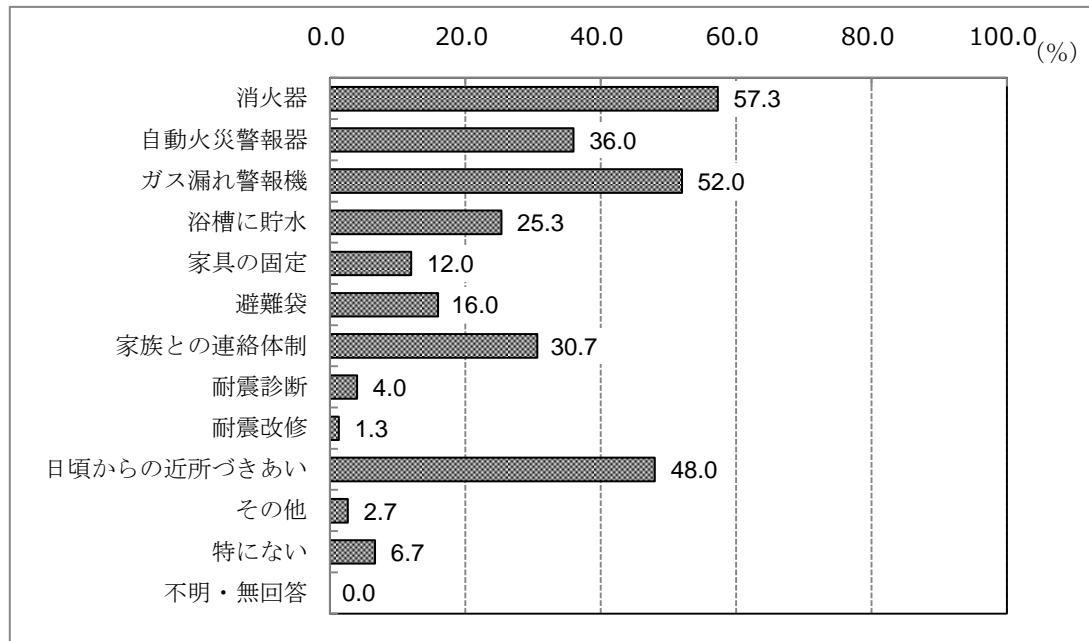
	五條1丁目	本町2丁目	新町1丁目	新町2丁目	二見1丁目	全体
仕事や他に用事がある	—	100.0	25.0	40.0	—	40.0
引越してきたばかり	—	0.0	0.0	0.0	—	0.0
あることを知らない	—	0.0	25.0	40.0	—	30.0
その他	—	0.0	50.0	20.0	—	30.0
不明・無回答	—	0.0	0.0	0.0	—	0.0

(2) 災害などへの備え

①家庭で備えている防災設備

家庭で備えている防災設備は、「消火器」が57.3%、「ガス漏れ警報器」が52.0%と過半数を超えている。また、「日頃からの近所づきあい」も48.0%となっており、家庭での備えは設備だけでなくことがわかる。

地区別に見ると、五條1丁目、新町1丁目、新町2丁目では「消火器」が最も多く、それぞれ過半数を超えているが、本町2丁目は「ガス漏れ警報機」が最も多く、「消火器」はわずか3割に留まっている。また、五條1丁目は他の町に比べて「消火器」の設置率が特に高く90.0%となっている。



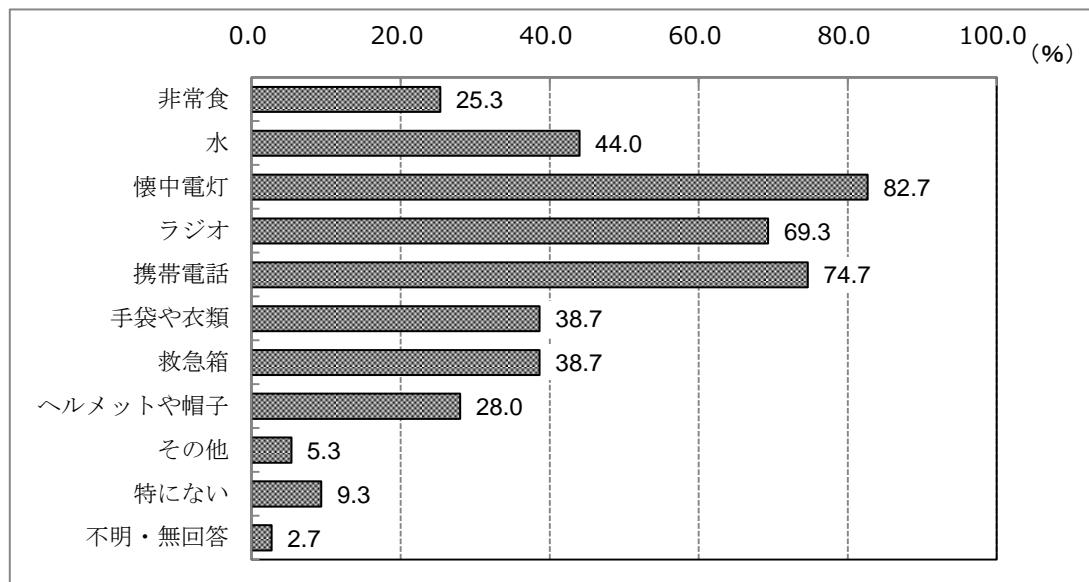
(複数回答) 単位：%

	五條1丁目	本町2丁目	新町1丁目	新町2丁目	二見1丁目	全体
消火器	90.0	33.3	58.6	61.1	33.3	57.3
自動火災警報器	40.0	46.7	34.5	33.3	0.0	36.0
ガス漏れ警報機	60.0	60.0	48.3	55.6	0.0	52.0
浴槽に貯水	30.0	20.0	27.6	22.2	33.3	25.3
家具の固定	20.0	6.7	6.9	22.2	0.0	12.0
避難袋	20.0	13.3	17.2	11.1	33.3	16.0
家族との連絡体制	50.0	26.7	24.1	38.9	0.0	30.7
耐震診断	0.0	0.0	3.4	11.1	0.0	4.0
耐震改修	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	1.3
日頃からの近所づきあい	30.0	46.7	58.6	44.4	33.3	48.0
その他	0.0	0.0	3.4	5.6	0.0	2.7
特にない	0.0	0.0	3.4	16.7	33.3	6.7
不明・無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

②家庭で備えている準備品（避難袋の内容等）

家庭で備えている準備品として最も多いのは「懐中電灯」で82.7%、次いで「携帯電話」が74.7%、「ラジオ」が69.3%とこの3項目が特に高い値を示している。「特にない」と答えた人も1割近く見られる。

地区別では、五條1丁目、新町1丁目、二見1丁目は「懐中電灯」と答えた人が最も多く、それぞれ9割を超えている。五條1丁目は「携帯電話」も同率で90.0%である。本町2丁目は「ラジオ」が最も多く73.3%、新町2丁目は「携帯電話」が最も多く77.8%となっている。



(複数回答) 単位：%

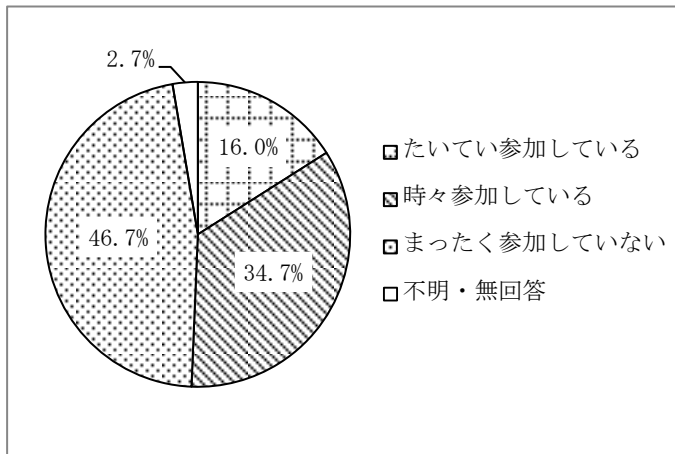
	五條1丁目	本町2丁目	新町1丁目	新町2丁目	二見1丁目	全体
非常食	30.0	13.3	27.6	27.8	33.3	25.3
水	50.0	26.7	51.7	44.4	33.3	44.0
懐中電灯	90.0	66.7	93.1	72.2	100.0	82.7
ラジオ	80.0	73.3	65.5	66.7	66.7	69.3
携帯電話	90.0	66.7	72.4	77.8	66.7	74.7
手袋や衣類	60.0	20.0	41.4	38.9	33.3	38.7
救急箱	70.0	20.0	34.5	44.4	33.3	38.7
ヘルメットや帽子	20.0	20.0	37.9	22.2	33.3	28.0
その他	0.0	0.0	10.3	5.6	0.0	5.3
特にない	10.0	13.3	3.4	16.7	0.0	9.3
不明・無回答	0.0	6.7	3.4	0.0	0.0	2.7

(3) 地区の防災活動について

①地区の防災訓練への参加

地区の防災訓練への参加は、「まったく参加していない」が最も多く 46.7%、次いで「時々参加している」が 34.7%となっており、日頃の防災訓練への参加率が低いことがわかる。

地区別に見ると、本町2丁目、新町2丁目で「まったく参加していない」が最も多く、五條1丁目、二見1丁目で「時々参加している」が最も多くなっている。新町1丁目は「時々参加している」と「まったく参加していない」が同率である。また、「たいてい参加している」と回答した人は新町1丁目、新町2丁目ですべて0.0%となっている一方、五條1丁目、二見1丁目では0.0%となっている。



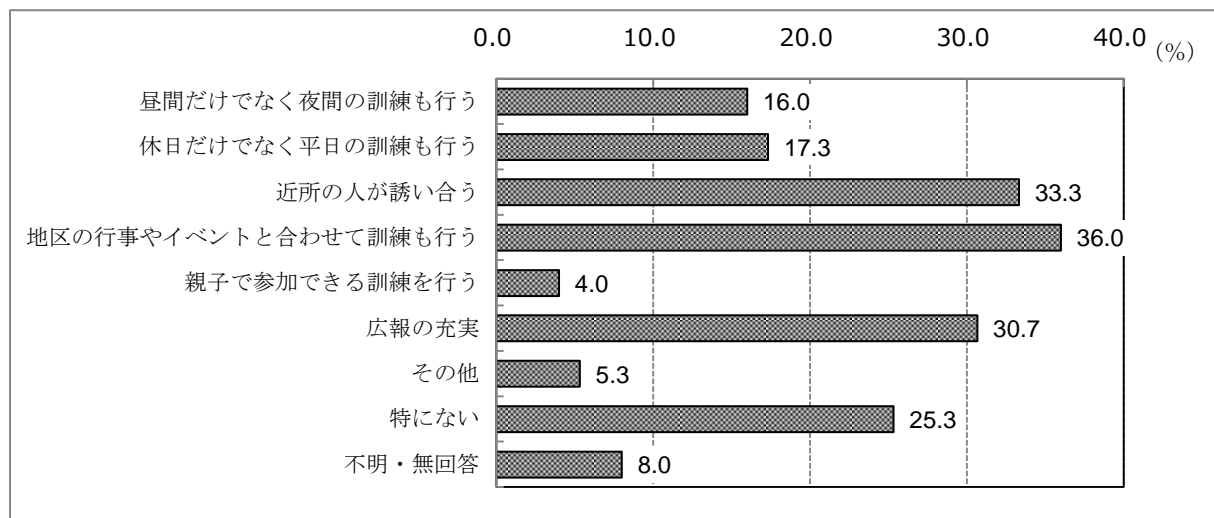
単位：%

	五條1丁目	本町2丁目	新町1丁目	新町2丁目	二見1丁目	全体
たいてい参加している	0.0	13.3	20.7	22.2	0.0	16.0
時々参加している	60.0	13.3	37.9	27.8	66.7	34.7
まったく参加していない	40.0	66.7	37.9	50.0	33.3	46.7
不明・無回答	0.0	6.7	3.4	0.0	0.0	2.7

②多くの人が参加しやすい地区の防災訓練

地区の防災訓練に今より参加しやすくするために必要なことを尋ねたところ、「地区の行事やイベントと合わせて訓練も行う」という回答が最も多く36.0%、次いで「近所の人を誘い合う」が33.3%、「広報の充実」が30.7%となっている。「特にない」と回答した人も25.3%と1/4を超えている。

地区別に見ると、五條1丁目、本町2丁目、二見1丁目では「地区の行事やイベントと合わせて訓練も行う」が、新町1丁目では「広報の充実」が最も多いが、新町2丁目は「特にない」と答えた人が最も多く、半数を占めている。



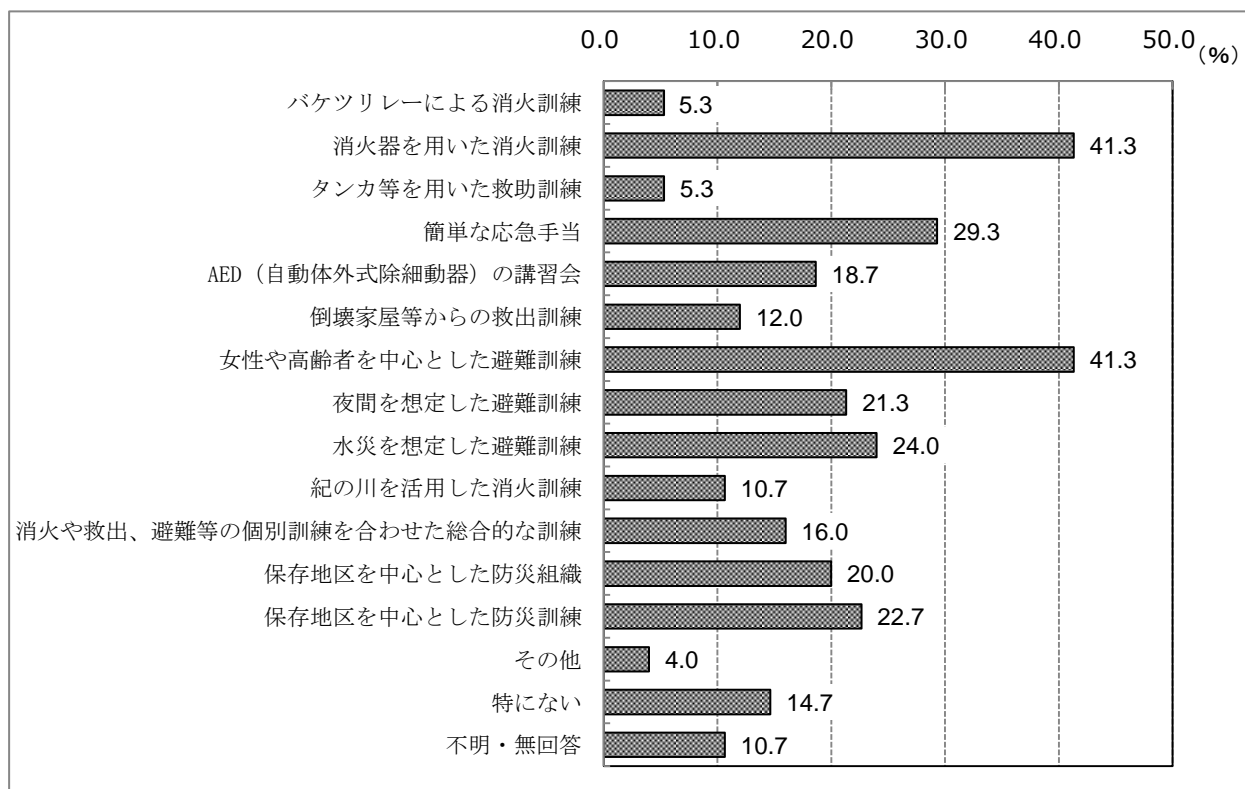
(複数回答) 単位:%

	五條1丁目	本町2丁目	新町1丁目	新町2丁目	二見1丁目	全体
昼間だけでなく夜間の訓練も行う	10.0	6.7	24.1	11.1	33.3	16.0
休日だけでなく平日の訓練も行う	30.0	0.0	24.1	16.7	0.0	17.3
近所の人を誘い合う	50.0	26.7	31.0	33.3	33.3	33.3
地区の行事やイベントと合わせて訓練も行う	50.0	33.3	34.5	27.8	66.7	36.0
親子で参加できる訓練を行う	0.0	0.0	10.3	0.0	0.0	4.0
広報の充実	40.0	20.0	37.9	22.2	33.3	30.7
その他	10.0	6.7	6.9	0.0	0.0	5.3
特にない	20.0	20.0	13.8	50.0	33.3	25.3
不明・無回答	0.0	26.7	3.4	5.6	0.0	8.0

③今後必要な地区の防災訓練

今後必要であると思う地区の防災訓練について最も多かった項目は、「消火器を用いた消火訓練」、「女性や高齢者を中心とした避難訓練」の41.3%である。次いで「簡単な応急手当」が29.3%となっている。

地区別では、本町2丁目、新町1丁目で「消火器を用いた消火訓練」が、本町2丁目、新町2丁目で「女性や高齢者を中心とした避難訓練」が、五條1丁目で「簡単な応急手当」が最も多く、地区ごとにバラつきが見られる。二見1丁目では「特にない」が最も多くなっている。



(複数回答) 単位:%

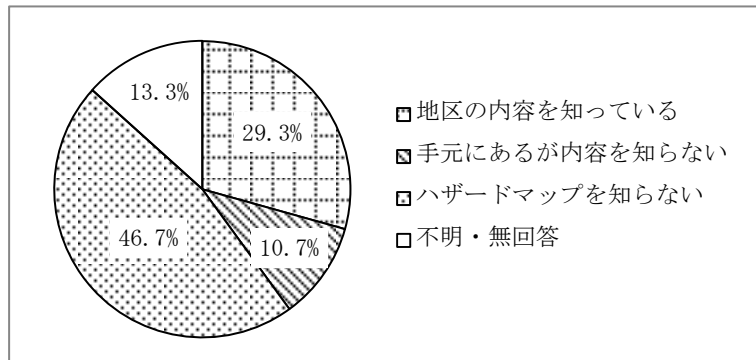
	五條1丁目	本町2丁目	新町1丁目	新町2丁目	二見1丁目	全体
バケツリレーによる消火訓練	20.0	0.0	0.0	5.6	33.3	5.3
消火器を用いた消火訓練	40.0	40.0	48.3	33.3	33.3	41.3
タンカ等を用いた救助訓練	10.0	13.3	0.0	5.6	0.0	5.3
簡単な応急手当	60.0	20.0	31.0	16.7	33.3	29.3
AED (自動体外式除細動器) の講習会	40.0	20.0	13.8	16.7	0.0	18.7
倒壊家屋等からの救出訓練	30.0	20.0	0.0	16.7	0.0	12.0
女性や高齢者を中心とした避難訓練	30.0	40.0	44.8	44.4	33.3	41.3
夜間を想定した避難訓練	20.0	20.0	20.7	22.2	33.3	21.3
水災を想定した避難訓練	20.0	26.7	17.2	38.9	0.0	24.0
紀の川を活用した消火訓練	10.0	6.7	10.3	16.7	0.0	10.7
消火や救出、避難等の個別訓練を合わせた総合的な訓練	20.0	13.3	13.8	16.7	33.3	16.0
保存地区を中心とした防災組織	10.0	13.3	27.6	16.7	33.3	20.0
保存地区を中心とした防災訓練	30.0	6.7	27.6	22.2	33.3	22.7
その他	10.0	0.0	3.4	0.0	33.3	4.0
特にない	0.0	13.3	6.9	27.8	66.7	14.7
不明・無回答	10.0	20.0	10.3	5.6	0.0	10.7

(4) 避難について

①「洪水・地震ハザードマップ」の認知

「洪水・地震ハザードマップ」は、「ハザードマップを知らない」と回答した人が最も多く 46.7%と半数近くである一方、「地区の内容を知っている」と回答した人も 29.3%を占めている。

地区別で見ても「ハザードマップを知らない」人が最も多い傾向である。



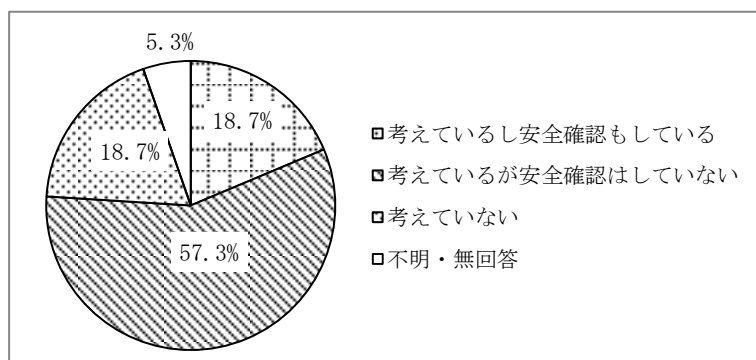
単位：%

	五條1丁目	本町2丁目	新町1丁目	新町2丁目	二見1丁目	全体
地区の内容を知っている	20.0	26.7	37.9	22.2	33.3	29.3
手元にあるが内容を知らない	30.0	13.3	3.4	5.6	33.3	10.7
ハザードマップを知らない	50.0	46.7	44.8	55.6	0.0	46.7
不明・無回答	0.0	13.3	13.8	16.7	33.3	13.3

②避難所までの避難経路

避難所までの避難経路は、「考えているが安全確認はしていない」と回答した人が 57.3%と過半数を超えており、「考えているし安全確認もしている」の 18.7%と合わせると、避難所までの避難経路を考えている人は 75%を超えていることがわかる。一方で、「考えていない」と答えた人も 18.7%となっている。

地区別で見ても、すべての町において傾向は同じであるが、新町2丁目では「考えているが安全確認はしていない」が半数を下回り、「考えていない」が 38.9%と高い値を示している。



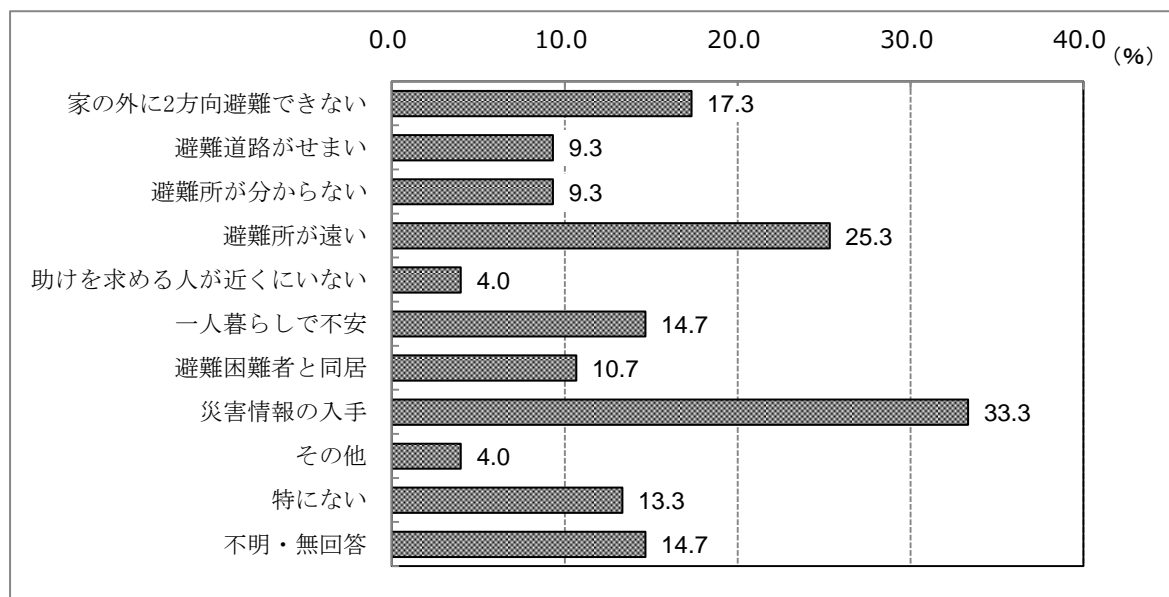
単位：%

	五條1丁目	本町2丁目	新町1丁目	新町2丁目	二見1丁目	全体
考えているし安全確認もしている	10.0	13.3	34.5	5.6	0.0	18.7
考えているが安全確認はしていない	70.0	73.3	51.7	44.4	66.7	57.3
考えていない	20.0	6.7	10.3	38.9	33.3	18.7
不明・無回答	0.0	6.7	3.4	11.1	0.0	5.3

③避難の際の不安点

避難の際に不安に感じていることは、「災害情報の入手」が最も多く 33.3%、次いで「避難所が遠い」が 25.3%、「家の外に2方向避難できない」が 17.3%となっている。

地区別では、「災害情報の入手」を最も多く挙げたのが五條1丁目(50.0%)と新町1丁目(37.9%)、「避難所が遠い」が新町2丁目(38.9%)と二見1丁目(33.3%)、「家の外に2方向避難できない」が本町2丁目(26.7%)となっている。また、本町2丁目で最も多かった「家の外に2方向避難できない」は、新町2丁目と二見1丁目では0.0%、五條1丁目、新町1丁目でも最も多く挙がり、全体でも最も多かった「災害情報の入手」は二見1丁目では選択者がいなかったことなどから、地区ごとに大きな偏りが見られることがわかる。



(複数回答) 単位: %

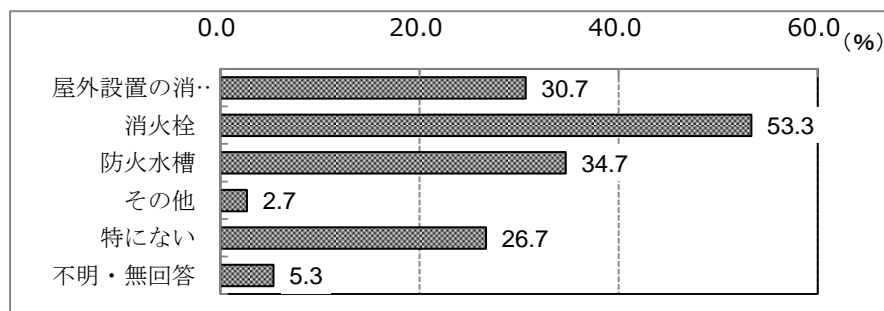
	五條1丁目	本町2丁目	新町1丁目	新町2丁目	二見1丁目	全体
家の外に2方向避難できない	40.0	26.7	17.2	0.0	0.0	17.3
避難道路がせまい	10.0	13.3	6.9	11.1	0.0	9.3
避難所が分からない	20.0	0.0	6.9	16.7	0.0	9.3
避難所が遠い	40.0	13.3	17.2	38.9	33.3	25.3
助けを求める人が近くにいない	0.0	6.7	3.4	5.6	0.0	4.0
一人暮らしで不安	10.0	13.3	13.8	16.7	33.3	14.7
避難困難者と同居	0.0	6.7	13.8	16.7	0.0	10.7
災害情報の入手	50.0	20.0	37.9	33.3	0.0	33.3
その他	0.0	0.0	3.4	11.1	0.0	4.0
特にない	20.0	13.3	10.3	16.7	0.0	13.3
不明・無回答	10.0	13.3	24.1	0.0	33.3	14.7

(5) 地区の防災設備について

①地区の防災設備の認知

認知されている地区の防災設備は「消火栓」が最も多く 53.3%と過半数を超えており、次いで「防火水槽」が 34.7%、「屋外設置の消火器」が 30.7%と比較的認知されていることがわかる。一方、「特にない」と答えた人も 26.7%を占めている。

地区別では、五條1丁目では「防火水槽」が最も高く 80.0%、新町1丁目と新町2丁目では「消火栓」がそれぞれ 69.0%、61.1%と高い値を示している。一方で、本町2丁目（60.0%）と二見1丁目（100.0%）では「特にない」と答えた人が最も多く、認知度の低さを露呈している。



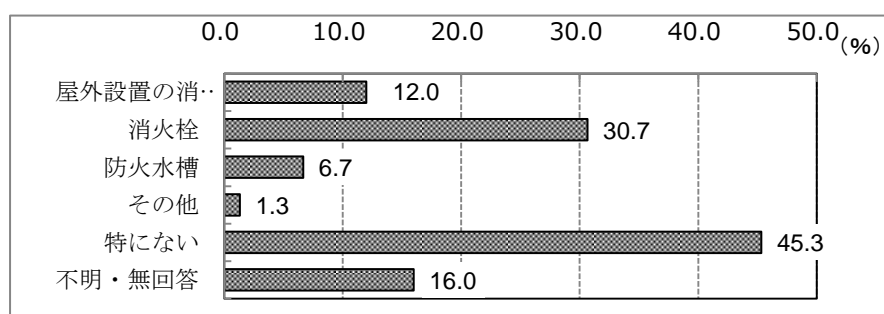
(複数回答) 単位：%

	五條1丁目	本町2丁目	新町1丁目	新町2丁目	二見1丁目	全体
屋外設置の消火器	40.0	13.3	34.5	38.9	0.0	30.7
消火栓	60.0	20.0	69.0	61.1	0.0	53.3
防火水槽	80.0	6.7	31.0	44.4	0.0	34.7
その他	0.0	6.7	3.4	0.0	0.0	2.7
特にない	10.0	60.0	10.3	22.2	100.0	26.7
不明・無回答	0.0	0.0	13.8	0.0	0.0	5.3

②地区の防災設備の使用

今までに使用したことのある地区の防災設備は、「特にない」が 45.3%と半数近くを占めている。使用したことのある設備で最も多かったのは、消火栓の 30.7%となっている。

地区別でも「特にない」が多く見られたが、新町1丁目と二見1丁目は「消火栓」と回答した人がそれぞれ 44.8%と 33.3%など、他の地区と比べて防災設備が使用されていることがわかる。



(複数回答) 単位：%

	五條1丁目	本町2丁目	新町1丁目	新町2丁目	二見1丁目	全体
屋外設置の消火器	0.0	0.0	24.1	5.6	33.3	12.0
消火栓	30.0	0.0	44.8	33.3	33.3	30.7
防火水槽	10.0	0.0	10.3	5.6	0.0	6.7
その他	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	1.3
特にない	60.0	80.0	17.2	55.6	33.3	45.3
不明・無回答	10.0	13.3	24.1	11.1	0.0	16.0

3-2 ワークショップの実施

3-2-1 ワークショップの概要

(1) ワークショップの目的

今回実施するワークショップは、地区住民と行政の協働のもと、地区の防災力を向上させる上で、平時から市民と行政、事業主等が地区の防災に関する情報や認識を共有し、事前に協力関係づくりや対策を進めることで、来る大規模災害に備えることを目的とする。

(2) ワークショップの参加者

ワークショップの対象は伝建地区内に居住している世帯とした。第1回の参加者は地区住民としては東町地区7名、中町地区7名、西町地区2名の方々が参加した。また、行政関係者として、教育委員会文化財課4名、危機管理課1名、都市計画課1名、消防署1名、また新町連合会会長を含め合計24名が参加しワークショップを行った。グループのファシリテーター、及び進行には(株)アスコが参加した。

(3) ワークショップの構成

ワークショップの手法として、災害図上訓練(DIG)を採用することとした。

ワークショップの構成は全3回とし、災害図上訓練で抽出した地区の特性や課題等の確認として、まち歩きを行う事とした。また、抽出された課題を踏まえ、今後の対策等の検討を行うこととした。

今回策定する防災計画には地元の意向を盛り込むことが重要となることから、地区住民の意向把握のため、事前にアンケート調査を行った。また、ワークショップ各回の開催内容や状況についての不参加の方々への報告、次回の案内を兼ねた防災通信(全4回)の配布を対象地区全戸に行うこととした。

全3回のワークショップを通して得た成果は、防災計画の他に地区住民が今後実際に活用することとなる、防災マップと防災マニュアルの内容に反映することとした。

	内 容	成 果
第1回	地区の特性・実態把握	防災マップ(ベース)
第2回	まち歩き 地区の問題・課題の整理	防災マップ(案)
第3回	今後の対策・提案	防災マニュアル(案)

*災害図上訓練DIG(Disaster Imagination Game)は、参加者が大きな地図を囲み、経験したことのない災害をイメージして地域の課題を発見し、災害対応や事前の対策などを検討するための手法のひとつとして、近年防災に関するワークショップにおいて全国で多く取り入れられている手法である。

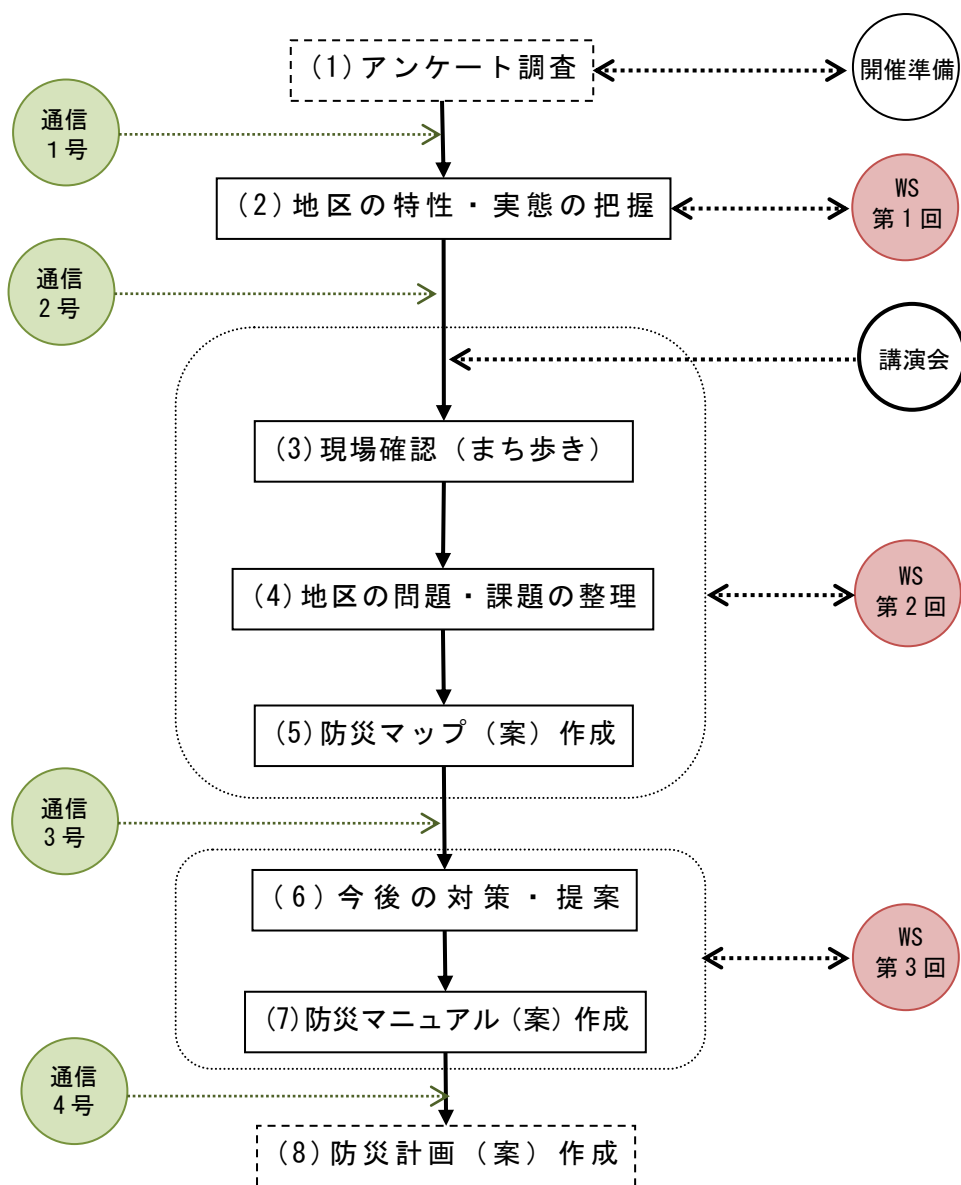


図 ワークショップの構成

(4) ワークショップの概要

ワークショップの実施概要は下表の通りである。災害図上訓練、及びまち歩きについては伝建地区内を流れる3本の河川（東から西川、東浄川、寿命川）を基準に3つの班に分け、地区東側から1班（東町地区）、2班（中町地区）、3班（西町地区）とし各班で作業等を行った。成果発表では、各班の代表が班内で整理した内容について報告を行い、地域全体で意見を共有することとした。また、第2回ワークショップ開催日には室崎益輝氏（神戸大学名誉教授）による「伝統的町並み保存を防災から考える」をテーマとした防災まちづくり講演会を開催した。



	概 要	内 容
第1回	日時： 平成25年11月8日（金） 13:30～16:00 会場： まちなみ伝承館 [住民参加者：17名]	①ワークショップの趣旨 ②延焼シミュレーション結果報告 ③アンケート調査結果報告 ④地域の特性・実態把握（DIG） ⑤成果発表 ⑥第1回のふりかえり 
講演会	日時： 平成25年12月1日（日） 13:00～14:00 会場： まちなみ伝承館 [参加者：40名]	防災まちづくり講演会 「伝統的町並み保存を防災から考える」 講師：室崎益輝（神戸大学名誉教授） 
第2回	日時： 平成25年12月1日（日） 14:30～17:00 会場： まちなみ伝承館 [住民参加者：9名]	①第1回のまとめ ②まち歩き ③地区の問題・課題の整理（DIG） ④成果発表 ⑤第2回のふりかえり 
第3回	日時： 平成26年2月12日（水） 13:30～15:30 会場： まちなみ伝承館 [住民参加者：14名]	①前回までのまとめ ②防災計画（案）について ③防災マップ（案）について ④防災マニュアル（案）について ⑤意見交換（3班合同） ⑥意見のまとめ ⑦第3回のふりかえり 

3-2-2 ワークショップの結果

(1) 災害図上訓練 (DIG) の実施

第1回と第2回のワークショップで各班が行った災害図上訓練の結果は下表の通りである。これらの内容を整理し、防災マップとして取りまとめる。







またこれらの DIG の結果を受け、検討された内容から課題や対策、問題点を整理し、防災計画等に反映していく。

	1班 東町地区	2班 中町地区	3班 西町地区
①地区の特性・実態把握			
②地区の問題・課題の整理			

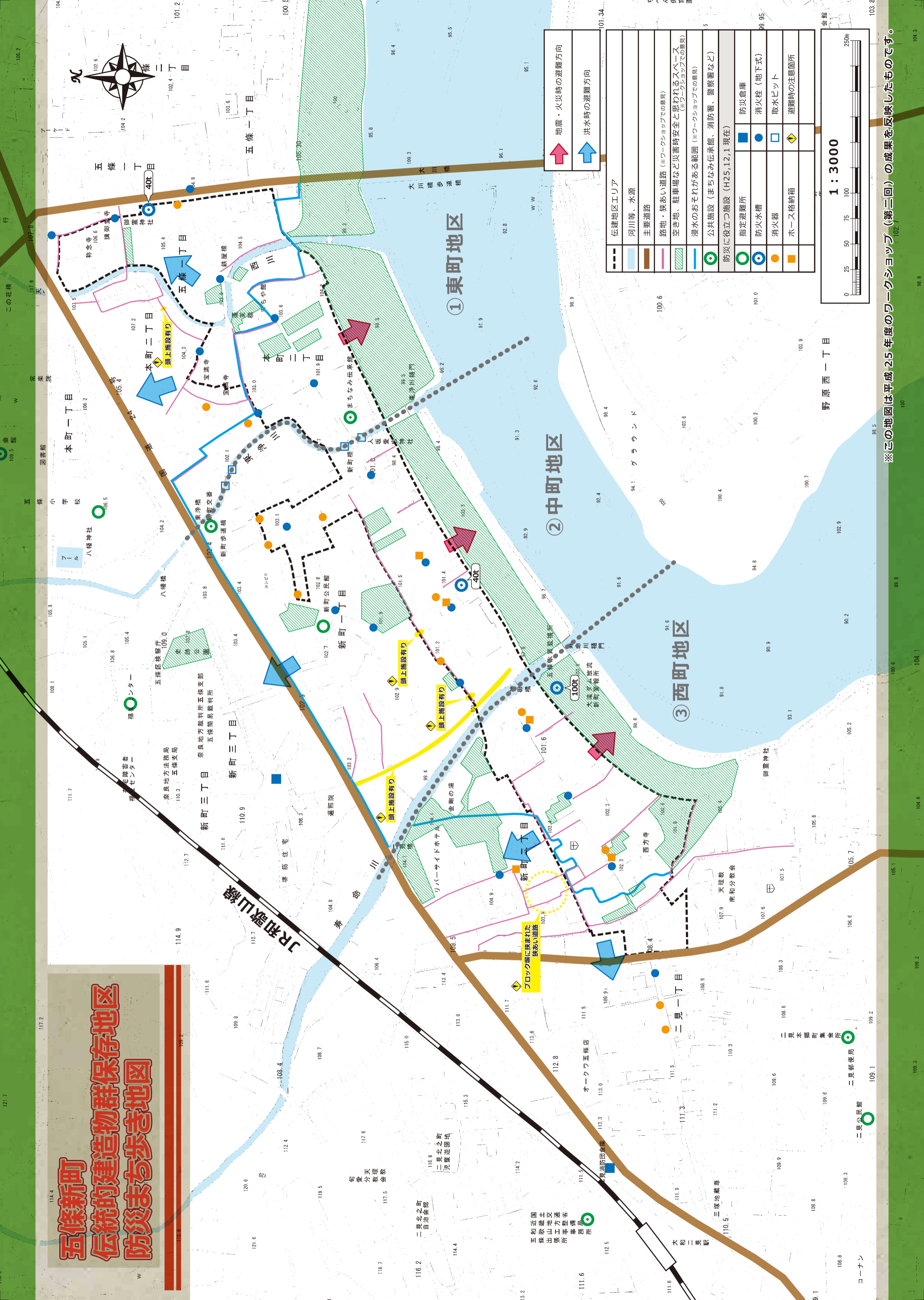
(2) 災害時に役立つ施設の把握

第2回のまち歩きにおいては、第1回における地域の特性・実態把握で抽出した防災施設について現地確認を行った。確認内容は下表の通りである。まち歩きの結果、消火栓はあるがホース格納箱がないことや消火器の設置個所が不足していること、また取水ピットはあるが可搬式ポンプが未整備であるため活用出来ないこと等の問題点もあげられた。これらの確認結果（消火設備の現況配置図）は次頁の通りである。

まち歩きの確認事項としては、他にも指定避難所や災害時に有効な一時集合場所の候補地、また避難ルートに適さない注意箇所等についても同時に確認を行った。

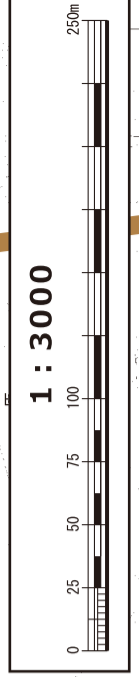
防火水槽	地下型消火栓	屋外消火器	ホース格納箱	取水ピット	防災倉庫
					

五條新町 伝統的建造物群保存地区 防災まち歩き地図



➔ 地震・火災時の避難方向
➔ 洪水時の避難方向

---	伝建地区エリア
---	河川等、水源
---	主要道路
---	路地・狭あい道路 (*ワークショップでの意見)
---	空き地、駐車場など災害時安全と思われるスペース (*ワークショップでの意見)
---	浸水のおそれがある範囲 (*ワークショップでの意見)
---	公共施設 (まちなみ伝承館、消防署、警察署など)
---	防災に役立つ施設 (H25,12,1 現在)
●	指定避難所
●	防災倉庫
●	防火水槽
●	消火栓 (地下式)
●	消火器
●	取水ピット
●	ホース格納箱
●	避難時の注意箇所



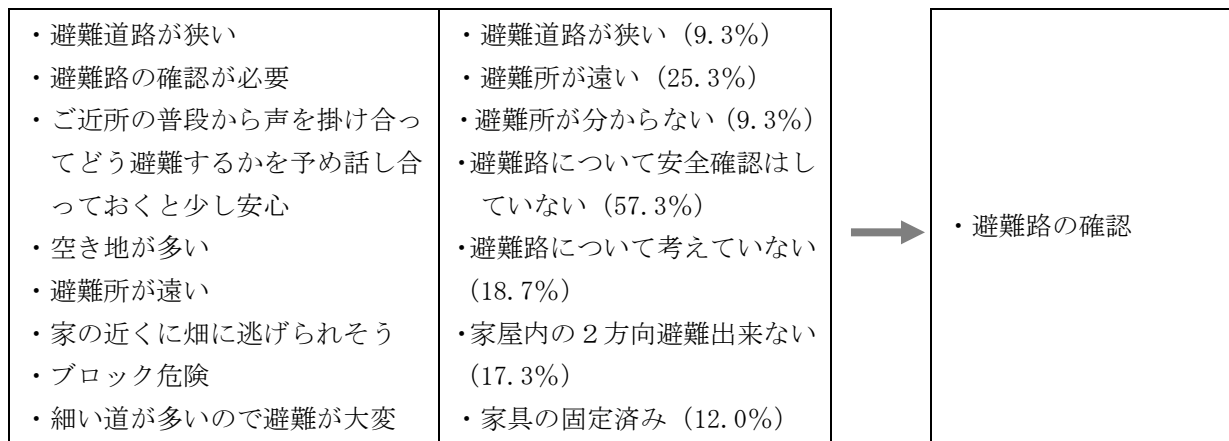
※この地図は平成25年度のワークショップ(第三回)の成果を反映したものです。

3-3 居住者意向からみた課題

3-3-1 地区であげられた問題点

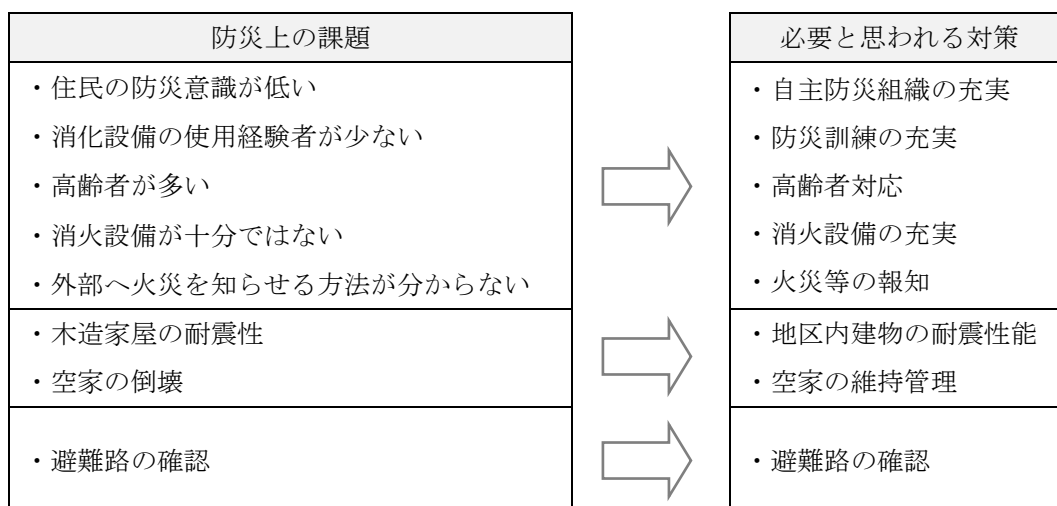
地区の問題点としては主に第2回のワークショップ(DIG)によって各班から抽出された問題点、および平成25年9月に実施したアンケート調査(回答数75票)の集計結果を用いて整理した。結果は下表の通りである。

地区であげられた問題点			防災上の課題
I. ワークショップ	II. アンケート調査		
<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の向上 ・地区住民への周知方法 ・(WS等)不参加者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存地区を中心とした防災組織が必要(20.0%) ・避難所が分からない(9.3%) 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の防災意識が低い
<ul style="list-style-type: none"> ・消火器は素人でも使えるように ・消火設備の使用方法が分からない ・初期消火の為に誰でもいつでも消火器が使いこなせるように練習しておく必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存地区を中心とした防災訓練が必要(22.7%) ・屋外の消火器の使用経験あり(12.0%) ・消火栓の使用経験あり(30.7%) ・消火設備の使用経験は特にない(45.3%) ・防災活動への不参加(46.7%) 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動への不参加が多い ・消火設備の使用経験者が少ない
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が多い ・一人暮らしの高齢者、障害者の安否確認の方法 ・高齢者の避難時の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の情報入手が不安(33.3%) ・一人暮らしで不安(14.7%) ・避難困難者との同居(10.7%) 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が多い
<ul style="list-style-type: none"> ・消火器の設置箇所が少ない ・火災時は家が倒壊しているので延焼をくい止める事が難しい ・ホース格納庫が足りない ・倉庫(土のう、ポンプ)が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外の消火器の使用経験あり(12.0%) ・消火栓の使用経験あり(30.7%) ・紀の川を活用した消火訓練が必要(10.7%) ・吉野川の水を利用できる消火体制が必要(自由意見) 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・消火設備が十分ではない
<ul style="list-style-type: none"> ・出火の確認方法が困難(空家含) ・感知器は鳴るが外部へ知らせる方法は? ・火災を発見した場合、家の電話が使えない場合の連絡先が分からない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知器設置済み(36.0%) ・ガス漏れ警報機設置済み(52.0%) 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・外部へ火災を知らせる方法が分からない
<ul style="list-style-type: none"> ・100年以上の木造建築家屋が多いので大規模な地震の時は倒壊が予想される ・空家の倒壊が不安である 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断済み(4.0%) ・耐震改修済み(1.3%) 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・木造家屋の耐震性 ・空家倒壊の危険性



3-3-2 地区の防災上の課題

地区の防災上の課題について前項のような過程で抽出し、地区の課題として整理した。結果は下表の通りである。



4. 保存地区の防災上の課題

4-1 地区防災体制の課題

4-1-1 自主防災組織の充実

現在、保存地区には自治会単位の自主防災組織として新町地区自主防災会（247世帯）、本町地区自主防災会（434世帯）の2つの組織がある。また、75件（保存地区内には65件）の五條新町地区町なみ保存会を中心に、保存地区のため自主防災活動を目指した動きがあるが、計画的な活動には至っておらず、更なる活性化が求められる。

4-1-2 防災訓練の充実

防災訓練は、広域については年1回、近隣は2回行っている。また消防団では訓練を月1回、機械点検を月1回行っているが、アンケート調査によると保存地区においては、たいてい参加している割合は2割弱と低く、他の地区行事と合わせることや近所の人が誘い合うなどの工夫が必要であるとされている。

4-1-3 高齢世帯の増加

現在、保存地区内では高齢単身世帯を含め高齢世帯が多く、高齢化率も高い。また、アンケート調査によると家族と同居の場合も昼間は自宅で過ごす場合が多い。高齢者は災害時の避難や初期消火を行う上で災害弱者となりやすいため、高齢者が火災などを早期発見、早期通報出来る対策や、高齢者でも簡単に扱える初期消火の設備など防災上の配慮が必要である。この他、災害時に住民等が助け合って避難行動ができるよう、日ごろからの声かけや話し合い、訓練などが重要となる。

4-1-4 屋外消火器の設置

現在、保存地区には初期消火活動に有効とされる屋外消火器が9箇所に設置されている。しかし、東浄川より東側の新町通り沿いには全く設置されていない等、十分な設置状況ではないため、適切な配置が必要である。

4-1-5 消火栓等の設置

現在、保存地区の消火活動に有効な消火栓は17箇所設置されており、おおむねカバーされている。しかし、ホース格納箱の設置が新町通り沿いに4箇所であり未設置エリアがある等、十分な設置状況ではないため、適切な配置が必要である。

4-1-6 防火水槽の設置

現在、防火水槽については、西川より東側に1箇所（40t・非耐震型）、東浄川と寿命川の間に1箇所（40t・耐震型）、紀の川側に1箇所（100t・耐震型）の合計3箇所設置されている。しかし大規模災害時などを想定した場合、十分な状況ではないため、適切な設置が必要である。

4-1-7 取水環境

現在、紀の川の河川敷に坂路が1箇所設置されている。また、東浄川に取水ピットが4箇所設置されているが階段の未設置箇所や、可搬式ポンプの未配置などによりこれらを消火活動に活用出来る環境ではない。消火活動に活かせる整備とともに、活用出来る体制づくりが必要である。

4-1-8 災害時の連絡体制の未整備

アンケート調査による避難の際の不安点として「災害情報の入手」との回答が最も多くあげられている。特に高齢者は、災害時の避難や初期消火を行う上で災害弱者となりやすいため、火災などを発生早期に伝達するためのシステムを構築することが必要である。

4-2 地区内建物の課題

4-2-1 建物の耐震性能の向上

保存地区内の建物の多くは江戸時代、明治時代に建てられた町屋が多く、長い年月が経過していることから、下記の要因による地震時の倒壊の可能性が高いと考えられる。

①経年劣化による建物の傷み等

構造材の腐朽や白蟻被害等による強度不足が懸念される。

②日常の維持管理不足等

空家も含め、建物全般についての管理不足等による痛みが目立つ。

③生活様式の変化による増築等

家屋等の増築による偏心やつしの居室化による開口部の拡大による壁量不足

以上のことから地震時の倒壊を防ぎ、安全性を確保するためにも、建物本来の状態への回復や耐震診断、構造補強等による耐震性能の向上が求められる。

4-2-2 建物の防火性能の向上

保存地区内の建物の多くは江戸時代、明治時代に建てられた町屋が多く、長い年月が経過していることから、土壁、漆喰の剥落が多く見られ、本来の家屋の防火性能を低下させていると考えられる。このことから火災時の延焼を防ぎ、耐火性を確保するためにも、傷んだ漆喰壁や軒裏の塗り込めの塗替えによる防火性能の向上が求められる。

4-2-3 空家対策

現在、保存地区内においての空き家は46件確認されている。空き家は日常の維持管理が行われず、放置された状態が長く続くことによる倒壊の危険性や、不審火等による出火の発見の遅れから、隣家などにも被害を及ぼすこととなることから、適切な空き家管理が必要である。

4-3 地区防災環境の課題

4-3-1 周辺地区との連携（延焼の危険性）

保存地区内の建築物の多くは江戸時代、明治時代に建てられた町屋が多く、木造家屋が多く密集していることから火災時には延焼の危険性が高い。また、保存地区に隣接する地域も木造家屋が多く、狭い道路が多いことなど、保存地区と同様の問題があることが延焼シミュレーションの結果からも確認された。大規模災害時に周辺地域で火災が発生した場合の保存地区への延焼の危険性、逆に保存地区からの延焼の可能性が想定されることから、周辺地区との連携が求められる。

4-3-2 避難路等の確保

保存地区内の道路の幅員は、主要な道路である新町通り（市道新町線）、市道新町4号線、市道新町6号線、市道本町37号線でおおむね3.6m～4m強の幅員である。しかし、新町通りより南側については2.7m以下の道路が多く、災害時には建物や電柱などの倒壊により、避難上、消火活動上の障害となる可能性が高い。また、アンケート調査による避難の際の不安点として「避難所が遠い」ことがあげられていることから、保存地区内に一時的な避難集合場所の設置の検討等も必要となる。

他にも、保存地区に訪れた観光客については、土地勘がなく不慣れなことからも、誰でも分かりやすく、安全に避難出来るような配慮が必要となる。

5. 防災計画

5-1 防災計画の考え方

伝統的・歴史的町並みを保存するということは、建物、町並みや地区環境の歴史的・文化的資産を継承するだけでなく、そこで暮らす人々の生命と生活環境を守り、安全・安心のまちづくりを進めていくことが重要である。

これまでの伝統的建造物群保存地区の地区防災計画では、火災に重点を置いた防災対策が進められてきたが、当地区の南側には紀の川（吉野川）が位置し、地区内を東浄川、寿命川、西川が流れており、過去には浸水被害があったことから、火災のみならず地震や水害などの多様な災害に備えた総合的な防災まちづくりを進めていく必要がある。

このような考え方から、防災計画にあたっては、歴史的町並みと災害に強い住環境が共存するまちづくりを進めていくことが求められる。

そこで、本防災計画では、地区の歴史的・文化的資産やとりまく自然環境の維持や保全を図りながら、女性や高齢者等誰にも利用しやすい施設整備を行い、住民と行政が協働し、住民にとって分かりやすく、実行・継続が可能な防災まちづくりを目指すものである。

[防災計画の基本的な考え方]

- ①地区住民の人命、生活環境を守る安全・安心のまちづくり
- ②総合的な防災まちづくり
- ③歴史的なまちなみと災害に強い住環境とが共存するまちづくり
- ④住民にとって、分かりやすい、実行しやすい、継続できるまちづくり
- ⑤自助・公助、住民と行政の協働による防災まちづくり

5-2 防災計画の基本方針

5-2-1 地区防災体制の強化

災害から町並みを守っていくためには、町並み保存に対する住民の関心と防災意識の向上が不可欠である。地区住民による防災対策や防災施設整備等の活動を通して、地区住民の伝建地区制度や町並み保存に対する理解を深めるとともに、地区の防災体制や防災活動の環境整備を目指す。

5-2-2 都市防災構造の強化

(1) 地区内建物の防災対策

五條新町地区では、木造二階建ての建物が多い。こうした建物の特性を踏まえた火災・地震対策を検討し、歴史的町並みの保全と建物の防災性能の向上の調和に向けた防災対策を目指す。

(2) 地区環境に応じた防災対策

五條新町地区は、紀の川（吉野川）に沿った新町通り（旧紀州街道）沿道に立地する建物群となっている。地区の南側を紀の川が流れ、東浄川、寿命川、西川が地区内を通過する。地区は過去には河川の氾濫により大きな浸水被害を受けた。また、狭い道路で構成された市街地は延焼しやすい都市構造となっており、避難上の障害となっている。しかしながら、紀の川沿いの景観や新町通りを狭隘な道路を含めた地区環境は当該地区の貴重な歴史・文化資産であり、これらの地区環境と共存した防災対策を目指す。

5-2-3 地区防災まちづくりの推進

防災まちづくりへの取り組みは、緊急性や実現のしやすさ、住民の防災意識の醸成の状況を踏まえ、短期・中期・長期に分けて段階的に実施していく。

計画策定後においても、行政と住民が協働でPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを繰り返し、継続的に改善を行う。

5-3 防災計画の内容

5-3-1 地区防災計画の全体フレーム

項 目			対策メニュー S:ソフト対策 H:ハード対策	役割分担 ◎:主体 ○:協力,支援			
項目	課 題	基本方針		住 民	地 区	市	
地区 防災 組織 地区 防災 体制 の 強 化	地区 防災 組織	4-1-1 自主防災組織の 充実	防災意識の向上	S1-1: 防災に関する研修会の 実施		◎	○
			保存地区の自主 防災組織	S1-2: 自主防災組織の活性化		◎	○
			広報活動の実施	S1-3: 防災マニュアルの作 成・配布		◎	○
				S1-4: 定期的な防災情報の提 供		◎	○
		4-1-2 防災訓練の充実	防災訓練の実施	S1-5: 消火器・消火栓を使用 した防災訓練の実施		◎	○
			住民主体の初期 消火体制	S1-6: 初期消火体制の構築		◎	○
		4-1-3 高齢世帯の増加	災害弱者への連 絡体制	S1-7: 高齢者等への災害時の 連絡体制の整備	○	◎	○
	消火 設 備	4-1-4 屋外消火器の設置	消火設備の充実	H1-1: 屋外消火器の設置		◎	○
		4-1-5 消火栓等の設置	消火栓の利用環 境の改善	H1-2: 簡易消火栓等の整備		◎	○
				H1-3: 既設消火栓活用のため のホース等格納庫の設 置		◎	○
		4-1-6 防火水槽の設置	防火水槽の整備	H1-4: 防火水槽等の整備		○	◎
		4-1-7 取水環境	河川の活用 (紀の川・東浄 川・寿命川・西 川)	H1-5: 可搬式ポンプ・防災器 具庫の整備			◎
	報 知	4-1-8 災害時の連絡体制 の未整備	火災発生時の伝 達システムの構 築	S1-8: 住宅用火災報知器の設置	◎		
				H1-6: 無線式連動型火災報知 器の設置	◎	◎	◎

項 目			対策メニュー S:ソフト対策 H:ハード対策	役割分担 ◎:主体 ○:協力,支援		
項目	課 題	基本方針		住 民	地 区	市
地区内建物の強化	4-2-1 建物の耐震性能の向上	伝統的建造物の特性を踏まえた構造補強等	S2-1:伝建建物の健全度の確保	◎		○
			S2-2:伝建建物に関する相談体制づくり			◎
			H2-1:伝建建物の修理等にあわせた耐震性能の向上	◎		○
	4-2-2 建物の防火性能の向上	出火防止	S2-3:老朽配線・設備の更新の促進	◎		
		防火性能の向上	H2-2:伝建建物の修理等にあわせた漆喰壁や軒裏の塗り込めの補修	◎		○
4-2-3 空家対策	空家の建物健全度の維持	S2-4:空家の有効利用による建物の日常管理	○	○	◎	
地区防災環境の強化	4-3-1 周辺地区との連携	延焼防止に向けた連携	S3-1:周辺地区との連携		◎	○
	4-3-2 避難路等の確保	浸水区域、避難路、避難場所等の周知	S3-2:防災マップの作成・配布		◎	○
		避難経路の確認	S3-3:まちあるき等による避難経路の確認	◎	○	
		複数の避難経路の確保	S3-4:避難訓練の実施	○	◎	○
			S3-5:敷地内のオープンスペースを活用した2方向避難路の確保	◎	○	
		災害時集合場所の設置	H3-1:災害時の一時集合場所整備		○	◎
		避難路の障害の除去	H3-2:ブロック塀等の対策	◎		○
			H3-3:電柱の倒壊による災害の防止	○	○	◎
		避難経路の安全性確保	S3-6:家具の転倒防止器具の設置	◎		
	観光客等者への情報提供	S3-7:マップ等による情報伝達		◎	○	

5-3-2 防災計画の内容（対策メニュー）

(1) 地区防災体制の強化

S1-1：防災に関する研修会の実施

地区住民の災害時の備えとして必要な防災意識・防災力の向上を目指し、消防署や消防団等の協力を得ながら、五條新町地区町なみ保存会が中心となる自主防災組織が、地区住民や保存地区における建物使用者を対象とした防災に関する研修会（講演会、視察、防災訓練等）を定期的実施する。

S1-2：自主防災組織の活性化

現在、保存地区には自治会単位の2つの組織がある。また、五條新町地区町なみ保存会を中心に、保存地区のため自主防災活動を目指した動きがあるが、計画的な活動には至っていない。そこで、自治防災会と町なみ保存会が相互に連携をとりながら、災害に強いまちづくりを推進するためにも保存地区のための自主防災組織の活性化を図る。

S1-3：防災マニュアルの作成・配布

地区住民の災害時の備えとして必要な防災意識・防災力の向上を目指し、防災マニュアルを作成し全戸配布を行う。

S1-4：定期的な防災情報の提供

地区住民の災害時の備えとして必要な防災意識・防災力の向上を目指し、防災通信の配布や閲覧板等による防災情報の提供を定期的に行う。

S1-5：消火器・消火栓を使用した防災訓練の実施

災害時には地区住民が消防設備を適切に使用する必要があることから、消防署や自治防災会と共催した消火器・消火栓を使用した防災訓練を定期的に行う。特に保存地区内には高齢者が多く、女性や高齢者でも使用可能である消火器を中心とした防災訓練の実施の検討も行う。

S1-6：初期消火体制の構築

保存地区における火災の場合、特に初期消火活動が有効であることから、防災訓練等を通し地区住民が主体となった初期消火体制の構築を行う。特に保存地区内には高齢者が多く、女性や高齢者が主体となる体制の構築の検討も行う。

S1-7：高齢者等への災害時の連絡体制の整備

アンケート調査によると地区住民の避難の際の不安内容については「情報入手」との回答が最も多くあげられている。特に高齢者は、災害時の避難や初期消火を行う上で災害弱者となりやすいため、火災などを発生早期に伝達するための連絡体制の充実を図る。また、災害時に住民等が助け合って避難できるよう、日ごろからの声かけや話し合い、訓練等も行う。

S1-8：住宅用火災報知器の設置

消防法により住宅用火災報知器の設置が義務化され、五條市においても平成 21 年 5 月 31 日までにすべての住宅への設置が義務付けられている。しかし、アンケート調査では未設置との回答が多く見られた。保存地区における火災の場合、特に初期消火活動が有効なため、早期発見、早期通報ができる対策として住宅用火災報知器の設置を誘導する。

H1-1：屋外消火器の設置（町並み景観に配慮）

現在、保存地区には初期消火活動に有効とされる屋外消火器が 9 箇所設置されているが、未設置エリアがあることから景観に配慮しつつ適正な配置の検討、設置を行う。また、アンケート調査によると各家庭については消火器を設置している場合が多いが、火元となる台所等への設置が初期消火を早めることから全戸への設置を促進する。

H1-2：簡易消火栓等の整備

現在、保存地区周辺も含めた消火栓の設置状況でも消火活動はおおむねカバーされているが、設置個所の特性により消火器より簡易消火栓等が好ましい場合には、住民との協議の上設置の検討を行う。

H1-3：既設消火栓活用のためのホース等格納庫の設置（町並み景観に配慮）

現在、保存地区の消火活動に有効な消火栓は 17 箇所、ホース格納箱が 4 箇所設置されている。初期消火活動を行うために、ホース格納箱未設置エリアがあるなど十分な設置状況ではないため、景観に配慮しつつ適正な配置の検討、設置を行う。

H1-4：防火水槽の整備

現在、保存地区には非耐震型を含め合計 3 箇所設置されている。しかし大規模災害時など想定した場合、十分な状況でないため既存の防火水槽の耐震化を含め、耐震型防火水槽の増設の検討、整備を行う。

H1-5：可搬式ポンプ・防災器具庫の整備（町並み景観に配慮）

地区住民が行う初期消火活動等に必要となる可搬式ポンプや救出救護に必要な器具等の整備の検討を行う。また、これらを保管するための防災器具庫の整備を行う。

H1-6：無線式連動型火災報知器の設置

建物の火災の早期発見・通報は、初期消火や延焼防止のために有効である。特に保存地区内は、高齢者世帯が多く空家も存在することから、保存地区全体を監視するシステムを導入することにより、火災の早期発見から初期消火活動へとつながることが期待出来る。一方、システムはまだ改善の余地が多くあることから、開発の動向を踏まえ、十分な検討を行って導入を行う。

(2) 地区内建物の強化

S2-1: 伝建建物の健全度の確保（構造補強）

伝建建物は、伝統的な木造建築物が持つ柔軟な耐震性能を有するが、建物そのものが健全な状態であることが前提となる。雨漏り、シロアリ被害、建物の傾斜、増改築等による偏心、柱等の被覆された構造材内部の腐朽などにより元の状態が損なわれているケースが見られる。これらについては出来るかぎり建物の本来の状態（機能）に回復するなどの手入れを行うことで、伝建建物の健全化を図る。

S2-2: 伝建建物に関する相談体制づくり

伝建建物の健全度を保つためには、伝建建物に関して相談できる窓口の設置が求められる。大工、左官、建築士などの建築の実務者団体やNPO団体と連携を図り、講習会等への参加などを通じて、伝建建物の知識や技術を持った実務者の育成を促進し、所有者の建物に関する悩み（耐震性への不安）などに相談にできる体制づくりをめざす。

S2-3: 老朽配線・設備の更新の促進

碍子引き配線などの古い配線や設備は漏電による火災の原因となるおそれがある。また、地震時に配線や機器が損傷しやすいため、電気が通電した時に発生する通電火災の一因となる。これらが原因となる火災を防止するため、新しい配線や設備への更新を促進する。

S2-4: 空家の有効利用による建物の日常管理

利用されない空家は建物の劣化が進行し、そのまま放置されると倒壊するおそれが発生する。建物の健全な状態を維持するためには、日頃の建物利用の中で適正な手入れが行われるように空家の有効利用を促進する。

H2-1: 伝建建物の修理等にあわせた耐震性能の向上（構造補強）

修理等に合わせて、伝建建物が持つ構造の強さを損なっている要因を取り除き、本来の状態に修復することで耐震性を回復させるとともに、構造補強等の工夫により耐震性能の向上を図る。

H2-2: 伝建建物の修理等にあわせた漆喰壁や軒裏の塗り込めの補修

漆喰や軒裏の塗り込めが剥落し、木部が露出しているおり、防火性能が低下している。これらについては、本来の状態に戻すことで防火性能を向上させる。

(3) 地区防災環境の強化

S3-1: 周辺地区との連携（防災訓練・情報の共有等）

保存地区に隣接する地区も、木造家屋が密集しており、保存地区から周辺地区への延焼、また周辺地区から保存地区への延焼の可能性が想定される。そのため、周辺地区との連携・協力した地域防災力の向上を図る。

S3-2：防災マップの作成・配布

保存地区では、地震・火災時には、新町通りの南側の紀の川（吉野川）沿いのオープンスペースに向かっての避難、浸水等に対しては北側の国道24号沿いに向かっての避難となる。そのため、居住する建物周辺の地理状況、周辺の浸水状況、消防設備の設置状況、避難場所や避難経路を記載した防災マップを作成・配布することで地域の防災特性の周知を図る。

S3-3：まちあるき等による避難経路の確認

イベントやまちあるき等を実施し、複数の避難経路の特性や安全性を確認し、自宅からの避難場所への災害状況に応じた避難経路が選択できる能力を養う。

S3-4：避難訓練の実施

避難訓練を実施し、避難時の一時集合場所や避難方法、要援護者への対応等を確認する。避難訓練については、参加しやすい環境づくり（イベントとの一体的開催など）を目指す。

S3-5：敷地内のオープンスペースを活用した2方向避難路の確保（協定等）

建物で2方向避難が確保できない場合で、隣接する敷地にスペース（庭・通路）がある場合には、その敷地所有者との話し合いにより避難路として利用することを検討する。また、新町通り南側の敷地では、紀の川（吉野川）沿いの景観への影響に配慮して、敷地内の段差を解消するための施設の設置を検討し、建物の2方向への避難路確保を目指す。

S3-6：家具の転倒防止器具の設置（避難経路の確保等）

地震によるケガの原因として、家具の転倒や家具からの落下物によるものが多数あったとされている。一方、アンケート調査では家具を固定している世帯はわずか12.0%であった。そこで、家庭での被害を軽減できるように、家具を金具で固定するなど家具の転倒対策・落下対策を促進する。

S3-7：マップ等による情報伝達

地震や火災に対する避難方向や避難場所等を記したマップ等により、観光客等の地域に不案内な人達に対しての情報の伝達を行う。

H3-1：災害時の一時集合場所整備

アンケート調査では、25.3%が避難所が遠い、9.3%が避難所が分からない、57.3%が避難路について安全確認はしていないと回答している。そのため、近隣に一時的に危険を回避できる場所を設置し、地区住民が協力して、高齢者が安全に避難できるようにする。これらは駐車場や広場等のオープンスペースを活用する。

H3-2：ブロック塀等の対策

倒壊の危険性のあるブロック塀がある路地等を避けた避難路の検討する。また、地区内の塀については景観に配慮した板塀等への転換を促進する。

H3-3：電柱の倒壊による災害の防止（減柱化）

地区は狭い道路や路地で構成されていることから、電柱等の倒壊により、避難路の閉塞や感電のおそれなど避難への影響が懸念される。さらに新町通りのまちなみ景観形成の面からも新町通り沿いの無電柱化が望まれる。しかし、無電柱化に関する調査結果報告によれば、新町通りの地下空間はすでに既存のライフラインや雨水排水施設などに占有され、新たな収納空間の確保できず無電柱化することが困難な状況にある。

そこで、その代替策である裏配線や軒下配線などの様々な工夫による減柱化の可能性について継続して検討することとする。

5-4 防災対策事業

5-4-1 防災施設整備計画

防災施設整備（ハード事業の概要）

項目	対策メニュー	概要	主体	実現化にむけた課題
地区防災体制の強化	H1-1：屋外消火器の設置（町並み景観に配慮）	○屋外消火器を設置	地区	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外への配置は景観への配慮が必要である。 ・掘削等の工事、水道管との接続、使用方法の訓練 ・短期的には屋外消火器の設置を優先し、設置箇所の特 性により簡易消火栓等の設置を検討
	H1-2：簡易消火栓等の整備	○簡易消火栓を屋外に整備	地区	
	H1-3：既設消火栓活用のためのホース等格納庫の設置（町並み景観に配慮）	○各消火栓に消火のためのホース等を格納する格納庫を配置	地区	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外への配置は景観への配慮が必要である。 ・将来にわたっての管理者を明確にしておく。
	H1-4：防火水槽等の整備（震災時等）	○耐震性防火水槽を整備	市	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設置場所（用地）の確保、掘削等の工事、水道管との接続、ポンプ、使用方法の訓練等が必要である。
	H1-5：可搬式ポンプ・防災器具庫の整備（町並み景観に配慮）	○可搬式動力ポンプの配備及び防災器具庫を配置	地区	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所の確保が必要である。 ・ポンプの維持管理には、管理者に一定の管理技術が要請される（受け入れ体制の強化）。 ・ポンプ等の使用方法、河川での取水訓練等の実施
	H1-6：無線式連動型火災報知器の設置	○住戸内の火災警報器と地区との相互監視設備を設置	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のグループ相互監視システムは課題が多い。（数軒が限界で、空家や高齢化への対応が課題等） ・新しいシステム等開発とその導入実験等の検討
地区内建物の強化	H2-1：伝建建物の修理等にあわせた耐震性能の向上（構造補強）	○改修時にあわせた構造補強の実施	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・改修時における耐震化等の方法や指針づくりや情報の提供が必要である。
	H2-2：伝建建物の修理等にあわせた漆喰壁や軒裏の塗り込めの補修	○傷んでいる・剥離している漆喰等についての修理・補修	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・改修時における耐震化等の方法や指針づくりや情報の提供が必要である。
地区防災環境の強化	H3-1：災害時の一時集合場所整備（防災訓練・情報の共有）	○地区周辺の空地（公園・広場等）を一時集合場所として活用	市	<ul style="list-style-type: none"> ・地区での一時集合場所の運用方法等
	H3-2：ブロック塀等の対策	○ブロック塀等のチェック・改修の促進	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・板塀等の転換への経済的支援策
	H3-3：電柱の倒壊による災害の防止（減柱化）	○電線の裏配線化等による無電柱化	市	<ul style="list-style-type: none"> ・電気・電信等関連事業者との協議 ・裏配線や軒下配線に向けた実現化課題の解消

5-4-2 主な導入施設に向けた検討

(1) 地区防災体制の強化

①屋外消火器の設置(H1-1)

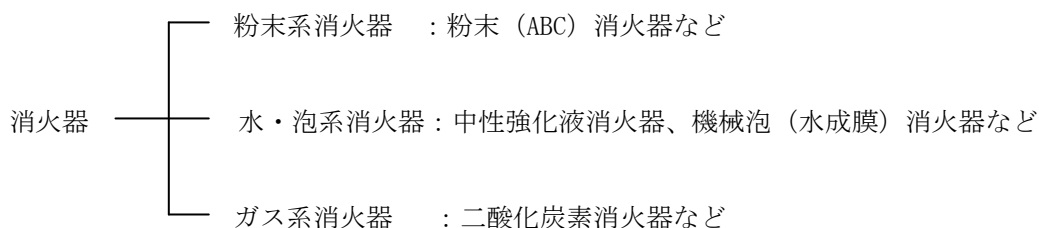
屋外消火器は、高齢者や女性にも持ち運び・利用が容易であり、水道が利用できない場合にも初期消火ができることから、設置効果が高い消火設備である。

【配置間隔】

保存地区では、まちかど消火器として、ABC10型消火器が配置されているが、迅速に初期消火するためには充分とはいえない。設置間隔と本数については様々な事例が見られるが、本地区では概ね30m間隔で配置し、1箇所には4本の設置を行う。

【消火器の種類】

消火器の種類としては、粉末系、水泡系消火器、ガス系消火器に大別される。消火能力は下表のとおりである。ABC型は、普通火災、油火災、電気火災での使用が可能である。また、10型は重量が3kgと扱いやすい大きさとなっている。消火器の設置は、家庭内の火災が発生しやすい場所(台所等)に設置するのが、初期消火としては効果的といえ、各戸への設置を促進するとともに、屋外で誰にも初期消火できるように設置を進める。



参考資料：消火器の能力単位

機 種	薬剤量	A 普通火災	B 油火災	C 電気火災
ABC10型	3.0 kg	3	7	○
ABC 4型	1.2 kg	1	3	○
ABC 6型	2.0 kg	2	3	○
ABC20型	6.0 kg	5	12	○
強化液 (中性) 2型	2.0 L	1	1	○
強化液 (中性) 2型	3.0 L	2	2	○
機械泡 (水成膜) 3型	3.0 L	2	6	—
機械泡 (水成膜) 4型	6.0 L	3	12	—
Co2 5型	2.4 kg	—	1	○
Co2 7型	3.2 kg	—	2	○

参考資料：消火器の維持管理

加圧式消火器(水、化学泡消火器を除く)

製造からの経過年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	
外観点検	半年ごとに全数実施															
内部点検	不要※1		半年ごとに10%実施(内50%以上放射)3年で全数実施					半年ごとに20%実施(内50%以上放射)2.5年で全数実施								
耐圧性能点検 ※3	不要※2										全数	不要※2		全数	不要※2	

※1 1の点検は、外観点検で安全栓・安全栓の封又は緊結部等に異常が認められたものは必要です。
 ※2 2の点検は、外観点検で本体容器に腐食が認められたものは必要です。
 ※3 3の耐圧機能点検にあつては、施工後3年間(平成26年12月31日まで)は、製造年から10年間を経過したもの(外観点検で本体容器に腐食が認められたものは除く。)にあつては、抜取り方式により実施することができる。

出典：インターネット／消火器 COM(株)

【消火器の収納箱の事例】

消火器については、景観に配慮した収納箱を設置している。事例は1本収容タイプである。



屋外消火器の設置 (五個荘地区)



屋外消火器の設置 (今井町)

【概算設置費用】

- ・ 消火器 約 5.2 千円 × 4 = 21 千円
- ・ 収納箱 50 千円 × 1 = 50 千円 (木製・加工費込み)
- 約 71 千円/箇所
- ・ 設置箇所数 = 50 箇所
- 設置費用 = 71 千円 × 50 箇所 = 3,550 千円

②簡易消火栓等の整備 (H1-2)

簡易消火栓等は、初期消火において使用される消火栓で女性や高齢者にも扱いやすいとされる。初期消火については、災害時で水道が使えない場合を考慮して消火器を配置することとしており、設置箇所の特性により消火器より簡易消火栓の設置が好ましい場合に設置するものとする。

【配置間隔】

消火器の代替として配置する場合には、消火器と同間隔で配置する。

【簡易消火栓の種類】

簡易消火栓としては下記の種類がある。

名称	概要	摘要
2号消火栓格納箱	・女性等非力な人でも操作が可能 ・水道との接続工事、圧力、水量等の条件	格納品一式 設置費用は別途
簡易消火装置 (街かど消火栓)	・女性等非力な人でも操作が可能 ・水道蛇口から給水できる。 ・設置が容易である。	放水ホース 15mm L=25m、60cm×90cm 設置費用は別途

【簡易消火栓の事例等】



2号消火栓 (五個荘地区)



街かど消火栓 (出典：中央理工科工業ホームページ)

【2号消火栓概算設置費用】

- ・器具 = 200 千円
- ・工事費 = 200 千円
- ・給水分担金 = 430 千円
- ・設置費用 830 千円／箇所

③既設消火栓活用のためのホース等格納庫の設置 (H1-3)

保存地区の消火活動に有効な消火栓は、法定消火栓及び法定外消火栓合わせて17箇所に設置されている。これらの消火栓を迅速に使用するためには、消火栓を使用するためのスタンド、キー、ホース等が完備されている必要がある。そこで消火栓周辺に景観に配慮した格納庫の設置を進める。

【設置間隔】

設置されている消火栓につき1セットの格納庫を設置することとし、17箇所に設置する。

【格納箱の設置例】

新町通りの既存の格納箱は鋼製のものが使用されている。一方、五個荘地区では、木製の格納箱が使用され、町並みに馴染んだものとなっている。



ホース等格納箱 (新町通り)



ホース等格納箱 (五個荘地区)

【概算設置費用】

鋼製格納庫一式 = 270 千円

木質化粧 = 90 千円

設置費用 = 360 千円/箇所 × 17 箇所 = 6,120 千円

④防火水槽の整備 (H1-4)

防火水槽については、既存の防火水槽でカバーできない地区に耐震型防火水槽の整備を行う。
また、既存の防火水槽で耐震化されていないものについては、耐震化の検討を行う。

【現況防火水槽の位置】

現況の防火水槽の位置を下図に示す。



【防火水槽の工法】

防火水槽には、現場打ちコンクリート造、コンクリート2次製品、FRP製品がある。
コンクリート2次製品やFRP製品は、工場で作製され、現場で組み立てられる。そのため、設置場所での工期短縮が可能であるが、製品の搬入のための車両や重機が必要となり、進入路の確保が課題となる。一方、現場打ちコンクリート造は、現場でコンクリートを打設するため、設置場所への制約条件は少ない。設置候補地区の条件等により、選択していくことになる。

【耐震化工法等】

既存の防火水槽の耐震化について、新技術等採用などの工法検討を行い耐震化を行う。

防火水槽堺式工法で新設そっくりさん 費用安く、工期も短い (産経新聞)

火災の消火用水をためる防火水槽が老朽化した際、簡単な工事で再生し、新設と変わらない耐震性と強度を持たせる新工法を堺市土木部の職員らが開発した。損傷箇所を鉄以上の強度を持つ炭素繊維シートで補修するなどの方法で、新設に比べて費用が大幅に安く、工期も短くできるという。自治体が設置した防火水槽は全国に約51万3千基あり、戦前のものも残る。これまでは古い防火水槽を埋めて別の場所に新設するか、古い防火水槽を撤去して新設する方法が主流で、新工法は全国の自治体関係者から注目されている。

【概算設置費用】

・防火水槽=10,000千円/基

(五條市内の現場打ちコンクリート造の例より、土留め等の施工条件により変化)

⑤可搬式ポンプ・防災器具庫の整備 (H1-5)

河川からの取水設備として、可搬式動力ポンプの導入が適切と考えられる。消防法施行令第 20 条では、水源から防火対象までの水平距離は、規格放水量が 0.4 m³/min 未満のものは 25m 以下となるように設けることとなっているが、ここでは住民の初期消火のための設備として、また屋外消火設備が設置できない場合の代用設備として補完する役割を担うものとして位置づける。

保存地区は消防署が近いことから、消防ポンプ車の迅速な出動が期待されること、可搬式ポンプを所有すると日常的なメンテナンスが必要になることから、自主防災組織の体制強化にあわせて中長期的な整備を目指す。

【配置間隔】

東町地区、中町地区、西町地区にそれぞれ 1 台を配置する。

【可搬式ポンプ】

可搬式ポンプの種類は以下のものがある。可搬式ポンプについては、自治防災組織のポンプの使用者、火災や浸水等の利用目的、維持管理能力を踏まえて、階級を定める必要がある。自主防災組織の体制の強化と合わせて、設置するポンプの能力を検討していくものとする。

階級	乾燥質量 (kg)	吸水口内径 (mm)	規格放水圧 (Mpa)	規格放水量 (m ³ /min)
A-1	150 以下	125	0.85	2.8 以上
A-2		100		2.0 以上
B-1				1.5 以上
B-2	100 以下	90	0.70	1.0 以上
B-3		75	0.55	0.5 以上
C-1			65	0.50
C-2	0.40	0.2 以上		
D-1	25 以下	40	0.30	0.13 以上
D-2	15 以下		0.25	0.05 以上

【概算設置費】

- ・ポンプの階級=B-3 と想定
- ・ポンプ =2,000 千円
- ・格納庫 =1,500 千円
- ・備品 =500 千~1,000 千円
- ・設置費用 =4,000 千~4,500 千円×3 箇所=12,000 千~13,500 千円

(2) 通報システムの整備 (H1-6)

火災を早期に発見し通報することは、速やかな通報や初期消火活動を可能にし、木造建物が密集した地域での延焼防止に大きな効果が期待できる。特に、空家や高齢者世帯があるため、早期火災の発見、関係者や近隣住民に速やかな通報を可能とするための自動通報システムを整備する。自動通報システムとしては「A：グループによる総合監視システム」、「B：地域防災情報ネットワーク（仮称）」があるが、導入の黎明期にあり、システムの維持方法、空家の増加、高齢者の増加等の対応方法や住民の使い勝手等を踏まえて検討する必要があり、試験導入等を行いながらシステムの選定を行うことが望ましい。

【通報システムについて】

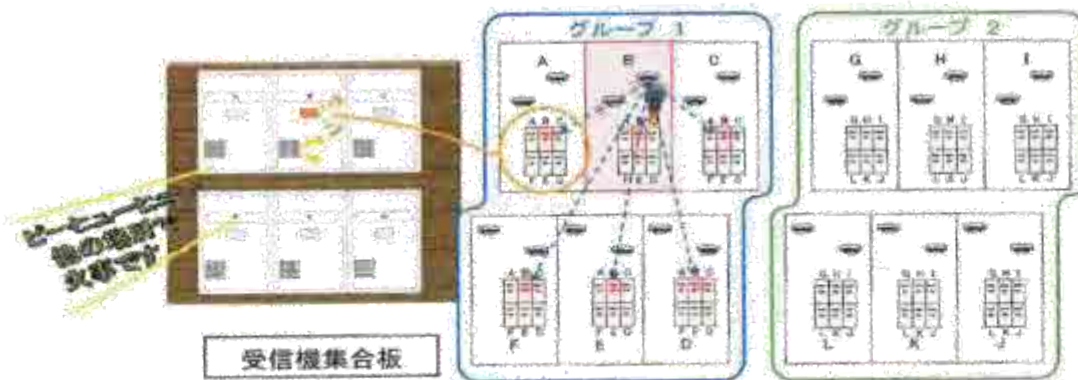
A：グループによる総合監視システム

既存の自動火災報知器の親器と子器と移報アダプタを活用したシステムで、グループ各戸に設置した警報器に対応する移報アダプタを、グループ内の戸数分を各戸に設置するものである。グループが4戸の場合には、移報アダプタは3個/戸=3個と親器が1個/戸、また、子器の設置は各戸の寝室・階段の外に仏間・台所などの火を使う部屋への設置が考えられ、4個/戸程度が必要となる。グループは4戸程度が限界であり、グループ内に空家の発生、高齢化等への対応等が課題となる。

■グループ形成による相互監視のイメージ■

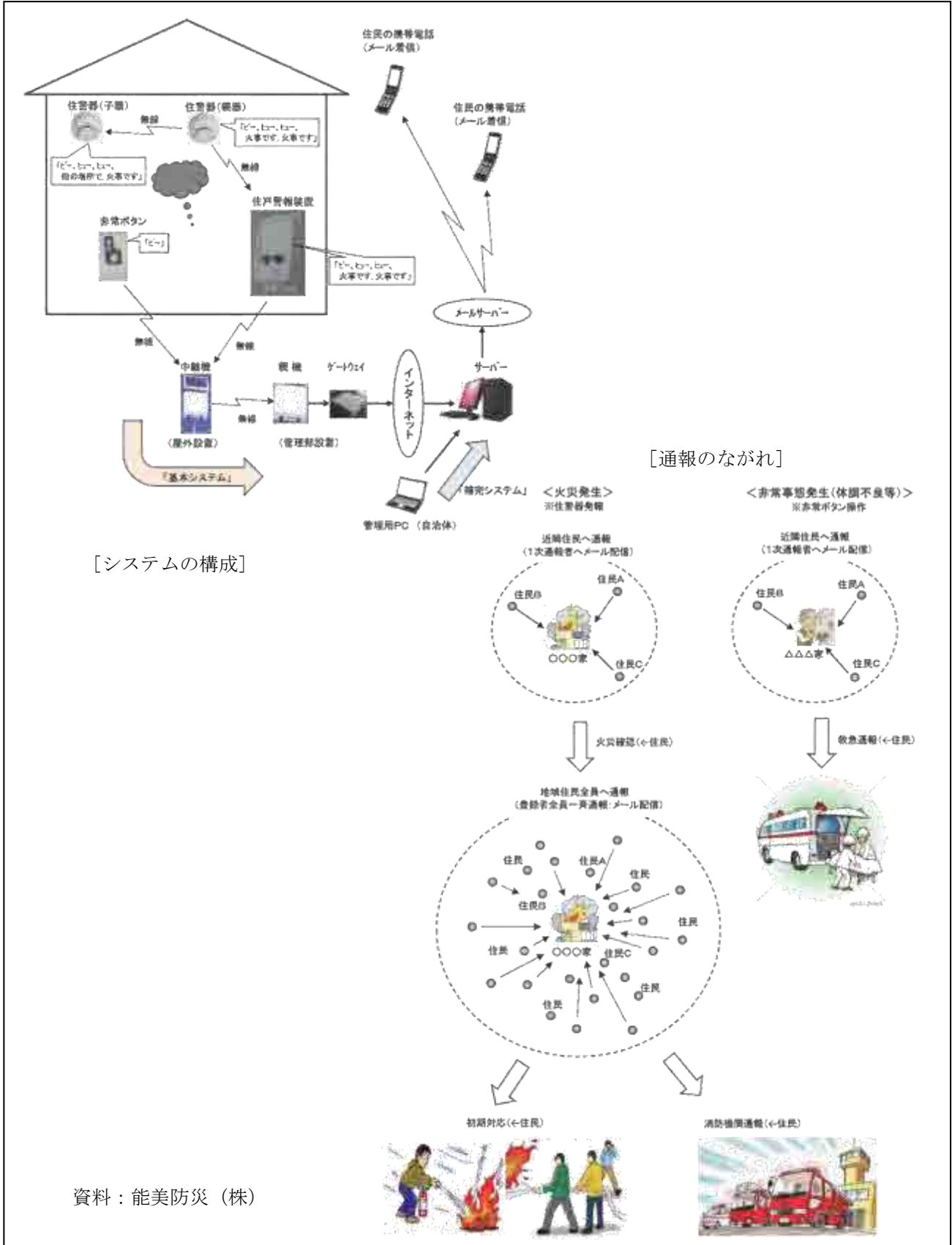


■無線式受信機のイメージ■



B：地域防災情報ネットワーク（仮称）

現在、試験的導入が検討されているシステムで、実用化は平成 26 年度以降の予定である。
 システムの構成は、下図のとおりである。住戸警報器、屋外中継機は電池等を電源とするため、設置が容易である。一部の機器のレンタルが可能であるため、社会実験等で検証しながら導入することが考えられる。



[システムの構成]

[通報のながれ]

資料：能美防災（株）

【システムの比較検討】

システムの導入については、試験的に運用を行いつつ、地域にあったシステムを選択していくことが望ましい。

[比較検討]

項目	①グループによる相互監視システム	②地域防災情報ネットワーク（仮称）	③既存無線式連動型火災報知器の活用
通報者数の制限	グループ内は電波が弱い ため 4 戸程度が限度とされる。	通報には、携帯を使用するため多数の人への通報が可能である。	親機・子機を使用するが電波の制約により戸数が限定される。
空家等の増加した場合の機能の維持	グループ内の 4 戸に空家が発生すると、相互監視の機能が維持できないケースが生じる。	通報は携帯電話を介して行われるため、相互監視者は隣家等に限定されない。	グループ内の 4 戸に空家が発生すると、相互監視の機能が維持できないケースが生じる。
高齢者等への対応	グループ内に高齢者が多い場合、相互監視の機能が維持できないケースが生じる。	同上	グループ内に高齢者が多い場合、相互監視の機能が維持できないケースが生じる。
グループの構成戸数の変更	不可	地区単位で通報者の増減変更は可能	不可
維持管理	各戸がシステムを維持管理	住戸内の自動火災報知器は所有者が管理、中継機及びサーバは別途管理者	各戸がシステムを維持管理
価格	250 千円／戸	未定（システムのレンタル可能性有り）	100 千円／台 (10 台／戸×10 千円)
実現性・事例等	既存システム (事例：金沢市)	試験導入段階 (試験導入事例：篠山市、美山町)	既存システム (事例：熊川宿)
評価	△ 課題 ・費用 ・将来の環境変化に対応した機能の維持方法	○ 課題 ・開発中で平成 26 年度以降に販売予定 ・費用等が不明確	△ 課題 ・通信距離等の制約 ・通報の信頼性

(3) 地区内建物の強化

①H2-1：伝建建物の修理等にあわせた耐震性能の向上

伝建建物の修理等にあわせて構造補強を行うことで耐震性能の向上を図る。

構造補強については、地域の特性や伝統的建造物の構造を踏まえて、文化庁等の関係機関の指導を受けながら進めることになる。構造補強の考え方として、「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引き 平成 25 年 10 月 文化庁文化財課参事官」の活用が考えられる。

本手引きの序には、「重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物について、「建築基準法」の摘要を受ける場合にはそれを満たした上で指針の主旨を尊重し、地震時における安全確保のために本手引きを活用していただきたい。」としており、手引きを参考にした当地区での構造補強のあり方など活用方策を検討する。

②H2-2：伝建建物の修理等にあわせた漆喰壁や軒裏の塗り込めの補修

漆喰塗大壁構造で面型に塗り込めていた壁が傷むことで木材の露出が見られ、露出等による防火性能が低下が懸念される。塗り込め等の補修を行うことで防火性能の回復を図る。



傷んだ漆喰・大壁



補修された大壁、軒裏の塗込

(4) 地区防災環境の強化

①H3-1：災害時の一時集合場所整備

避難所まで距離がある場合、高齢者や観光客などが避難のために集合したり、一時的な安全を確保したりするための空間として地区内の駐車場や広場等の空地を活用する。

②H3-2：ブロック塀等の対策

ブロック塀等については、周辺の伝統的建造物との調和を図った構造への更新等を促進する。

③H3-3：電柱の倒壊による災害の防止（減柱化）

保存地区では、新町通り内の道路地下空間への電気・通信ケーブル等の収容が困難状況にあるため、景観に配慮しつつ、裏配線や軒下配線などの減柱化の検討を進める。

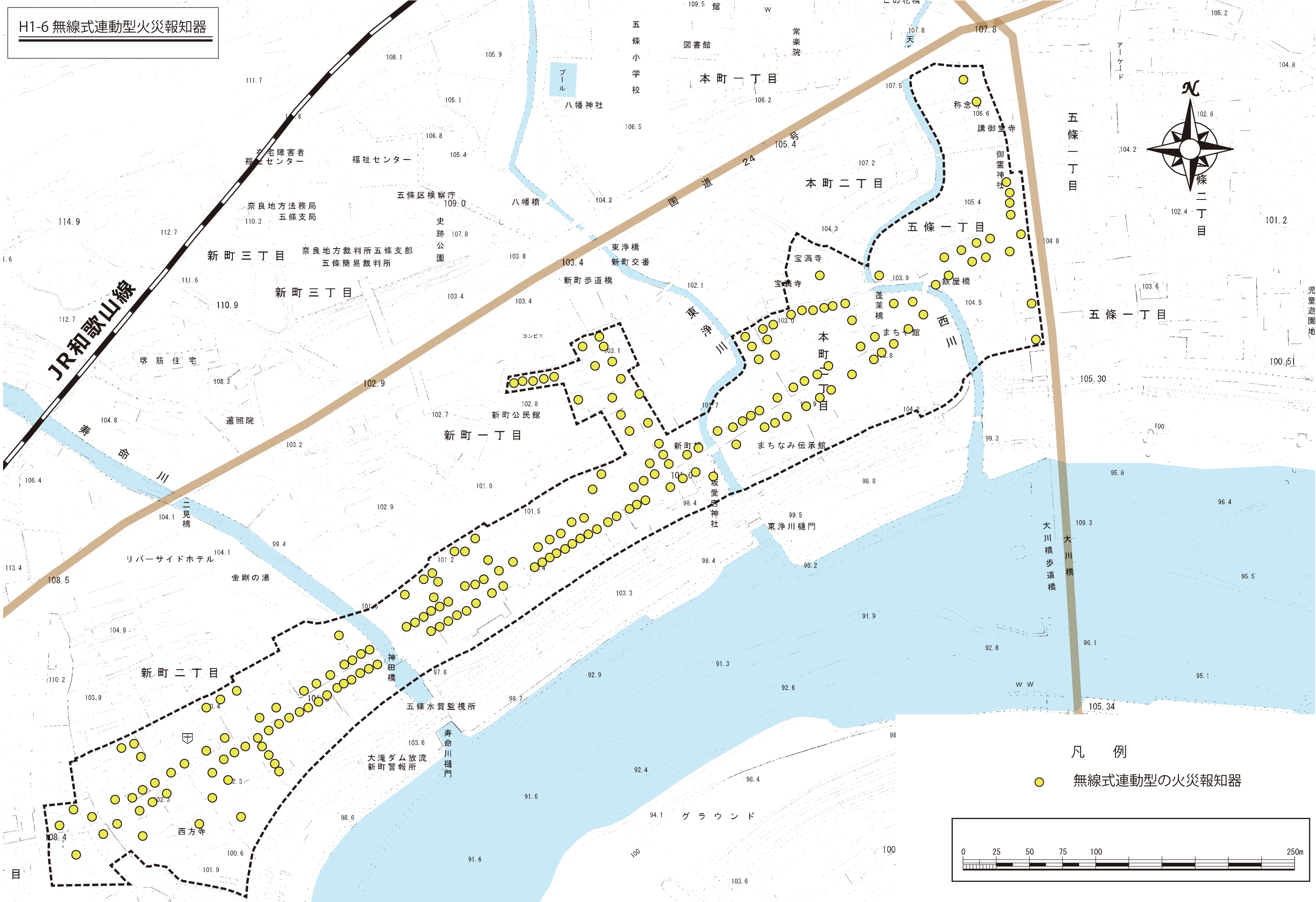
5-4-3 事業実施計画

事業スケジュールは、市の財政状況を踏まえ、国や県の支援を受けながら、長期的な視点で取り組むこととし、事業実施にあたっては関係部局や住民と調整しながら進め、必要に応じて見直しを行いながら進めるものとする。

[短期3年以内・中期5年以内・長期10年以内]

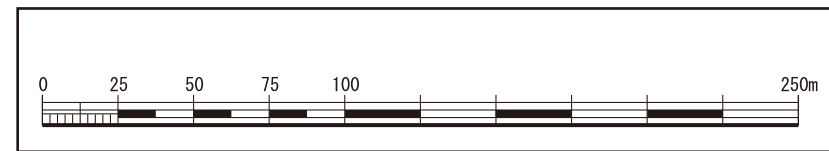
項目	課題	S：ソフト対策 H：ハード対策	主体	短期	中期	長期	備考	
地区 防災 体制の 強化	地区 防災 組織	自主防災 組織	S1-1：防災に関する研修会	地区				
			S1-2：自主防災組織の活性化	地区				
			S1-3：防災マニュアルの作成・配布	地区				
			S1-4：定期的な防災情報の提供	地区				
		防災訓練	S1-5：防災訓練の実施	地区				
			S1-6：初期消火体制の構築	地区				
		高齢者対応	S1-7：高齢者連絡体制の整備	地区				
	消 火 設 備	屋外消火器	H1-1：屋外消火器の設置	地区				設置箇所の条件等による
		消火栓等	H1-2：簡易消火栓等の整備	地区				
			H1-3：ホース等格納庫の設置	地区				
		防火水槽	H1-4：防火水槽等の整備	市				
	通 報	連絡体制	H1-5：可搬式ポンプ等整備	地区				自主防災組織強化
H1-6：無線式連動型火災報知器の設置			全体					
地区 内建 物の 強化	建物の耐震 性能の向上	S2-1：伝建建物の健全度の確保	住民					
		S2-2：伝建建物に関する相談体制	市					
		H2-1：耐震性能の向上	住民					
	建物の防火 性能の向上	S2-3：老朽配線・設備の更新	住民					
		H2-2：漆喰壁や軒裏の塗り込め補修	住民					
	空家対策	S2-4：空家の有効利用	市					
地区 防災 環境の 強化	周辺地区	S3-1：周辺地区との連携	地区					
	避難路等 の確保	S3-2：防災マップの作成・配布	地区					
		S3-3：避難経路の確認	住民					
		S3-4：避難訓練の実施	地区					
		S3-5：2方向避難路の確保	住民					
		H3-1：災害時の一時集合場所整備	市					
		H3-2：ブロック塀等の対策	住民					
		H3-3：無電柱化・減柱化	市					
	S3-6：家具の転倒防止器具の設置	住民						
	S3-7：マップ等による情報伝達	地区						

H1-6 無線式連動型火災報知器

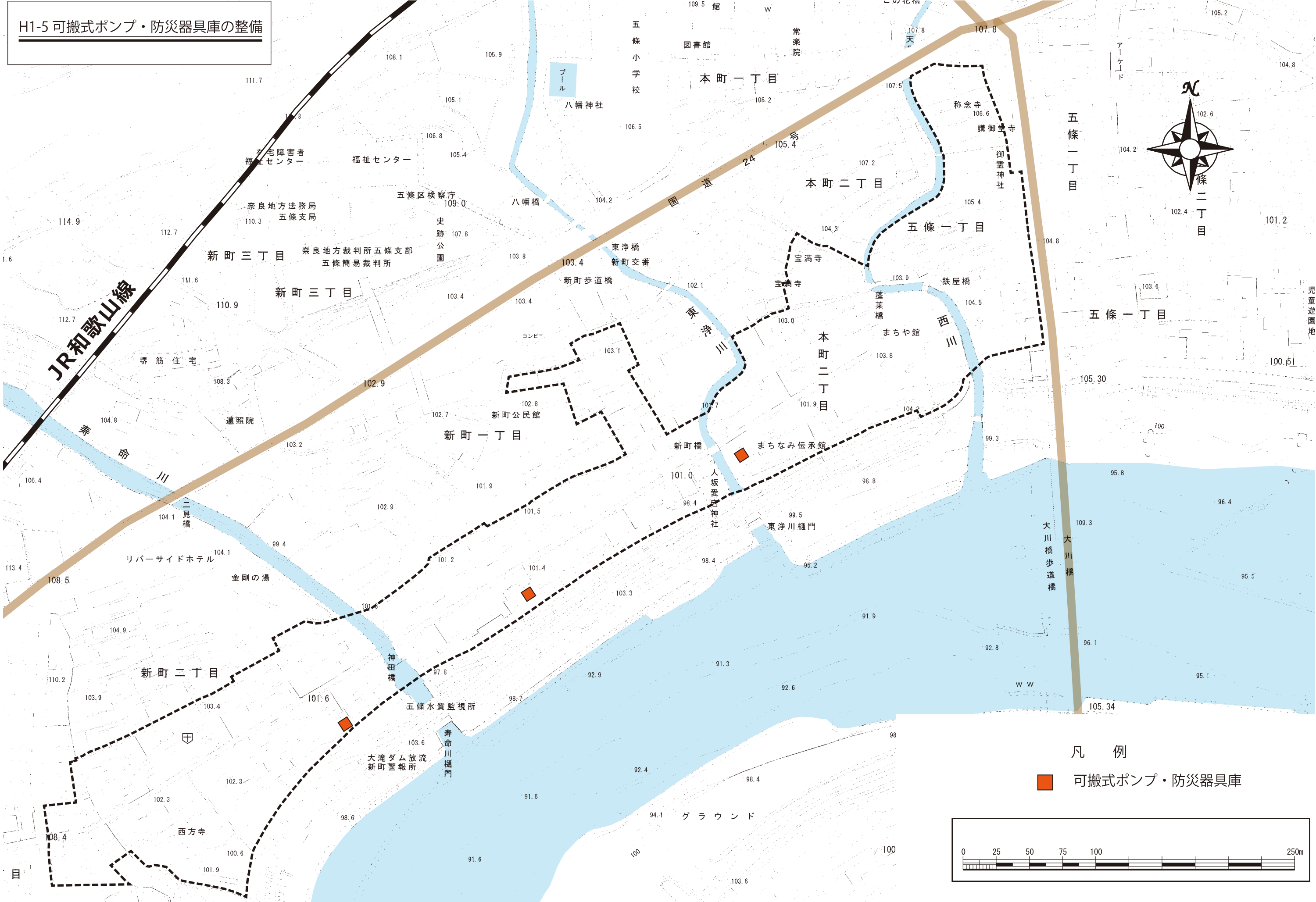


凡例

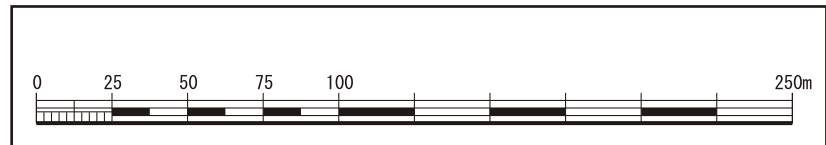
● 無線式連動型の火災報知器



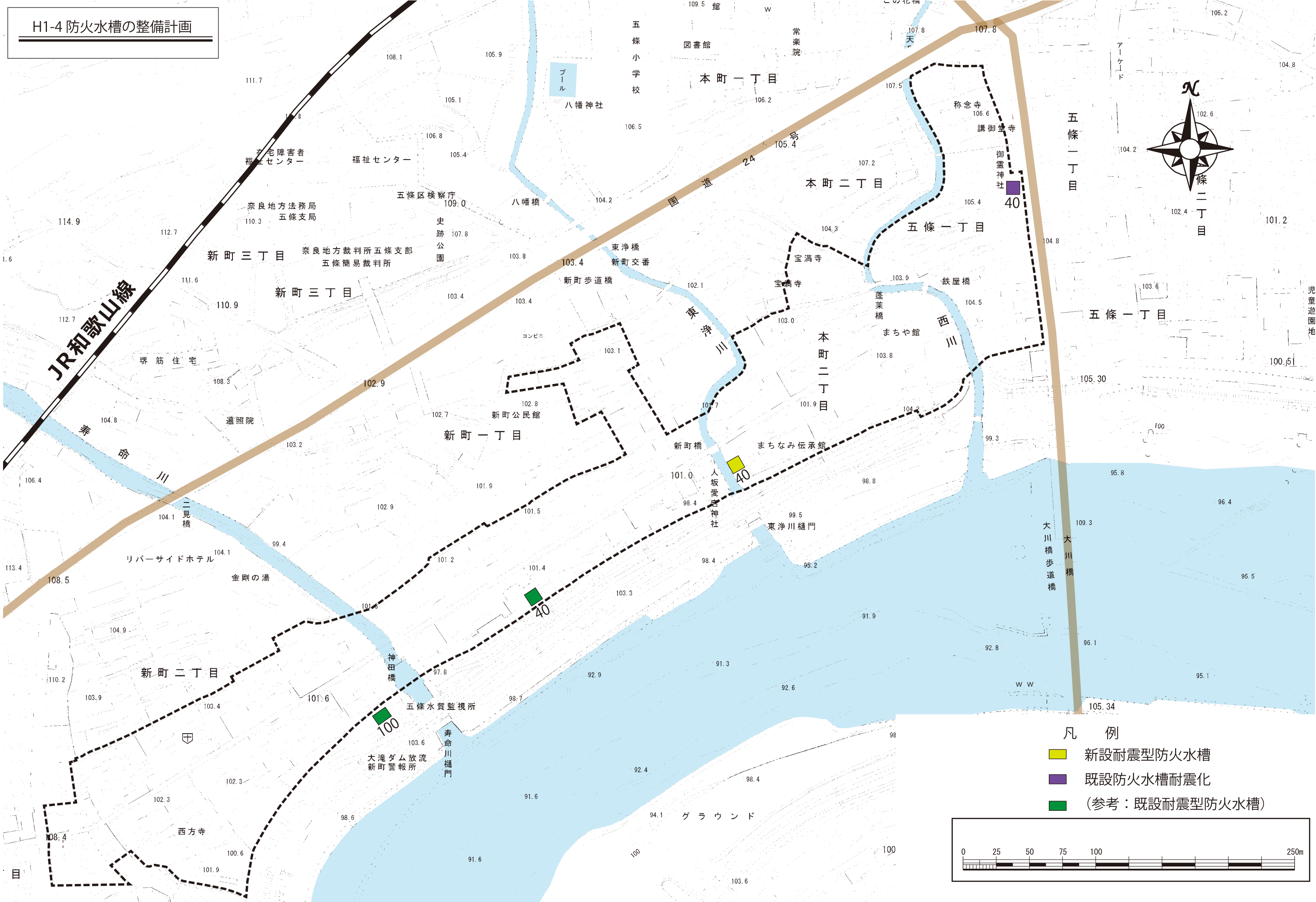
H1-5 可搬式ポンプ・防災器具庫の整備



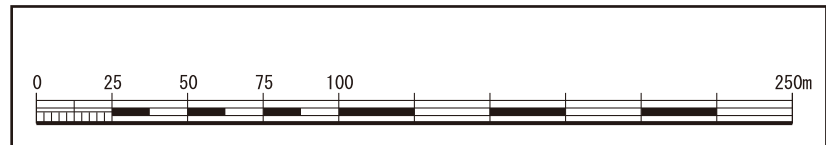
凡例
可搬式ポンプ・防災器具庫



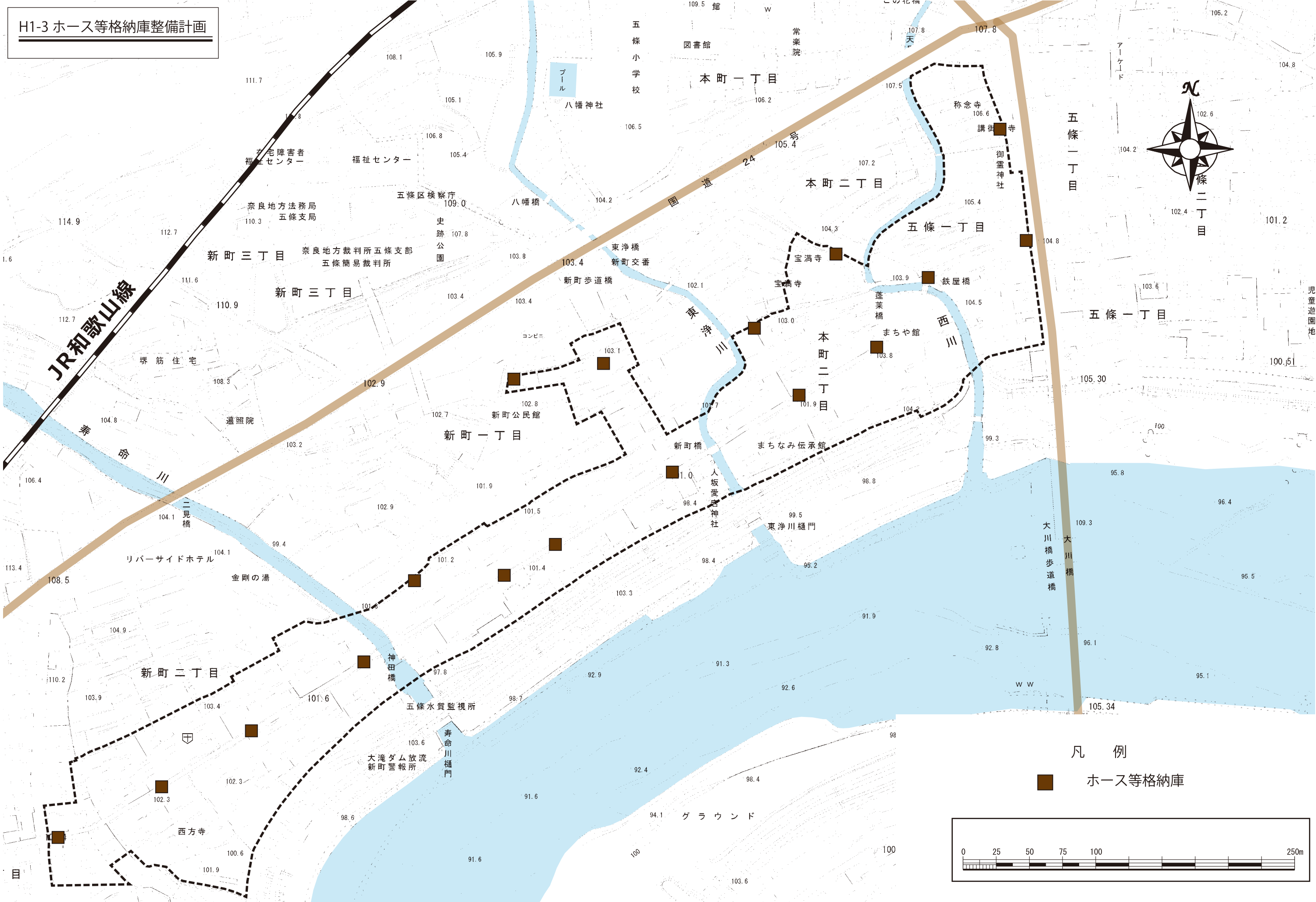
H1-4 防火水槽の整備計画



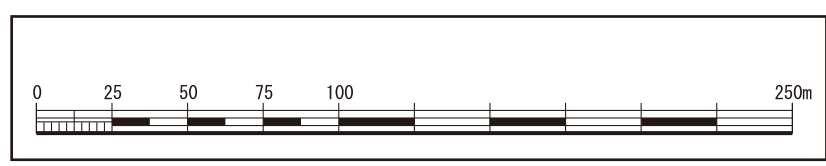
- 凡 例
- 新設耐震型防火水槽
 - 既設防火水槽耐震化
 - (参考：既設耐震型防火水槽)



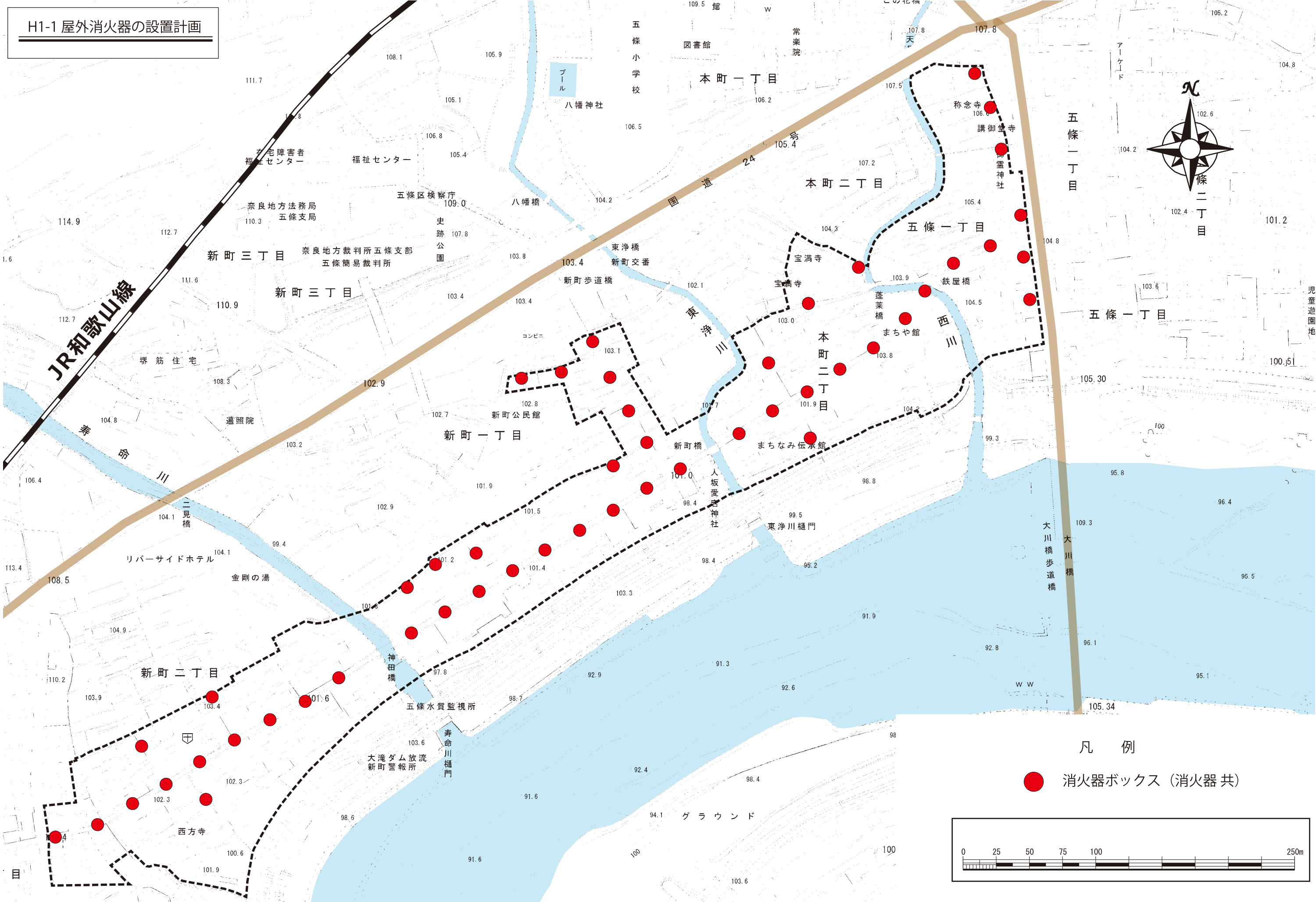
H1-3 ホース等格納庫整備計画



凡例
■ ホース等格納庫

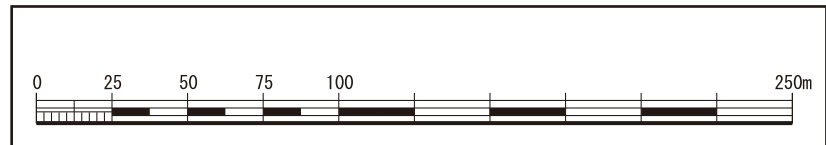


H1-1 屋外消火器の設置計画



凡例

● 消火器ボックス (消火器共)



6. 今後の課題

6-1 地区防災体制の強化

6-1-1 防災活動の推進

防災計画の実行には、今後の地区住民の活動が前提となる。防災計画策定のために実施したワークショップを、今後は計画推進のために継続していくことが重要である。また、保存地区を3ブロック（東町地区・中町地区・西町地区）に分け、それぞれの地区の状況に応じた計画やルールづくり等防災活動の具体化が必要である。

6-1-2 参加しやすい防災活動

災害時の備えとして、防災活動を定期的に行う必要がある。また、地区行事と合わせるなど、子どもや高齢者等、多くの住民が楽しみながら参加出来るような内容の工夫も必要である。

6-1-3 消火設備に対する地区の受け入れ体制の整備

消火設備の中で主体が地区であるものについては、設備を維持し使いこなす体制づくりと住民の意識の醸成が必要である。

6-1-4 災害時の連絡体制の整備

通信システムの試験運用を踏まえ、住民にとって使いやすいシステムの導入の検討を行う必要がある。

6-2 地区内建物の強化

6-2-1 伝建建物の健全度確保のための体制の整備

伝建建物の本来の耐震性や防火性を確保するためには、伝建建物の健全度を保つことが重要となる。そのため必要となる相談窓口の設置や正しい知識や技術を備えた大工・左官・建築士等の建築実務者の育成等、体制づくりが必要となる。

6-3 地区防災環境の強化

6-3-1 周辺地区との連携の継続

伝建地区と周辺地区との連携を強化していく必要がある。

6-3-2 防災マップの更新

まちの変化に対応したマップを定期的に更新していく必要がある。